愛媛県知事中村時広殿

四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長 井 啓 介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく 事前連絡を致します。

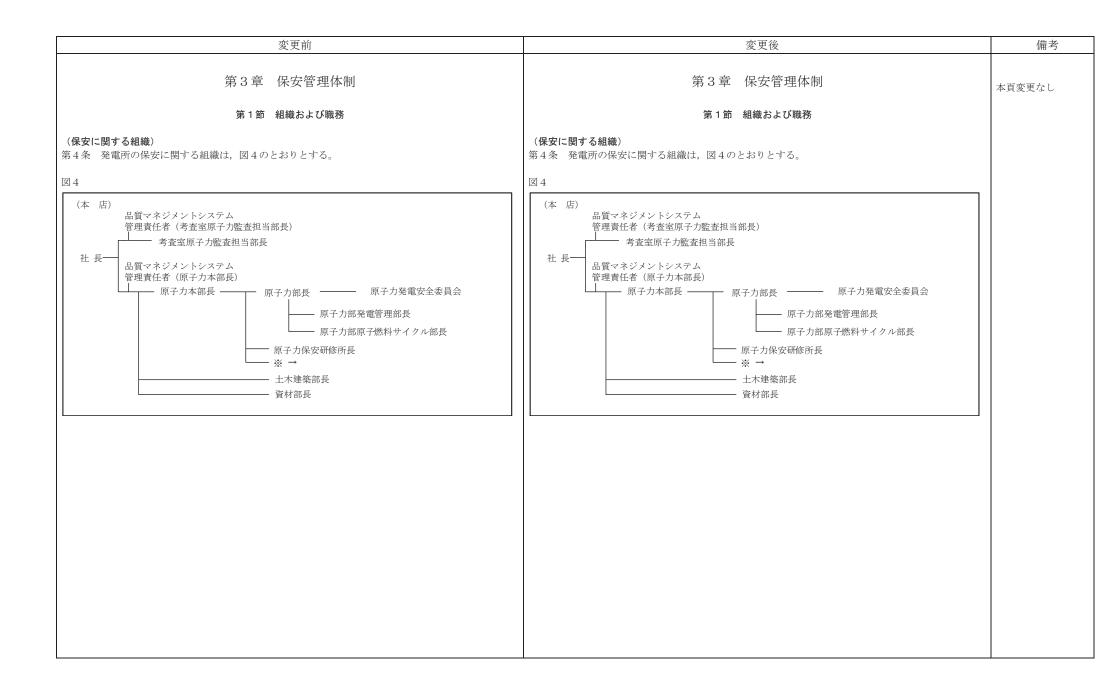
敬具

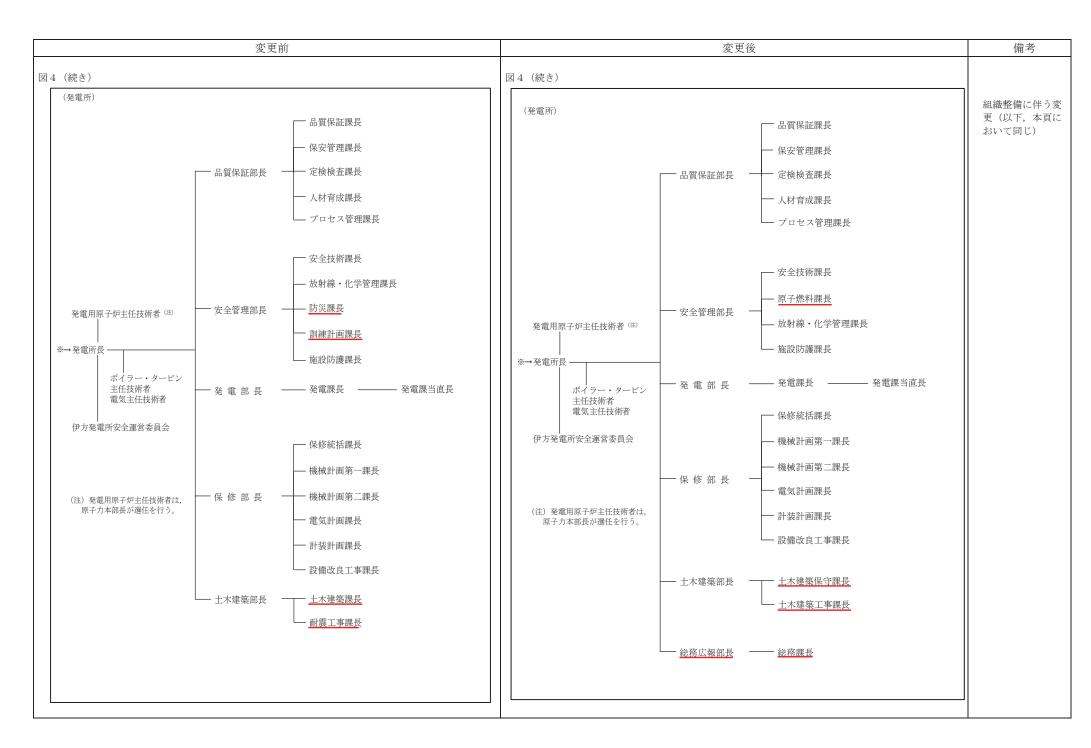
記

- 1. 変更の概要
 - (1) 組織整備に伴う変更
- 2. 施行期日
 - (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表





(保安に関する職務)

- 第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメン トシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および 保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組み を統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規 定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取 組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質 マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意 識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括(内 部監査部門に限る) する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令 および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持 するための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 原子力部発電管理部長(以下「発電管理部長」という。)は、原子力部が実施する発電所の保安に 関連する業務(原子力部原子燃料サイクル部長(以下「原子燃料サイクル部長」という。) が実施す る業務を除く)を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連す る業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 課長の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修。 改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。
- 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護 課長の所管する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下「重大事 故等発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓練 計画課長および発電課長が実施する業務を除く)、大規模指壊発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行う体制の整備に関する業務(訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く), 炉心の 管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。
- 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関す る業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務 を行う。

(保安に関する職務)

- 第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメン トシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および 保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組み を統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規 定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取 組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質 マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意 識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括(内 部監査部門に限る) する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令 および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持 するための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 原子力部発電管理部長(以下「発電管理部長」という。)は、原子力部が実施する発電所の保安に 関連する業務(原子力部原子燃料サイクル部長(以下「原子燃料サイクル部長」という。)が実施す る業務を除く)を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連す る業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 発電所長(以下「所長」という。)は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理 │11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理 課長の所管する業務を統括する。
 - 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
 - 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
 - 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修。 改造作業における工程管理に関する業務を行う。
 - 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
 - 16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。
 - 17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管 する業務を統括する。
 - 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下「重大事 故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(発電 課長が実施する業務を除く)、大規模指壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の 整備に関する業務(発電課長が実施する業務を除く)および非常時の措置に関する業務を行う。
 - 19 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。
 - 20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関す る業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務 を行う。

組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)

灰 大門	Ш
防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、	T
内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務,火山現象(降	ı
灰)による影響が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)に	ı
おける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時に	
おける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	
	防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象(降 灰)による影響が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)に おける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時に

恋更前

- 21 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。
- 22 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 25 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、 本編において当直長は、特に定めの無い限り3号炉の当直長をいう。
- 26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。
- 29 機械計画第二課長は,原子炉施設のうちタービン設備の保修,改造に関する業務(定検検査課長が 実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 32 設備改良工事課長は,原子炉施設のうち機械設備,電気設備および計装設備の改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長,機械計画第二課長,電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く)を行う。
- 33 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 34 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 35 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
- 36 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 37 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。
- 38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。

組織整備に伴う変更

備考

(以下,本頁におい

て同じ)

- 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 22 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 24 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、 本編において当直長は、特に定めの無い限り3号炉の当直長をいう。

変更後

- 25 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 26 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(総務課長が実施する業務を除く)、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象(降灰)による影響が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- 27 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。
- 28 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 29 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 30 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 31 設備改良工事課長は,原子炉施設のうち機械設備,電気設備および計装設備の改造に関する業務(定 検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長,機械計画第二課長,電気計画課長お よび計装計画課長が実施する業務を除く)を行う。
- 32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。
- 33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務(定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く)を行う。
- 35 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。
- 36 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。
- 37 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 38 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。
- 39 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。

変更前	変更後	備考
(伊方発電所安全運営委員会)	(伊方発電所安全運営委員会)	
第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。	第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。	
2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。	2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。	
ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項	ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項	
に該当しない。	に該当しない。	
(1) 運転管理に関する内規の制定および改正	(1) 運転管理に関する内規の制定および改正	
(a) 運転員の構成人員に関する事項	(a) 運転員の構成人員に関する事項	
(b) 当直の引継方法に関する事項	(b) 当直の引継方法に関する事項	
(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項	(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項	
(d) 巡視点検に関する事項	(d) 巡視点検に関する事項	
(e) 異常時の措置に関する事項	(e) 異常時の措置に関する事項	
(f) 警報発生時の措置に関する事項	(f) 警報発生時の措置に関する事項	
(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項	
(h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項	(h) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項	
(i) 誤操作の防止に関する事項	(i) 誤操作の防止に関する事項	
(i) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発	(j) 火災発生時, 内部溢水発生時, 火山影響等発生時, その他自然災害発生時等および有毒ガス発	
生時の体制の整備に関する事項	生時の体制の整備に関する事項	
(k) 重大事故等および大規模指壊発生時の体制の整備に関する事項	(k) 重大事故等および大規模指壊発生時の体制の整備に関する事項	
(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正	(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正	
(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項	(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項	
(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項	(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項	
(c) 燃料の検査および取替に関する事項	(c) 燃料の検査および取替に関する事項	
(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正	(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正	
(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項	(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項	
(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項	(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項	
(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項	(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項	
(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項	(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項	
(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正	(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正	
(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項	(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項	
(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項	(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項	
(c) 保全区域に関する事項	(c) 保全区域に関する事項	
(d) 周辺監視区域に関する事項	(d) 周辺監視区域に関する事項	
(e) 線量の評価に関する事項	(e) 線量の評価に関する事項	
(f) 除染に関する事項	(f) 除染に関する事項	
(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項	(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項	
(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項	(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項	
(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項	(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項	
(5) 施設管理に関する内規の制定および改正	(5) 施設管理に関する内規の制定および改正	
(6) 改造の実施に関する事項(第2編第218条の2第2項に関する事項を含む)	(6) 改造の実施に関する事項(第2編第218条の2第2項に関する事項を含む)	
(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)	(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)	
(8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項	(8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項	
(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項	
(10) その他運営委員会で定めた事項	(10) その他運営委員会で定めた事項	
3 所長を委員長とする。	3 所長を委員長とする。	
4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第	4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第	組織整備に伴うす
5条第11項から第35項(第25項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	5条第11項から第 <u>36</u> 項(第 <u>24</u> 項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	
		1

	変更後	備考
第3節 主任技術者	第3節 主任技術者	
第3節 主任技術者 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は,原子炉主任技術者および代行者を,原子炉主任技術者免状を有する者であって,(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。	第3節 主任技術者 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長または安全管理部長と兼務を行うことができる。	

変更前	変更後	備考
(運転員等の確保) 第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 2 発電課長は、原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 2 発電課長は、原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 2 発電課長は、原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 3 対面をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。また、 「大き12-4に定める人数を特重施設内に常時確保する。 5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練および第17の6第1項(2)のAPC等時の成立性の確認訓練等において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1および表12-4に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。 3 難計計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等に上行技術者の確認、所長の承認を得て体制を確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1および表12-4に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 3 対策計画課長は、第7項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 5 発電課長は、第7項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。	変更複響の確保) 第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。	組織整備に伴う変において同じ)

変更前		変	更後	備考
表12-1		表12-1	W.	
モード1,2,3および4(蒸気発生器 が熱除去のために使用されている期間) の場合	10名以上 (当直長を含む)	モード1,2,3および4(蒸気発生器 が熱除去のために使用されている期間) の場合	10名以上 (当直長を含む)	本頁変更なし
モード4(余熱除去系が熱除去のために 使用されている期間),5および6の場 合	8名以上 (当直長を含む)	モード4(余熱除去系が熱除去のために 使用されている期間), 5および6の場 合	8名以上 (当直長を含む)	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	5名以上 (当直長を含む)	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	5名以上 (当直長を含む)	
:12-2		表12-2		
モード1,2,3,4,5,6および使用済燃料ビッ 貯蔵している期間	トに燃料体を (当直長または副当直 長を含む班長以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ビ 貯蔵している期間	プットに燃料体を 当直長または副当直 長を含む班長以上	
12 – 3		表12-3		_
モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ビッ 貯蔵している期間	トに燃料体を 22名以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ビ 貯蔵している期間	"ツトに燃料体を 22名以上	
12-4		表12-4		
モード1, 2, 3, 4, 5および6の場合		モード1, 2, 3, 4, 5および6の場合		

	変更後	備考
(火災発生時の体制の整備)	(火災発生時の体制の整備)	
17条 防災課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動**1を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害およて有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。(1)火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報計備の設置に関すること**2 (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関することを無長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。者課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 1:消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。(以下、本条において同じ。)	(火災発生時の体制の整備) 第17条 保修統括課長および総務課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。(1)火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること**2 (2)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること(3)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること(4)火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること(5)発電所における可燃物の適切な管理に関すること 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ************************************	組織整備に伴う変 (以下,本頁にお

変更前	変更後	備考
(内部溢水発生時の体制の整備)	(内部溢水発生時の体制の整備)	
第17条の2 <u>防災</u> 課長は,原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として,次の事項を含む計画を定め,所	第17条の2 保修統括課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動**1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい
長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、 自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。	て同じ)
(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること	(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること	
(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること	(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること	
(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施す	(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施す	
2 谷麻衣は、前項の計画に基づき、内部温水光生時における原子が施設の床生のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な	る。	
措置を講じ、 <u>防災</u> 課長に報告する。 <u>防災</u> 課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	者	
4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	
※1:内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	※1:内部溢水発生時に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)	

	変更後	備考
(火山影響等発生時の体制の整備)	(火山影響等発生時の体制の整備)	
(火山影響等発生時の体制の整備) が17条の2の2 防災無長は、火山影響等発生時における原子が施設の保全のための活動**1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (5) (a)項に掲げるもののほか、代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (6) (a)項に掲げるもののほか、交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること (7) 全部長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 (8) 条章長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 (8) 各部長は、東2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 (4) 各部長は、火山影響等発生時に、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所見、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (8) 発生時に行う活動を含む。(以下、本条において同じ。)	第17条の2の2 保修統括課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (4) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a) 非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b) (a)項に掲げるもののほか、代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c) (b)項に掲げるもののほか、交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること 2 各課長は、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長に報告する。保修統括課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	(以下,本頁におい

変更前	変更後	備考
(その他自然災害発生時等の体制の整備) §17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (4) 各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5) 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 (5) 各課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 発電管理部長は、その他自然災害に関する新たな知見等の収集、反映等を実施する。	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第17条の3 保修統括課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象(降灰)、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	組織整備に伴う変 (以下,本頁にお

変更後 変更前

(重大事故等発生時の体制の整備)

- 第17条の5 安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く) を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る 計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策 に係る手順は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。
- (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策 要員」という。) の配置に関すること
- (2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立 性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること
- (3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子 炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること
- (4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策
- (b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策
- (c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策
- (d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策
- (e) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護
- (f) (a) 項, (b) 項および(d) 項における特重施設を用いた対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施 2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施 する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長 および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。
- 4 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計 画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施 基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(重大事故等発生時の体制の整備)

第17条の5 安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の 組織整備に伴う変更 整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主 任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子 炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故 等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確 かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。

- (1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策 要員」という。) の配置に関すること
- (2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立 性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること
- (c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること
- (3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子 炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること
- (4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策
- (b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策
- (c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策
- (d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策
- (e) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護
- (f) (a) 項, (b) 項および(d) 項における特重施設を用いた対策
- する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は、第1項に定 める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計 画を定める。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施 基準」に従って実施する。
- (1) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (2) 重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(以下,本頁におい て同じ)

備考

変更前

(大規模指壊発生時の体制の整備)

- 第17条の6 安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝 突その他のテロリズム(以下「APC等」という。)による原子炉施設の大規模な損壊が発生した 場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の 整備として、次の事項を含む計画(発雷課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉 主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、 原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重 大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順 は、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。
- (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関す ること
- (2) 大規模指導発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および 訓練の実施に関すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)ならびに技術的能力の成立 性の確認訓練およびAPC等時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練(以下「A PC等時の成立性の確認訓練等」という。)を年1回以上実施すること
- (c) (b) 項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること
- (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関
- (4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動
- (b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策
- (c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策
- (d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対
- (e) 放射性物質の放出を低減するための対策
- (f) (b)項, (c)項および(e)項における特重施設を用いた対策
- (g) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電 所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施 する。
- 3 各課長は,第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに,評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長 および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。
- 4 原子力部長は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計 画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って 実施する。
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模指壊発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に, 評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

(以下,本頁におい

備考

(大規模指壊発生時の体制の整備)

第17条の6 安全技術課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズ 組織整備に伴う変更 ム(以下「APC等」という。)による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模 損壊発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事 て同じ) 項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を 得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の 確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規 模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。なお、(4)項の対策に係る手順は、的確かつ状況に 応じて柔軟に対処できるものとする。

変更後

- (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関す
- (2) 大規模指壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および 訓練の実施に関すること
- (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること
- (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)ならびに技術的能力の成立 性の確認訓練およびAPC等時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練(以下「A PC等時の成立性の確認訓練等」という。) を年1回以上実施すること
- (c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること
- (d) 重大事故等対処施設の使用開始前に教育訓練を実施すること
- (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関
- (4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関す ること
- (a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動
- (b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策
- (c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策
- (d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対
- (e) 放射性物質の放出を低減するための対策
- (f) (b)項, (c)項および(e)項における特重施設を用いた対策
- (g) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電 所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施 する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は、第1項に定 める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 原子力部長は、大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計 画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って 実施する。
- 5 発電管理部長は、第4項に定める計画に基づき、大規模指壊発生時の支援に関する活動を実施する。
- 6 発電管理部長は、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき 必要な措置を講じる。また発電管理部長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

変更後 備考 変更前 (臨界ボロン濃度) (臨界ボロン濃度) 第20条 モード1および2において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表20-1で定める事項 第20条 モード1および2において、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差は、表20-1で定める事項 を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が を運転上の制限とする。ただし、臨界ボロン濃度の予測値は、燃料取替後、実効最大出力運転日数が 60日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。 60日を超えるまでに、測定値に応じた調整をすることができる。 2 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する ┃2 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認する ため,次の各号を実施する。 ため, 次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の (1) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の 組織整備に伴う変更 差を確認し、その結果を当直長に通知する。 差を確認し、その結果を当直長に通知する。 (以下,本頁におい (2) 安全技術課長は、モード1および2において、実効最大出力運転日数が60日に達して以降、1ヶ月 (2) 原子燃料課長は、モード1および2において、実効最大出力運転日数が60日に達して以降、1ヶ月 て同じ) に1回, 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。 に1回, 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差を確認する。 3 安全技術課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第1項で定める運転上の制限を満足して 3 原子燃料課長は、臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が第1項で定める運転上の制限を満足して いないと判断した場合、表20-2の措置を講じるとともに、当直長に通知する。通知をうけた当直長 いないと判断した場合、表20-2の措置を講じるとともに、当直長に通知する。通知をうけた当直長 は、同表の措置を講じる。 は、同表の措置を講じる。

表20-1

項目	1	運転上の制限
臨界ボロン濃度の測定	定値と予測値	± 100 ppm以内であること
の差		

表20-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測値の差が運転上の制限を満足していない場合	A.1 安全技術課長は、炉心設計および安全 解析の再評価を行い、原子炉の継続運 転が許容できることを確認し、その結 果を当直長に通知する。 および A.2 安全技術課長は、必要に応じて適切な 運転上の制限、ならびに確認項目およ	72時間
B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	びその頻度を定め、その結果を当直長 に通知する。 B.1 当直長は、モード3にする。	12時間

表20-1

項目	運転上の制限
臨界ボロン濃度の測定値と予測値	±100ppm以内であること
の差	

表20-2

200 2		
条件	要求される措置	完了時間
A. 臨界ボロン濃度の測定値と予測	A.1 <u>原子燃料</u> 課長は,炉心設計および安全	72時間
値の差が運転上の制限を満足し	解析の再評価を行い,原子炉の継続運	
ていない場合	転が許容できることを確認し、その結	
	果を当直長に通知する。	
	および	
	A.2 <u>原子燃料</u> 課長は,必要に応じて適切な	72時間
	運転上の制限、ならびに確認項目およ	
	びその頻度を定め、その結果を当直長	
	に通知する。	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間
成できない場合		

変更前 変更後 備考 (減速材温度係数) (減速材温度係数) 第21条 モード1,2および3において、減速材温度係数は、表21-1で定める事項を運転上の制限と 第21条 モード1, 2および3において、減速材温度係数は、表21-1で定める事項を運転上の制限と 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施 2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施 する。 する。 (1) 安全技術課長は、燃料取替に伴う燃料装荷開始までに、減速材温度係数を解析により確認する。 (1) 原子燃料課長は,燃料取替に伴う燃料装荷開始までに,減速材温度係数を解析により確認する。 組織整備に伴う変更 (2) 安全技術課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負であることを測 (2) 原子燃料課長は、燃料取替後、モード1になるまでに1回、減速材温度係数が負であることを測 (以下,本頁におい 定により確認し、その結果を当直長に通知する。 定により確認し、その結果を当直長に通知する。 て同じ) 3 安全技術課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 3 <u>原子燃料</u>課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 3 <u>原子燃料</u>課長は、減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 表21-2の措置を講じるとともに、当直長に通知する。通知をうけた当直長は、同表の措置を講じる。 表21-2の措置を講じるとともに、当直長に通知する。通知をうけた当直長は、同表の措置を講じる。

表21-1

項目	運転上の制限
	(1)モード1および2 (臨界状態) において、負であること
	(2)モード1, 2および3において, -78×10 ⁻⁵ Δk/k/℃以上で あること

表21-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 <u>安全技術</u> 課長は、減速材温度係数が負 となるように制御グループバンク引抜 制限値を決定し、その結果を当直長に	24時間
	通知する。	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、未臨界状態のモード2にする。	12時間

表21-1

項目	運転上の制限
	(1)モード 1 および 2 (臨界状態) において、負であること (2)モード 1 、 2 および 3 において、 -78×10^{-5} Δ k/k/℃以上であること

表21-2

VIII 1		
条件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 <u>原子燃料</u> 課長は、減速材温度係数が負 となるように制御グループバンク引抜	24時間
	制限値を決定し、その結果を当直長に通知する。	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達	B.1 当直長は、未臨界状態のモード2にす	12時間
成できない場合	る。	

	変更前	変更後	備考
の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定めるする。 (1) 計装計画課長は、定期事業者号発信から全ストロークの85%当直長に通知する。 (2) 当直長は、モード1および2をバンク毎に動かして、各制御する。 (3) 当直長は、モード1および2ステップカウンタの表示値の生よび2(臨界状態)において、に1回、制御棒毎に各制御棒位確認する。 3 当直長は、制御棒動作機能が第1一2の措置を講じるとともに、制けた安全技術課長は、同表の措置 ※1:制御棒位置指示装置またはスの表示値の±12ステップ以内	態)において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施 が検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間(原子炉トリップ信 に至るまでの時間)が、2.5秒以下であることを確認し、その結果を (臨界状態)において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒 棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認 (臨界状態)において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、12ステップ以内にあることを確認する。また、当直長はモード1お制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを 1項で定める運転上の制限を満足していない*1と判断した場合、表22 御棒1本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をう	(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は、定期事業者検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間(原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間)が、2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、モード1および2 (臨界状態)において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2 (臨界状態)において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また、当直長はモード1および2 (臨界状態)において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。 3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない*1と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
※3:挿入不能とは,機械的固着の じ。)	運転上の制限 (1)すべての制御棒が挿入不能*3でないこと (2)すべての制御棒が不整合*4でないこと 棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同テップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。)	表22-1 項 目 運転上の制限 制御棒動作機能*2 (1)すべての制御棒が挿入不能*3でないこと (2)すべての制御棒が不整合*4でないこと ※2:制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3:挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同じ。) ※4:不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。(以下、本条において同じ。)	

変更前				変更後		備考
表22-2			表22-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直長は,停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。 または	1 時間	A. 制御棒 1 本以上が挿入不能であ A. 1. 1 る場合	.1 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。 または	1 時間	
	A.1.2 当直長は,停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように,ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1 時間	A. 1. 2 および	.2 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように, ほう酸による 濃縮操作を開始する。	1 時間	
	A.2 当直長は、モード3にする。	12時間		当直長は、モード3にする。	12時間	
B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直長は、制御棒の不整合を復旧する。 または	1 時間	B. 制御棒 1 本が不整合である場合 B. 1	当直長は、制御棒の不整合を復旧する。	1時間	
	B.2.1.1 当直長は、停止余裕が 1.8% Δk/k以上であることを確認 する。 または	1 時間		- 1.1 当直長は,停止余裕が 1.8% Δ k/k以上であることを確認 する。 または	1時間	
	B.2.1.2 当直長は、停止余裕が 1.8% Δk/k以上となるように、ほ う酸による濃縮操作を開始する。 および	1 時間	B. 2. 1	.1.2 当直長は、停止余裕が 1.8% Δk/k以上となるように、ほ う酸による濃縮操作を開始する。 および	1時間	
	B.2.2 当直長は,原子炉熱出力を75%以下 に下げる。 および	2 時間	B. 2. 2	.2 当直長は,原子炉熱出力を75%以下 に下げる。 および	2時間	
	B.2.3 当直長は,停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。 および	24時間 その後の1日に1回	B. 2. 3	.3 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。 および	24時間 その後の1日に1回	
	B. 2. 4 <u>安全技術</u> 課長は、モード 1 において、 $F^{N}_{\Delta H}$ および $F_{Q}(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	72時間	B. 2. 4	 4 原子燃料課長は、モード1において、FNAHおよびFQ(Z)が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 	72時間	組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
	B.2.5 <u>安全技術</u> 課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5日	B. 2. 5	5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5日	

変更前			備考			
長22-2 つづき			表22-2 つづき			
条 件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	本頁変更なし
	達 C.1 当直長は、モード3にする。	12時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達 成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間	
	D.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k 以上であることを確認する または	1 時間	D. 2本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する または	1時間	
	D.1.2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1時間		D.1.2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1時間	
	D.2 当直長は、モード3にする。	12時間]	D.2 当直長は、モード3にする。	12時間	╛

変更前	変更後	備考
(制御棒の挿入限界) 第23条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 安全技術課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。 (2) 当直長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2において、12時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (4) 当直長は、モード1および2 (臨界状態)において、12時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直長は、モード1および2 (臨界状態)において、制御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (5) 当直長は、モード1および2 (臨界状態)において、12時間に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。 3 当直長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を満足していない**1と判断した場合、表23-2の措置を講じる。	(制御棒の挿入限界) 第23条 モード1および2において、制御棒の挿入限界は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒の挿入限界が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、制御グループバンクおよび停止グループバンクの挿入限界を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。 (2) 当直長は、臨界操作開始前の4時間以内に、臨界時の制御グループバンクおよび停止グループバンクの推定位置が挿入限界以上であることを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2において、12時間に1回、各停止グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (4) 当直長は、モード1および2(臨界状態)において、12時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。また、当直長は、モード1および2(臨界状態)において、制御グループバンクの挿入限界異常低を検知する警報が動作不能な場合、4時間に1回、各制御グループバンクが挿入限界以上であることを確認する。 (5) 当直長は、モード1および2(臨界状態)において、12時間に1回、炉心から全引抜がなされていない制御グループバンクがオーバラップを満足していることを確認する。 3 当直長は、制御棒の挿入限界が第1項で定める運転上の制限を満足していない**1と判断した場合、表23-2の措置を講じる。	備考 組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
 ※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 表23-1 項目 御御棒の挿入限界 (1)モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること (2)モード1および2(臨界状態)において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバラップを満足していること 	 ※1:制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置が定められた挿入限界を下回っている場合は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 表23-1 項目 御御棒の挿入限界 (1)モード1および2において、停止グループバンクが挿入限界以上であること (2)モード1および2 (臨界状態)において、制御グループバンクが挿入限界以上であることおよびオーバラップを満足していること 	

変更前			変更後	備考
表23-2			表23-2	
条 件 A. 停止グループバンクまたは制御 グループバンクが挿入限界を下	要求される措置 A.1.1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する	完了時間 1 時間	条 件 要求される措置 完了時間 A. 停止グループバンクまたは制御 A. 1. 1 当直長は、停止余裕が1. 8% Δ k/k 1 時間 グループバンクが挿入限界を下 以上であることを確認する	本頁変更なし
回っている場合	または A.1.2 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように, ほう酸による 濃縮操作を開始する。	1時間	回っている場合 A.1.2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	
	A.2 当直長は、停止グループバンクおよび 制御グループバンクを挿入限界以上に 復旧する。	2時間	A.2 当直長は、停止グループバンクおよび 2時間 制御グループバンクを挿入限界以上に 復旧する。	
3. 制御グループバンクがオーバラ ップを満足していない場合	B.1.1 当直長は、停止余裕が1.8%Δk/k 以上であることを確認する または	1 時間	B. 制御グループバンクがオーバラ B. 1.1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 1 時間 以上であることを確認する または	
	B.1.2 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように, ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	1時間	B.1.2 当直長は, 停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように, ほう酸による 濃縮操作を開始する。 および	
	B.2 当直長は、制御グループバンクのオーバラップを正常な状態に復旧する。	2時間	B.2 当直長は、制御グループバンクのオ 2 時間 ーバラップを正常な状態に復旧する。	
C. 条件AまたはBの措置を完了時 間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時 C. 1 当直長は、モード3にする。 12時間 間内に達成できない場合 12時間	

変更前	変更後	備考
(制御棒位置指示)	(制御棒位置指示)	
第24条 モード 1 および 2 において、制御棒位置指示は、表24-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 計装計画課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2 の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。	第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。	組織整備に伴う変更 (以下, 本頁におい て同じ)
中 04 4	±04 1	
表24-1 項 目 運転上の制限	表24-1 項 目 運転上の制限	
制御棒位置指示 制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であるこ し*1	制御棒位置指示 制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であるこ	
※1:制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。	※1:制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。	

	変更前				変更後		備考
表24-2			表	£24-2			
条件	要求される措置	完了時間		条件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合	A.1 安全技術課長は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を、炉内核計装装 置を用いて確認し、その結果を当直長 に通知する。	その後の8時間に1 回 ただし、制御棒の移 動がない場合は、1		A. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合	A.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を、炉内核計装装 置を用いて確認し、その結果を当直長 に通知する。	その後の8時間に1 回 ただし、制御棒の移 動がない場合は、1	組織整備に伴う変更 (以下, 本頁におい て同じ)
	2.3.3.	日に1回			-1- A 12	日に1回	
	または A.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8 時間			または A.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間	
B. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合において、その制御枠 が最終確認位置から一方向に24 ステップを超える移動がある場 合	B.1 安全技術課長は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を、炉内核計装装 置を用いて確認し、その結果を当直長 に通知する。 または	4 時間		B. 制御棒位置指示装置が動作不能 である場合において、その制御枠 が最終確認位置から一方向に24 ステップを超える移動がある場 合	B.1 原子燃料課長は、制御棒位置指示装置 の動作不能により位置表示がされなく なった制御棒の位置を、炉内核計装装 置を用いて確認し、その結果を当直長 に通知する。 または	4 時間	
	B.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間			B. 2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間	
C. ステップカウンタが動作不能で ある場合	C.1.1 当直長は、当該バンクにおける制御 棒位置指示装置のすべてが、動作可 能であることを確認する。 および			C. ステップカウンタが動作不能で ある場合	C.1.1 当直長は、当該バンクにおける制御 棒位置指示装置のすべてが、動作可 能であることを確認する。 および	* 1. *	
	C.1.2 当直長は、当該バンクにおける各制 御棒位置の差が、12ステップ以下で あることを確認する。 または	* / *			C.1.2 当直長は、当該バンクにおける各制 御棒位置の差が、12ステップ以下で あることを確認する。 または	* 1. *	
	C.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8 時間			C.2 当直長は,原子炉熱出力を50%以下に 下げる。	8時間	
D. 条件A、BまたはCの措置を完 了時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位 置指示装置およびステップカウ ンタの両方が動作不能である場 合	D.1 当直長は、モード3にする。	12時間		D. 条件A, BまたはCの措置を完 了時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位 置指示装置およびステップカウ ンタの両方が動作不能である場 合	D.1 当直長は、モード3にする。	12時間	

(炉物理検査 ーモード2ー)

第26条 モード2での炉物理検査時^{※1}において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能) および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。

変更前

- 2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもと づく出力領域および中間領域中性子東計装に関する設定値確認および機能確認が完了していること を確認する。
- (2) 安全技術課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確 認するとともに、モード2(臨界になるまでの期間を除く。)での炉物理検査時のうち最も制御棒 を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。
- (3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確 認する。
- 3 安全技術課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通 知をうけた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。
- ※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査 |※1:モード2での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード2(起動時)の開始から所要の炉物理検査 を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、 制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン 濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下,本条において同じ。)

表26-1

項目	運転上の制限
停止余裕	1.8% ∆ k/k以上であること

表26-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足 していない場合	A.1 当直長は、停止余裕が運転上の制限を 満足するように、ほう酸による濃縮操 作を開始する。	速やかに
	および A.2 第21条 (減速材温度係数), 第22条 (制御棒動作機能)および第23条 (制御棒の挿入限界)の適用を開始 する。	1 時間
B. モード1の状態である場合	B.1 当直長は,原子炉トリップしや断器を 開く。	速やかに

(炉物理検査 ーモード2ー)

第26条 モード2での炉物理検査時*1において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能) および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。

変更後

- 2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 発電課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定にもと づく出力領域および中間領域中性子東計装に関する設定値確認および機能確認が完了していること を確認する。
- (2) 原子燃料課長は、モード2での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確 認するとともに、モード2 (臨界になるまでの期間を除く。) での炉物理検査時のうち最も制御棒 を挿入した状態において、1回、停止余裕を確認する。
- (3) 当直長は、モード2での炉物理検査時において、1時間に1回、モード2の状態であることを確 認する。
- 3 原子燃料課長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第1項で定める運転上の制限を満足していないとの通 知をうけた場合、またはモード1の状態であると判断した場合は、表26-2の措置を講じる。
- を終了するまでの期間をいい, 臨界検査, 減速材温度係数測定検査, 零出力時出力分布測定検査, 制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン 濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。(以下,本条において同じ。)

表26-1

項目	運転上の制限
停止余裕	1.8% ∆ k/k以上であること

表26-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 停止余裕が運転上の制限を満足 していない場合	A.1 当直長は、停止余裕が運転上の制限を 満足するように、ほう酸による濃縮操 作を開始する。 および A.2 第21条(減速材温度係数),第22条 (制御棒動作機能)および第23条 (制御棒の挿入限界)の適用を開始 する。	速やかに 1 時間
B. モード1の状態である場合	B.1 当直長は,原子炉トリップしや断器を 開く。	速やかに

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

変更後 変更前 備考 (原子炉熱出力) (原子炉熱出力) 第28条 モード1において、原子炉熱出力*1は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。 第28条 モード1において、原子炉熱出力*1は、表28-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 2 原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 安全技術課長は、原子炉熱出力について運転管理目標を定め、発電課長に通知するとともに、当 (1) 原子燃料課長は,原子炉熱出力について運転管理目標を定め,発電課長に通知するとともに,当 組織整備に伴う変更 直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値※2および1時間平均値※3を確認 直長は、モード1において、1時間に1回、原子炉熱出力の瞬時値*2および1時間平均値*3を確認 する。 する。

-2の措置を講じる。

- 3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表28 3 当直長は、原子炉熱出力が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※4}と判断した場合、表28 -2の措置を講じる。
- ※1:本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。
- ※2:瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等に より値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子東計装の指示計または記録計の読み値 から換算した値をいう。
- ※3:1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、 プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子束計装の記 録計の読み値から換算した値をいう。
- ※4:定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を 1※4:定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は、運転上の制限を 満足していないとはみなさない。

表28-1

項目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を	A.1 当直長は、運転上の制限を満足するよ	速やかに
満足していない場合	うに原子炉熱出力を下げる措置を	
	開始する。	

※1:本条における原子炉熱出力とは、蒸気発生器熱出力をいう。

- ※2:瞬時値は、プラント計算機により算出される1分値をいう。ただし、プラント計算機の故障等に より値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子東計装の指示計または記録計の読み値 から換算した値をいう。
- ※3:1時間平均値は、プラント計算機により算出される当該1時間の瞬時値の平均値をいう。ただし、 プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては、出力領域中性子東計装の記 録計の読み値から換算した値をいう。
- 満足していないとはみなさない。

表28-1

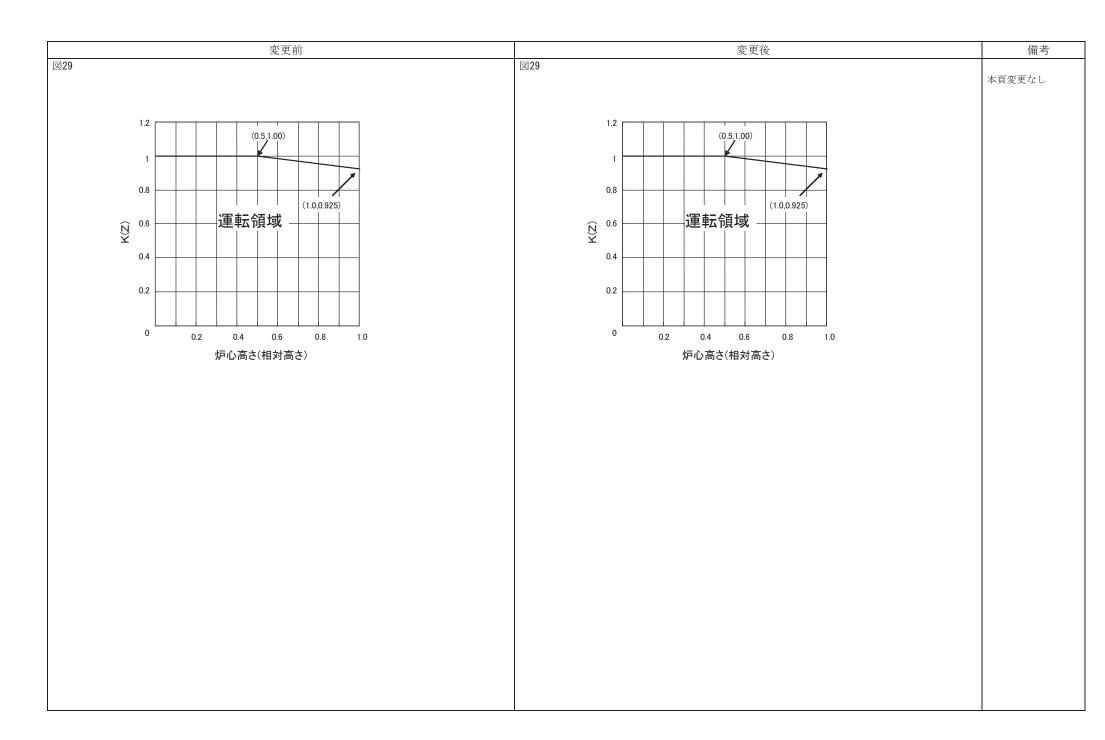
項目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉熱出力が運転上の制限を	A.1 当直長は,運転上の制限を満足するよ	速やかに
満足していない場合	うに原子炉熱出力を下げる措置を	
	開始する。	

変更後 変更前 備考 (熱流東熱水路係数 (Fa(Z))) (熱流束熱水路係数 (Fa(Z))) 第29条 モード1において、FQ(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。 第29条 モード1において、FQ(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 F_o(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 2 F_Q(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 (1) 安全技術課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を (1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を 組織整備に伴う変更 行い、F_Q(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1におい 行い、 $F_{Q}(Z)$ を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、安全技術課長は、モード1におい (以下,本頁におい て、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、Fo(Z)を確認する。 て、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、Fa(Z)を確認する。 て同じ) 3 安全技術課長は、Fo(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2 3 原子燃料課長は、Fo(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2 の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画 の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画 課長は, 同表の措置を講じる。 課長は, 同表の措置を講じる。 表29-1 表29-1 項目 運転上の制限 項目 運転上の制限 原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P*1×K(Z)*2以下であ 原子炉熱出力が50%を超える場合、2.32/P*1×K(Z)*2以下であ $F_{\Omega}(Z)$ $F_{\Omega}(Z)$ 原子炉熱出力が50%以下の場合, 4.64×K(Z)以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合,4.64×K(Z)以下であること ※1:Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合(以下、本条において同じ。) ※1:Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合(以下、本条において同じ。) ※2: K(Z)は、図29に示す炉心高さZに依存するFo制限係数(以下、本条において同じ。) ※2: K(Z)は、図29に示す炉心高さZに依存するFo制限係数(以下,本条において同じ。)

	変更前			変更後		備考
表29-2			表29-2			
条 件 A. F _Q (Z)が運転上の制限を満足していない場合	要求される措置 A.1 当直長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。	完了時間 15分	条 件 A. F _Q (Z)が運転上の制限を満足していない場合	要求される措置 A.1 当直長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。	完了時間 15分	
	A.2 計装計画課長は、軸方向中性子東出力 偏差の許容運転制限範囲をFQ(2)の運転 上の制限の超過分(%)だけ下げ、そ の結果を当直長に通知する。	4 時間		A.2 計装計画課長は、軸方向中性子東出力 偏差の許容運転制限範囲をF _Q (Z)の運転 上の制限の超過分(%)だけ下げ、そ の結果を当直長に通知する。 および	* 1. *	
	A.3 計装計画課長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子東高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。および	8 時間		A.3 計装計画課長は、F _Q (Z)の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子東高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	8時間	
	A. 4 計装計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分 1 %あたり過出力 Δ Tトリップ設定値を 1 %以上下げ、その結果を当直長に通知する。	72時間		$A.4$ 計装計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分 1 %あたり過出力 Δ Tトリップ設定値を 1 %以上下げ、その結果を当直長に通知する。	72時間	
	A.5 <u>安全技術</u> 課長は、炉内出力分布測定を行い、F _Q (Z)およびF ^N ΔHが運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	A.1の制限値を超え		A.5 <u>原子燃料</u> 課長は, 炉内出力分布測定を行い, F _Q (Z)およびF ^N ΔHが運転上の制限を満足していることを確認し, その結果を当直長に通知する。	A.1の制限値を超え	組織整備に伴う変更
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	



	変更後	備考
(核的エンタルピ上昇熱水路係数($F^N_{\Delta H}$))	(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (F ^N ΔH))	
第30条 モード 1 において, $F^N_{\Delta H}$ は,表30- 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 $F^N_{\Delta H}$ が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 (1) <u>安全技術</u> 課長は,燃料取替後,原子炉熱出力が75%を超える前までに 1 回,炉内出力分布測定を行い, $F^N_{\Delta H}$ を確認し,その結果を発電課長に通知する。その後,安全技術課長は,モード 1 において,1ヶ月に 1 回,炉内出力分布測定を行い, $F^N_{\Delta H}$ を確認する。 3 <u>安全技術</u> 課長は, $F^N_{\Delta H}$ が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表30- 2 の措置を講じるとともに,当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は,同表の措置を講じる。	第30条 モード1において、 $F^{N}_{\Delta H}$ は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 $F^{N}_{\Delta H}$ が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、 $F^{N}_{\Delta H}$ を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、 $F^{N}_{\Delta H}$ を確認する。 3 原子燃料課長は、 $F^{N}_{\Delta H}$ が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
表30-1	表30-1	
項 目 運転上の制限	項 目 運転上の制限	

	変更前			変更後		備考
30-2			表30-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
 F^N_{ΔH}が運転上の制限を満足していない場合**² 	A.1.1 当直長は, F ^N Δ _H の運転上の制限を満 足させる。 または	4 時間	A. F ^N ΔHが運転上の制限を満足し ていない場合*2	A. 1.1 当直長は, F ^N ΔHの運転上の制限を満 足させる。 または	4 時間	
	A.1.2.1 当直長は,原子炉熱出力を50%以 下に下げる。	4 時間		A.1.2.1 当直長は,原子炉熱出力を50%以 下に下げる。	4 時間	
	および A.1.2.2 計装計画課長は,出力領域中性子 東高トリップ設定値を55%以下に 下げ,その結果を当直長に通知す る。	8時間		および A.1.2.2 計装計画課長は、出力領域中性子 東高トリップ設定値を55%以下に 下げ、その結果を当直長に通知す る。		
	および A.2 <u>安全技術</u> 課長は、炉内出力分布測定を 実施し、 $F^{N}_{\Delta H}$ および $F_{Q}(Z)$ が運転上の制 限 を満 足 し て い る こ と を 確 認 し、その結果を当直長に通知する。	24時間		および A. 2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を実施し、 $F^N_{\Delta H}$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。		組織整備に伴う変(以下,本頁におて同じ)
	し, F ^N ΔHおよびF _Q (Z)が運転上の制限を 満足していることを確認し, その結果 を当直長に通知する**3。	を超える前 および		および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、 $F^N_{\Delta H}$ および F_Q ②が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する *3 。	を超える前 および	
3. 条件Aの措置を完了時間内に達 成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする。	時間以内 12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	E B.1 当直長は、モード2にする。	時間以内 12時間	
2:条件Aに至った場合は, F ^N Δ; ない。	□Hが運転上の制限値内に回復しても, A.3の措 日子炉熱出力を下げる必要はない。	置を完了しなければな		Hが運転上の制限値内に回復しても, A.3の措 3子炉熱出力を下げる必要はない。	置を完了しなければなり	

(軸方向中性子束出力偏差)

- 第31条 モード1 (原子炉熱出力が15%を超える) において、軸方向中性子東出力偏差は、表31-1で 定める事項を運転上の制限とする。
- 2 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) 安全技術課長は、軸方向中性子東出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。
- (2) <u>安全技術</u>課長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える) において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子東出力偏差目標値の評価を行い、その結果を発電課長に通知する。ただし、燃料取替終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。
- (3) 当直長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える) において、1週間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子束出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子束出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上のときは15分に1回、90%未満のときは1時間に1回、軸方向中性子束出力偏差を確認する。
- 3 当直長は、軸方向中性子束出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。

表31-1

項目	運転上の制限
軸方向中性子束出力偏差	(1)原子炉熱出力が50%以上の場合,目標範囲内にあること********
	(2)原子炉熱出力が15%を超え50%未満の場合,許容運転制限範 囲内にあること

- ※1:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にあり、過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間(原子炉熱出力50%以上90%未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、50%未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間)が1時間以内であれば、原子炉熱出力90%未満における目標範囲逸脱は許容される。
- ※2:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り,炉内外核計装照合校正期間中に おけるのべ16時間までの軸方向中性子東出力偏差の目標範囲挽脱は許容される。
- ※3:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り,原子炉熱出力を15%以下に下げるための操作中における軸方向中性子東出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

(軸方向中性子東出力偏差)

- 第31条 モード1 (原子炉熱出力が15%を超える) において、軸方向中性子東出力偏差は、表31-1で 定める事項を運転上の制限とする。
- 2 軸方向中性子束出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。
- (1) <u>原子燃料</u>課長は、軸方向中性子東出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲を定め、原子炉主 任技術者の確認を得たうえで、所長の承認を得て、発電課長に通知する。
- (2) <u>原子燃料</u>課長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える) において、1ヶ月に1回、実測による出力領域の軸方向中性子束出力偏差目標値の評価を行い、その結果を発電課長に通知する。ただし、燃料取替終了後、実測による評価を行うまでは、解析による目標値の評価で代替することができる。
- (3) 当直長は、モード1 (原子炉熱出力が15%を超える)において、1週間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。ただし、軸方向中性子東出力偏差制限値超過を検知する警報または軸方向中性子東出力偏差の異常を検知する警報が動作不能な場合、原子炉熱出力が90%以上のときは15分に1回、90%未満のときは1時間に1回、軸方向中性子東出力偏差を確認する。
- 3 当直長は、軸方向中性子束出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じる。

表31-1

項目	運転上の制限
軸方向中性子束出力偏差	(1)原子炉熱出力が50%以上の場合,目標範囲内にあるこ
	الا±1 * 1 * 2 * 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3 × 3
	(2)原子炉熱出力が15%を超え50%未満の場合,許容運転制限範
	囲内にあること

- ※1:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にあり、過去24時間の累積ペナルティ逸脱時間(原子炉熱出力50%以上90%未満における許容運転制限範囲内での目標範囲逸脱の実時間と、50%未満における目標範囲逸脱の実時間を1/2として合計した時間)が1時間以内であれば、原子炉熱出力90%未満における目標範囲逸脱は許容される。
- ※2:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り,炉内外核計装照合校正期間中に おけるのべ16時間までの軸方向中性子東出力偏差の目標範囲挽脱は許容される。
- ※3:軸方向中性子東出力偏差が許容運転制限範囲内にある限り,原子炉熱出力を15%以下に下げるための操作中における軸方向中性子東出力偏差の目標範囲逸脱は許容される。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

31 – 2		変更後	備考	
for the second s		表31-2		
条件要求される措置	完了時間	条 件 要求される措置 完了時間	本頁変更なし	
A. 原子炉熱出力90%以上におい て、軸方向中性子束出力偏差が 目標範囲内にない場合**4	15分	A. 原子炉熱出力90%以上におい A. 1 当直長は、軸方向中性子東出力偏差を 15分 1標範囲内にない場合*4		
3. 条件Aの措置を完了時間内に達 B.1 当直長は,原子炉熱出力を90%未満に 成できない場合 下げる。	15分	B. 条件Aの措置を完了時間内に達 B. 1 当直長は,原子炉熱出力を90%未満に 15分 水できない場合 下げる。		
2. 原子炉熱出力が50%以上90%未 満において、過去24時間の累積 ペナルティ逸脱時間が1時間を 超える場合、または軸方向中性 子東出力偏差が許容運転制限範 囲内にない場合**5	30分	C. 原子炉熱出力が50%以上90%未 満において、過去24時間の累積 ペナルティ逸脱時間が1時間を 超える場合、または軸方向中性 子東出力偏差が許容運転制限範 囲内にない場合**5 C. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%未満に 下げる。**6 下げる。**6 下げる。**6 下げる。**6		
D. 原子炉熱出力が50%未満におい て、軸方向中性子束出力偏差が 許容運転制限範囲内に回復させる。	30分	D. 原子炉熱出力が50%未満におい D. 1 当直長は、軸方向中性子東出力偏差 30分 で、軸方向中性子東出力偏差が を許容運転制限範囲内に回復させる。 許容運転制限範囲内にない場合		
E. 1 当直長は,原子炉熱出力を15%以下に 間内に達成できない場合 F. 1 当直長は,原子炉熱出力を15%以下に 下げる。**6	9 時間	E. 条件 C またはD の措置を完了時 E. 1 当直長は、原子炉熱出力を15%以下に 9 時間 間内に達成できない場合 下げる。※6		
6:条件CまたはEにもとづいて行われた出力降下中において、当該条件にあて 合においても、その出力降下を完了させなければならない。	144 9 4 (4) 12 //	場 ※6:条件CまたはEにもとづいて行われた出力降下中において、当該条件にあてはまらなくなった場合においても、その出力降下を完了させなければならない。		

変更前 変更後 (1/4炉心出力偏差) (1/4炉心出力偏差) 第32条 モード1 (原子炉熱出力が50%を超える) において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事 第32条 モード1 (原子炉熱出力が50%を超える) において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事 項を運転上の制限とする。 項を運転上の制限とする。 2 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 2 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、モード1(原子炉熱出力が50%を超える)において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差 (1) 当直長は、モード1 (原子炉熱出力が50%を超える)において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差 を確認する。 を確認する。 ただし、出力領域上部中性子東偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子東偏差大を検知 ただし、出力領域上部中性子東偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子東偏差大を検知 する警報が動作不能である場合、12時間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性 する警報が動作不能である場合、12時間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性 子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認す 子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認す る。 (a) 当直長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子東計装1チャンネルからの1/4炉心出力 (a) 当直長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子東計装1チャンネルからの1/4炉心出力 偏差への入力が動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確認 偏差への入力が動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確認 (b) 安全技術課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子東計装2チャンネル以上からの (b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子東計装2チャンネル以上からの 組織整備に伴う変更 1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し 1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、 その結果を当直長に通知する。 その結果を当直長に通知する。 (c) 安全技術課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子東計装1チャンネル以上からの (c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子東計装1チャンネル以上からの 1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合,12時間に1回,炉内出力分布測定結果により確認し 1/4炉心出力偏差への入力が動作不能な場合,12時間に1回,炉内出力分布測定結果により確認し その結果を当直長に通知する。 その結果を当直長に通知する。 3 当直長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32 3 当直長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32 - 2の措置を講じるとともに、安全技術課長および計装計画課長に通知する。通知をうけた安全技術 - 2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装計画課長に通知する。通知をうけた原子燃料 課長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。 課長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。 表32-1 表32-1 項 目 運転上の制限 項 目 運転上の制限 1/4炉心出力偏差 1.02以下であること 1/4炉心出力偏差 1.02以下であること

備考

(以下,本頁におい

て同じ)

変更前 変更後	備考
表32-2	
要求される措置 完了時間 条 件 要求される措置 完了時間	
表は,1/4炉心出力偏差の1.00から 2時間 品分1%あたり,原子炉熱出力をから3%以上下げる。 A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合 A. 1 当直長は,1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり,原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。	
だは、1/4炉心出力偏差を確認 12時間 2.5 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認 12時間 2.6 名. 2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認 1.5 1 12時間 2.6 名. 1 計置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A. 1 の措置を 講じる。 および 3.8 まび 3.8 まび 4.8 が 3.9 またび 4.2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認 1.2時間 2.6 名. 2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認 1.2時間 2.6 名. 3 名.	
b 依 課長は、炉内出力分布測定 24時間 A.3 <u>原子燃料</u> 課長は、炉内出力分布測定 を行い、F _Q (Z)およびF ^N ΔHが運転上の その後の1週間に1 回 場限を満足していることを確認し、	組織整備に伴う変 (以下,本頁にお て同じ)
技術課長は、安全解析の再評価 原子炉熱出力がA.1の カー・スクロ は で	
・ 一面課長は,1/4炉心出力偏差をな 原子炉熱出力がA.1 の措置で制限される にうに出力領域中性子東計装を調 をの結果を当直長に通知する** 1 値を超える前	
接術課長は、炉内出力分布測定 7、FQ(2)およびFN AHが運転上の 2満足していることを確認し、 5年来を当直長に通知する**2。	
及は、原子炉熱出力を50%以下に 4 時間 B. 条件Aの措置を完了時間内に達 B. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に 4 時間 成できない場合 下げる。 ※1:A.5の措置は、A.4の措置が完了後に実施すること ※2:条件Aに至った場合は、1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A.6の措置を完了しなければな らない。	ì

変更前		備考
(計測および制御設備)	(計測および制御設備)	210 4
	第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。	
(1) 原子炉保護系計装	(1) 原子炉保護系計装	
(2) 工学的安全施設等作動計装	(2) 工学的安全施設等作動計装	
(3) 事故時監視計装	(3) 事故時監視計装	
(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装	(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装	
(5) 中央制御室換気系隔離計装	(5) 中央制御室換気系隔離計装	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置	(6) 中央制御室外原子炉停止装置	
(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	
2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施	2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施	
する。	する。	
(1) 安全技術課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33-2から表33-8で定める確	(1) 原子燃料課長,当直長,電気計画課長および計装計画課長は,表33-2から表33-8で定める確	組織整備に伴う変更
認事項を実施する。また, <u>安全技術</u> 課長,電気計画課長および計装計画課長は,その結果を発電課	認事項を実施する。また,原子燃料課長,電気計画課長および計装計画課長は,その結果を発電課	(以下,本頁におい
長または当直長に通知する。	長または当直長に通知する。	て同じ)
3 当直長,電気計画課長および計装計画課長は,計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限	3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限	
を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関	を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関	
係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。	係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は,同表に定める措置を講じる。	
表33-1	表33-1	
項目運転上の制限	項目運転上の制限	
第1項で定める計測および制御 表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数,系統数および機	第1項で定める計測および制御 表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数,系統数および機	
設備 能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能**1であること	設備 能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能*1であること	
※1:本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	※1:本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	

表33-2 原子炉保護系計装

機能	-11. c	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
70文 日仁	設定値	適用でい	系統数	条件
1. 原子炉保護系論理回路*3	_	モード1およ び2	4系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 原子炉トリッ プレや断器 1 系統が動作不 能である場合
				C. 条件 A または Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合
		原プリング 原プリング アルト 断制が アルリング アルリンが アルシンが アルリンが アルシンが アルシが アルシが アルシが アルシが アルシが アルシが アルシが アルシ	4系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器 1 系統が動作不 能である場合
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場

ネル・系統数を満足できない場合	うの措置**2	確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認**のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能 な状態においては、 機能確認のためのバ	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回 (交互に2系 統ずつ	計装計画課長計装計画課長
B.1 電気計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。	1 時間	イパスを 2 時間に限 り行うことができる。		
C.1 当直長は, モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	48時間			
B.1 電気計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。	48時間			
C.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間			

※2:特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ。)

※3:モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4:「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施

した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下,本条において同じ。)

本頁変更なし

表33-2 原子炉保護系計装

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
1. 原子炉保護系論理回路*3	-	モード1およ び2	4系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 原子炉トリップしゃ断器1 系統が動作不能である場合 C. 条件Aまたは Bの時間内に定する。
		原子炉トリップした が開いまな 所の引抜き合の える場合の モード3, 4	4系統	成できない場合 A. 1 系統が動作 不能である場合
		\$\$\$U5		B. 原子炉トリッ プしや断器1 系統であるる。 またたる。 C. 条件A措置内にい場合できない。 はた完 日の時間さい場合できる。

ネル・系統数を満足できない場合	トの措置 ^{**2}	確	■認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認*4のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能 な状態においては、 機能確認のためのバ	定期事業者 検査時 1ヶ月に1回 (交互に2系 統ずつ	計装計画課長計装計画課長
B.1 電気計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。	1 時間	イパスを 2 時間に限 り行うことができる。		
C.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B.1 電気計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。	48時間			
C.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間			

※2:特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ。)

※3:モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4:「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施

した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下,本条において同じ。)

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
2. 手動原子炉トリップ*5		モード1およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原プ閉のえ 原プ閉の 子しじ 引る 子しじ 引る よ が が が が が が が が が が が が が		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合	確	認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
B.1 当直長は,原子炉トリップ しや断器を開く。	1 時間			

^{※5:}モード1および2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後 備考

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
2. 手動原子炉トリップ*5	_	モード1およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原プリカー 原プリカー アルトリア アルトリー アルト アルトリー アルト アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルト アルト アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルトリー アルト アルト アルト アルト アルト アルト アルト アルト アルト アルト		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合	確	認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間			

本頁変更なし

※5:モード1および2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置

要求される措置

表33-2つづき

	機	能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
3.	出力領域中性子東高		高設定	定格出力の111%以下	モード1およ び2	4 **6	A. 1 チャンネル パイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
							B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
			低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2		A. 1 チャンネル バチャンスした ドチャンスネルを 除動る場 を完達成 B. 条件Aの措置内 に違合 い場合

ンネルを動作可能な状態にする。**7	0 1 [41]	の確認を行う。	検査時	MANIGMA
, 40	ţ	原子炉熱出力と出力領 域中性子束計装の指示 値との差を確認する。		当直長
		出力領域中性子東計装 の指示値の校正を実施 する。		当直長
B.1 当直長は、モード3にする。		動作不能でないことを 指示値により確認**す る。		当直長
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。***	6 時間			
B.1 当直長は, モード3にする。	12時間			

完了時間

確認事項

頻 度

担 当

項目

A.1 計装計画課長は、当該チャ 6 時間 設定値確認および機能 定期事業者 計装計画課長

※6:検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合,バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※7:検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※8:「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。(以下、本条において同じ。)

表33-2つづき

	機	能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
3.	出力領域中性子東高		高設定	定格出力の111%以下	モード1およ び2	4 **6	A. 1 チャンネル パイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
							B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
			低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2		A. 1 チャンネル バチャンスした ドチャンスネルを 除動る場 を完達成 B. 条件Aの措置内 に違合 い場合

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
する。* ^{*7}		原子炉熱出力と出力領 域中性子束計装の指示 値との差を確認する。	原子炉熱出力 が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
		出力領域中性子東計装 の指示値の校正を実施 する。	原子炉熱出力 と出力領域中 性子東計装の 指示値の差が ±2%を超え る場合	当直長
B.1 当直長は,モード3にする。		動作不能でないことを 指示値により確認**す る。	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。* ⁷	6 時間			
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間			

※6:検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合,バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※7:検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※8:「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。(以下、本条において同じ。)

本頁変更なし

表33-2つづき

	+els	機能		-		所要チャ ンネル・	所要チャン
	焌	肥		設定値	適用モード	シネル・ 系統数	条件
4.	出力領域 中性子 変化率高		増加率高	定格出力の11% ステップ以下	モード1およ び2	4 **9	A. 1 チャンネル バチャンスレたを がすって、 がかる場合 B. 条件Aの措置内 に選場合
			減少率高	定格出力の8% ステップ以下	モード1およ び2	4 **9	A. 1 インストル インストル インスネータインスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター インスネーター できる インスネーター できる インスネーター できる インス・インス・インス・インス・インス・インス・インス・インス・インス・インス・
5.	中間領域中	性子列	 東高	定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合
					モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

※9:検出器特性検査時,炉内外核計装照合校正時,出力領域中性子束計装の指示校正時またはモ	_
ド2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チ·	t
ンネルをバイパスすることができる。この場合,バイパスしたチャンネルを動作不能とはみ	な
さない。	

※10:検出器特性検査時,炉内外核計装照合校正時,出力領域中性子東計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては,残り3チャンネルが動作可能であることを条件に,1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※11:制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子東高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

)				
ネル・系統数を満足できない場合	か措置	備	認事項	T
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ¹⁰	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は,モード3にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ¹⁰	6 時間			
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間			
A.1 当直長は,P-6未満にする。 または A.2 当直長は,P-10以上にする。	2時間2時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および	速やかに	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.2 当直長は, P-6未満にする。	2 時間			
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	P-6を超え るまでに			

変更後 備考 表33-2つづき 本頁変更なし 所要チャ 所要チャン ネル・系統数を満足できない場合の措置 確認事項 機 能 適用モード ンネル・ 設定値 系統数 条 件 4^{*9} 増加率高 定格出力の11% モード1およ 4. 出力領域 A. 1 チャンネル び2 (バイパスした) 中性子束 ステップ以下 チャンネルを 変化率高 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 減少率高 定格出力の8% モード 1 およ A. 1 チャンネル び2 (バイパスした) ステップ以下 チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 5. 中間領域中性子東高 モード1 A. 1 チャンネル 定格出力の30%以下 (P-10未満) が動作不能で ある場合 および2 (P-6以上) B. 2チャンネル が動作不能で ある場合 モード2 A. 1または2チ ャンネルが動 (P-6未満) 作不能である 場合

- ※9:検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子東計装の指示校正時またはモー ド2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャ ンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみな さない。
- ※10:検出器特性検査時,炉内外核計装照合校正時,出力領域中性子東計装の指示校正時またはモー ド2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャ ンネルをバイパスする措置を行うことができる。
- ※11:制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残り のチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスするこ とができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

要求される措置	完了時間	項目	頻 度	担当	
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**10		設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
B.1 当直長は, モード3にする。	12時間				
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{**10}	6 時間				
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間				
A.1 当直長は、P-6未満にする。 または		設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
A. 2 当直長は、P-10以上にする。 B. 1 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超え るまでに				

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
6. 線源領域中性子東高	2×10 ⁵ cps以下	モード 2 (P-6未満)		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 2 チャンネル が動を場合
		原プ間の 原プ間の引 が 明の引 が の の の の の の の の の の の の の	2*13	A. 1 チャンネル がある場合 B. 条件Aの措置内 に達場合 C. 2 チャンネ能 ある場場
		原子により、 原子を断器が 開放場合の るード3,4 および5	1 (監視機)能のみ)	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合

※ 12:	「中間領域中性子束高」 2 チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6 リセット時におい
	ては、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作
	不能とはみなさない。

※13:「線源領域炉停止時中性子東高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を	速やかに	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
すべて中止する。		動作不能でないことを 指示値により確認す		当直長	
B.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	速やかに	る。	モード6 (燃料移動中)の場合は,12時間に1回		
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間		HI(C I E		
B.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間				
C.1 当直長は,原子炉トリップ しゃ断器を開く。	速やかに				
A.1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および	速やかに				
A.2 当直長は, 停止余裕が第19 条で定める値であることを 確認する。					

表33-2つづき

要チャン
件
ャンネル 作不能で 場合
ャンネル 作不能で 場合
ャンネル 作不能で 場合
Aの措置 了時間内 成できな 合
ャンネル 作不能で 場合
てのチャ ルが動作 である場
1 1 1 1 1 1 1

•	※12:「中間領域中性子東高」:	2チャンネルが動作可能~	であることを条	:件に, P-6	らリセット時におい	١.
	ては、2チャンネルをバ	イパスすることができる。	この場合,バ	イパスし	たチャンネルを動作	乍
	不能レけみたさたい					

不能とはみなさない。 ※13:「線源領域炉停止時中性子東高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項				本頁変更なし		
	要求される措置	完了時間	項	目	頻	度	担	当	
ほう	直長は、1次冷却材中の う素濃度が低下する操作 よび制御棒引抜き操作を	速やかに	設定値確認るの確認を行			事業者	計装計	·画課長	
すっ	べて中止する。		動作不能で7指示値によ				当直	直長	
	直長は,原子炉トリップ や断器を開く。	速やかに	る。	、 ソ 和田 前心 ソ	モード 料移動 場合は	6 (燃中) の 1., 12時			
	表計画課長は,当該チャネルを動作可能な状態に る。	48時間			間に1	Ш			
	直長は,原子炉トリップ ▷断器を開く。	1 時間							
		速やかに							
ほうをす	直長は、1次冷却材中の う素濃度が低下する操作 すべて中止する。	速やかに							
条で	直長は,停止余裕が第19 で定める値であることを 忍する。								

表33-2つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
6. 線源領域中性子東高 つづき	2×10 ⁵ cps以下	原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード6		A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6	2 (監視機 能のみ)	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 2チャンネル が動作不能で ある場合

※ 14:	移動中の燃料を開	f定の位置に移動す	└ることを妨げる	ものではない。

※15: A. 2の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※16:B.3の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A.2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して	その後の12			
いることを確認する。				
A.1 当直長は、原子炉格納容器 内での燃料の移動を中止す る。**14*15 および	速やかに			
A.2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに			
B.1 当直長は、原子炉格納容器 内での燃料の移動を中止する。**14*16	速やかに			
および B.2 計装計画課長は、1 チャン ネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および	速やかに			
B.3 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに			
および B.4 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	その後の12			

変更後 備考 表33-2つづき 本頁変更なし ネル・系統数を満足できない場合の措置 所要チャ 所要チャン 確認事項 機 能 適用モード ンネル・ 設定値 系統数 条 件 要求される措置 完了時間 項目 頻度 担当 原子炉格納容 A. すべてのチャ 6. 線源領域中性子東高 2×10⁵cps以下 1 A.1 当直長は, 1次冷却材中の 速やかに 器内での燃料 | 監視機 | ンネルが動作 ほう素濃度が低下する操作 つづき 移動中でない 能のみ 不能である場 をすべて中止する。 場合の 合 および モード6 A.2 当直長は、1次冷却材中の 4時間 ほう素濃度が第80条で定め その後の12 る運転上の制限を満足して 時間に1回 いることを確認する。 原子炉格納容 A. 1 チャンネル A.1 当直長は、原子炉格納容器 速やかに 2 器内での燃料 監視機 が動作不能で 内での燃料の移動を中止す る。**^{14*15} 移動中の場合(能のみ) ある場合 および モード6 A.2 当直長は、1次冷却材中の 速やかに ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 B. 2 チャンネル B.1 当直長は,原子炉格納容器 速やかに が動作不能で 内での燃料の移動を中止す る。**14**16 ある場合 および B.2 計装計画課長は, 1チャン 速やかに ネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および B.3 当直長は、1次冷却材中の 速やかに ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および B.4 当直長は、1次冷却材中の 4時間 ほう素濃度が第80条で定め その後の12 る運転上の制限を満足して 時間に1回 いることを確認する。 ※14:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※15: A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足 していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。 ※16: B.3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足 していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

表33-2つづき

			1		
機	能	乳宁估	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
17%	FIG.	設定値	旭/万' [系統数	条件
7. 1 次冷却标可変温度高		第34条の設定範囲内	モード1およ び2		A. 1 チャンネル ディアンスト ディアンスネル かかる場合でである場合でである場合の特置内 を完達成合 B. 条件Aの特置とに場合である。
	過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2		A. 1 チャンネル バチャンネル チャンネルを 除い動な場合 B. 条件Aの時間内 に達合 い場合
8. 原子炉压力	低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)		A. 1 チャンネル グチャンスネル がチトイヤン が手除動る場で ある場合 B. 条件名で を完達成合 い場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1およ び2		A. 1 チャンネル バイパスト ディンネルを 除い動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置内 によった。 を完定成い場合

ネル・系統数を満足できない場合	予の措置	研	電認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。*18	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
9 S. ***		炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後, 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間	安全技術課長 および 計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	は、モード3にする。 12時間		以内に1 以内にび 炉内出力分布 測定結果と カーサ性子東	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。*18	6 時間		出力偏差の差 が±3%を超 える場合	
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子東出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	安全技術課長
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間	 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ¹⁸	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
9 © . "		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は,P-7未満にする。	12時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**18	6 時間			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			

※17: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※18: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ

変更後 備考

表33-2つづき

					TI T		_
	機	能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
7.	1 次冷却材可変温度高		過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4*17	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除い動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了でできない場合
			過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1およ び2	4*17	A. 1 チャンスした デャンスした ドチャンスネル ドチャンスネル ドチャンスネル ドチャンスネル ドラック ドラック ドラック ドラック ドラック ドラック ドラック アート アート アート アート アート アート アート アート アート アート
8.	原子炉圧力		低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4*17	A. 1 チャンネル バチャンストで 所 が チャンスネル ドイヤン アイヤン アイヤン アイヤン アイヤン アイヤン アイヤン アイヤン ア
			高	16.61MPa[gage]以下	モード1およ び2	4*17	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く がある場合 B. 条件Aの措置 を完定成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合	の措置	硝	認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。*18	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	定期事業者 検査時 機料取替後,	計装計画課長原子燃料課長	組織整備に伴う
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	を実施する。	原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間 以内に1回	および 計装計画課長	組織整備に任う (以下,本頁に て同じ)
D.1 日直攻は、モートSにする。	1244年		および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束		
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**18	6時間		カ同中性子泉 出力偏差の差 が±3%を超 える場合		
		炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子東出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長	
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ¹⁸	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
9 3.		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
A.1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。*18	6 時間				
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				

※17: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※18: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ

						変更	前				
表33-2つづき				正面 壬 、	正面エンソ		ラル・ 変数粉を滞りできない相/	か、世界	Trin	認事項	
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・ 系統数	所要チャン 条 件		ネル・系統数を満足できない場合 要求される措置	完了時間	項目		担当
9. 加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード1 (P-7以上)		A. 1チャンネル バイパスした		A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
					チャンネルを除くが動作不能である場合		する。*20		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合		B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間			
10. 1 次冷却材 流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4*19	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを		A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁰	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				4	デャンネルを 除く が動作不能で ある場合		9 So.		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合		B.1 当直長は,P-8未満にする。	12時間			
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, (P-8未満)	1ループ あたり 4 ^{*19}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合		A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ²⁰	6 時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合		B.1 当直長は,P-7未満にする。	12時間			
11. 1次冷却材ポン 電源電圧低	プ	定格電圧の65%以上	モード1 (P-7以上)	1 日 ほ り 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合		A.1 電気計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合		する。 B.1 当直長は,P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計裝計画課長
12. 1次冷却材ポン 電源周波数低	プ	57Hz以上	モード1 (P-7以上)		A. 1 チャンネル が動作不能で		A.1 電気計画課長は,当該チャン ネルを動作可能な状態にす		設定値確認を実施する。		電気計画課長
					ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合		る。 B.1 当直長は,P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。		計装計画課長

22 2004					変更後					備考
33-2つづき			所要チャ	所要チャン	ーーネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確	認事項		本頁変更なし
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
). 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1 (P-7以上)	4 **19	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを)除く	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁰	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長当直長	
				が動作不能である場合			指示値により確認する。	THICIE		
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
0. 1次冷却材 1ルー 流量低	プ 定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4*19	A. 1 チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁰	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
			-	除くが動作不能である場合	7 °D 0		動作不能でないことを 指示値により確認する。	1日に1回	当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-8未満にする。	12時間				
2ルー	プ 定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, (P-8未満)	1ループ あたり 4**19	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。*20	6 時間				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
 1. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低 	定格電圧の65%以上	モード1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 電気計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態にする。		設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間	-機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
2. 1 次冷却材ポンプ 電源周波数低	57Hz以上	モード1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で	A.1 電気計画課長は, 当該チャン ネルを動作可能な状態にす		設定値確認を実施する。			
				ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	る。 B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	

表33-2つづき						変更前				
				所要チャ	所要チャン		か措置	確	認事項	
機	S.	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
13. 蒸気発生器水	位低	計器スパンの11%以上	モード1およ び2	1基あた り 4 ^{**21}	A. 1 チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**2	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					ディンネルを 除く が動作不能で ある場合	79 So. ****		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
14. タービン トリップ	タービン 非常しゃ 断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 **21	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止 め弁閉	_	モード1 (P-7以上)	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷	却系作動	表33-3の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード1およ び2	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は,当該系統を 動作可能な状態にする。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Ga1以下	モード1およ び2	4 ** 2 1	A. 1 チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**2	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		原子炉建屋 3 階床 (EL 24.0m) 390Ga1以下		4 **2 1	一 除く が動作不能で ある場合			-		
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Ga1以下		4 ** 2 1	B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

				所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場	合の措置	確	認事項		本頁変更なし
機能	3	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
13. 蒸気発生器水	位低	計器スパンの11%以上	モード1およ び2	1 基あた り 4** ²¹	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態に する。**2*	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					除く が動作不能で ある場合	9 So. ***		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				
14. タービン トリップ	タービン 非常しゃ 断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 **2 1	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**22	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
	主蒸気止 め弁閉	_	モード1 (P-7以上)	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
15. 非常用炉心冷:	却系作動	表33-3の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード1およ び2	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は,当該系統を 動作可能な状態にする。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Ga1以下	モード1およ び2	4 **2 1	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを 除く	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**2	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		原子炉建屋 3 階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		4 **2 1	が動作不能である場合			-			
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Ga1以下		4 ** 2 1	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				

変更前 表33-2つづき 所要チャ 所要チャン ネル・系統数を満足できない場合の措置 確認事項 適用モード 機 能 ンネル・ 設定値 系統数 条 件 要求される措置 完了時間 項目 頻度 担 当 17. インターロック 中間領域中性子束 モード2 a. P-6 A. 1 チャンネル 1 時間 設定値確認および機能 定期事業者 計装計画課長 A.1 計装計画課長は, 当該イン 9. 1×10^{-11} (P-6未満) 以上が動作不 ターロックを運転状態に適 の確認を行う。 検査時 $1.1 \times 10^{-10} \,\mathrm{A}$ 能である場 合させる措置を講じる。 B.1 当直長は、モード3にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 機能の確認を行う。 定期事業者 計装計画課長 1 時間 A.1 計装計画課長は, 当該イン b. P-7 d. 項および e. 項参照 モード1 2 A. 1 チャンネル 検査時 ターロックを運転状態に適 (P-7以上) 以上が動作不 合させる措置を講じる。 能である場合 . B.1 当直長は、P-7未満にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 1 時間 設定値確認および機能 定期事業者計装計画課長 A.1 計装計画課長は, 当該イン c. P-8 出力領域中性子東 モード1 A. 1 チャンネル ターロックを運転状態に適 の確認を行う。 検査時 定格出力の40±0.5% (P-8以上) 以上が動作不 合させる措置を講じる。 能である場合 B.1 当直長は、P-8未満にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 定期事業者 計装計画課長 A.1 計装計画課長は, 当該イン 1 時間 設定値確認および機能 モード1 d. P-10 出力領域中性子東 4 A. 1 チャンネル の確認を行う。 検査時 ターロックを運転状態に適 以上が動作不 定格出力の10±0.5% (P-10未満) 合させる措置を講じる。 能である場合 および2 B.1 当直長は、モード3にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 1 時間 設定値確認および機能 定期事業者計装計画課長 A.1 計装計画課長は、当該イン タービン第1段後圧力 e. P-13 モード1 A. 1 チャンネル ターロックを運転状態に適 の確認を行う。 検査時 定格出力の10±0.6% (P-13以上) 以上が動作不 合させる措置を講じる。 能である場合 B.1 当直長は、P-13未満にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 ※23:表33-2のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは 出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が 誤発信した場合を含む。)をいう。(以下,本条において同じ。)

					-		1			本頁変更
機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合	の措置	確	認事項		
100 110	放灶10)[1] [1]	系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
17. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子東 9.1×10 ⁻¹¹ ~ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード 2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合* ²³	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				
b. P-7	d.項およびe.項参照	モード1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-7未満にする。	12時間				
c. P-8	出力領域中性子東 定格出力の40±0.5%	モード1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 -	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は, P-8未満にする。	12時間				
d. P-10	出力領域中性子東 定格出力の10±0.5%	モード1 (P-10未満)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 -	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		および2		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード1 (P-13以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 -	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は,P-13未満にする。	12時間				

表33-3 工学的安全施設等作動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
194 115	以汇匝	X2713 = 1	系統数	条件
1. 非常用炉心冷却系作動				
a. 非常用炉心冷却系作動 論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 手動起動	-	モード1, 2,3および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能 ある場合 B. 条件 A の措置 を完了成で は場合
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2 および3	4*24	A. 1 チャパスル バチャパスルル 除く がある場合 B. 条件Aの措置内 に場合 に場合
d . 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1 および2 (P-6以上)	4 ^{§ 2 4}	A. 1 チャンスしん バチャンスレル ディパンネ 除く が動る 格合 B. 条件Aの措置内 に 場合 い場合

ネル・系統数を満足できない場合	らの措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
				T
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間			
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
および B.2 当直長は, モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁵	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
9 S.		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
 B.1 当直長は, モード3にする。	12時間			
および B.2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**25	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
9 3 。		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は,モード3にする。	12時間			
および B.2 当直長は,モード4にする。	36時間			
		1		L

※24:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※25:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う

本頁変更なし

表33-3 工学的安全施設等作動計装

所要チャ 所要チャン 機 能 適用モード ンネル・ 設定値 系統数 条 件 1. 非常用炉心冷却系作動 a. 非常用炉心冷却系作動 モード1. A. 1系統が動作 2, 3および 2系統 不能である場 論理回路 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 b. 手動起動 モード1, 2 A. 1 チャンネル 2, 3および が動作不能で ある場合 -----B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 4*24 A. 1チャンネル c. 格納容器圧力高 0.034MPa[gage]以下 モード1, 2 および3 (高1) (バイパスした) チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 4*24 A. 1チャンネル d. 原子炉圧力異常低 11.36MPa[gage]以上 モード1 (バイパスした) および2 チャンネルを (P-6以上) 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	硝	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
きる。 B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,モード5にする。	12時間 56時間			
A.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,モード5にする。	12時間 56時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ²⁵	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長当直長
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,モード4にする。	12時間 36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。* ²⁵	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期事業者 検査時 1日に1回	計装計画課長当直長
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,モード4にする。	12時間 36時間			
			!	+

※24:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う

表33-3 つづき

機	能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン
e. 原子炉圧力加圧器水位一致		12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)		A. 1 チャンネル バイパネルした チャンネルを 所動作者 B. 条件Aの措置 を達成合 B. 条件Aの特間ない場合
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4*26	A. 1 チャンスした バイ・ンスした ドボースネル に ・ で ・ がある場合 ・ 一 で ・ おのも ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で
f. 主蒸気ライ	ン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 ^{*26}	A. 1 チャンネル バチャンスした 除 所 が 4 不能で ある場 ト た 一 た 一 た 一 た の が 手 に が も た り た り た り た り の り も た り た り た り た り た り た り で に う た ら た ら た ら に ら ら に ら ら に ら ら ら に ら ら ら ら

;		可能であることを条件に,	1チャンネル	をバイパン	スすることができ
	マー・エロト バノパート	エイ、、ココナ料ルアイ	七 1. ルフ・ユ、エ エス・	3.5	

る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※27:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う ことができる。

ネル・系統数を満足できない場合	か措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
する。*27		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁷	6 時間			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			
および B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
する。* ²⁷		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

本頁変更なし

表33-3つづき

	166	Al-			本田~ 10	所要チャ	所要チャン
	機	能		設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件
е.	原子炉圧力加圧器水位 一致		原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード1,2 および3 (P-11以上)		A. 1 チャンネル バイヤンスト (バチャンスネルを) がある場件不能である場合 B. 条件Aの時間内 に選場合
			加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1,2 および3 (P-11以上)		A. 1 チャンネル イナイパー イヤンネルたを ドルカー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤー イヤ
f.	主蒸気ライ	ン圧力	力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	イン毎に 4 ^{*26}	A. 1 チャパスル バチャパネルた 除い サイヤ 不能で ある場 作子 不能で ある場 作子 下 ある場 作子 で ある場 に まる。 発作子 で は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、

×26 ·	産り	のチャン	タルが動作司化	でなるこし	む冬件に	1チャンラル	をバイパスする、	- しがでキ
×20 :	グギリ	37 ヤン	イルが助作り能	じめること	を米件に,	17 ヤンイル	せハイハヘりる、	_ こかじさ
	ス	- の堪合	・バイパスした	チャンネル	を 動作 不能	レけみかさか	LX	

る。この場合、バイバスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※27: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う ことができる。

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
する。* ²⁷		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**27	6 時間			
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁷	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
y &o.		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

ネル・系統数を満足できない場合の措置

表33-3つづき

		1	1	
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・	所要チャン
			系統数	条件
2. 原子炉格納容器スプレイ系	作動			
a. 原子炉格納容器スプレイ 系作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4		A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 手動起動	_	モード1, 2, 3および 4		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成の い場合
c. 格納容器圧力異常高 (高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1,2 および3		A. 1 チャンネル バイ・スした チャンネルを 所動る場 B. 条件 A の 措置 に 達合 い場合

;	※28:残り3チャンネルが動作す	可能であることを条件に、	1チャンネル	をバイパン	スすることができ
	ス テの担合 バイパフト	たチャンラルな動作不合	としけかわそか	1.5	

る。この場合,バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※29:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う ことができる。

			T	T
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
する。*29		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

確認事項

					変更後					備考
₹33−3つづき										本頁変更なし
IZIA Ale) 	所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合	か措置	硝	€認事項		
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
2.原子炉格納容器スプレイ系	《作動	- 11								
a. 原子炉格納容器スプレイ 系作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
b . 手動起動	-	モード1, 2, 3および 4	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
c. 格納容器圧力異常高 (高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2 および3	4 *28	A. 1 チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ²⁹	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				除く が動作不能で ある場合	9 S.		動作不能でないことを 指示値により確認する。	1日に1回	当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
※28:残り3チャンネルが動作 る。この場合、バイパス ※29:残り3チャンネルが動作 ことができる。	したチャンネルを動作不	能とはみなさな	こい。							

					変更前				
長33-3つづき									
146 AF-		У С Т — 10	所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	4	確認事項	
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A						T			
(1)格納容器隔離 A 作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	_	モード1, 2, 3および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心		3				1		
o. 格納容器隔離 B									
(1)格納容器隔離 B 作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	の確認を行う。 定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	機能2.原子炉格納	容器スプレイ系作	動 b.	手動起動を参照			•	·	•
(3)格納容器圧力異常高 (高3)	機能2.原子炉格納	容器スプレイ系作	=動 c. □	格納容器圧力異	常高(高3)を参照				

					変更後					備考
₹33−3つづき										本頁変更なし
146 A-		> + □ - 10	所要チャ	所要チャン	マン ネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
3. 原子炉格納容器隔離										
a. 格納容器隔離A										
(1)格納容器隔離A 作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計裝計画課長	
			B. 条 を に	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
2)手動起動	-	- モード1, 2,3および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心	心冷却系作動を参照	4			I	1			
b. 格納容器隔離 B	,				-					
(1)格納容器隔離B 作動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計裝計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
(2)手動起動	機能2.原子炉格約	内容器スプレイ系作	=動 b. =	手動起動を参照		ı	1			
(3)格納容器圧力異常高 (高3)	機能 2. 原子炉格絲	内容器スプレイ系作	≅動 c. ᡮ	各納容器圧力異	常高(高3)を参照					

機能。設定値		適用モード	所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	石	雀認事項		
機能	設定値	適用モート	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
. 格納容器隔離 A	と6.6kV非常用母線電圧低の一致	による隔離		,						
(1) 格納容器隔離Aと 常用母線電圧低の る隔離作動論理回	一致によ	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
(2)格納容器隔離A と6.6kV非常用母	格納容器 機能3.原子炉格納 隔離A	容器隔離 a. 杯	S 納容器隔	雛Aを参照						
線電圧低の一致 による隔離 6.6kV 非常用	6. 6kV 非常用母 線電圧低	モード1, 2, 3および 4		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 電気計画課長は, 当該チャン ネルを動作可能な状態にす る。		設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間	-機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
d . 格納容器換気系	隔離									
1)格納容器換気系隔 作動論理回路	一	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
器ス	ゲアト 大炉格納容機能 2. 原子炉格納容 で プレイ系 が 起動	・ F器スプレイ系作	動 b.手動	動起動を参照		l	1	1		
	內容器隔離 機能3.原子炉格納容 手動起動	ド器隔離 a.格	納容器隔離	(2)手動起	動を参照					

						変更後					備考
表33- 3 つづき											本頁変更なし
Life	100 Me			所要チャ 所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合の措置 確認事項						
機	能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
c. 格納容器隔離	離Aと6.6kV非	常用母線電圧低の一致に	よる隔離								
(1)格納容器隔離 常用母線電圧 る隔離作動論	低の一致によ	-	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計裝計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
(2)格納容器隔離 と6.6kV非常月	用母 隔離A	機能3. 原子炉格納容	器隔離 a. 格	納容器隔離	推Aを参照						
線電圧低の一 による隔離	6. 6kV 非常用母 線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は, 当該チャン ネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計裝計画課長	
d. 格納容器換象	気系隔離	1		I				I .			
(1)格納容器換気 作動論理回路		-	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	原子炉格納容 器スプレイ系 手動起動	機能 2. 原子炉格納容器	器スプレイ系作	助 b.手重	助起動を参照				1		
	格納容器隔離 A手動起動	機能3. 原子炉格納容器	器隔離 a.格	納容器隔離	A (2)手動起	動を参照					
(3)非常用炉心冷	却系作動	機能1. 非常用炉心冷却	却系作動を参照								

表33-3つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
13% 86		MB/11 C 1	系統数	条件
4. 主蒸気ライン隔離				
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路		モード1,2 および3 ただし,全主 蒸気隔離弁が 閉ないる場	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
		合を除く		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 手動起動	-	モード1, 2 および3 ただし, 全主	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
		蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1,2 および3 ただし,全主 蒸気隔離弁が 閉じで除く		A. 1 チャンネル バチャンスレル チャく がある場で ある場合 B. 条件Aの時間きない に違場合
d. 主蒸気ライン圧力低	20 0 27 -	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし,全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	イン毎に 4 ^{**30}	A. 1 チャンネル バイパスト ドイパスネルを 除が動る場 を完成 ある場 B. 条件Aの特間内 により により により により により により により により により により

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
		1				
A.1 計装計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし,残りの系統が確認の 方え,作業のことを確認の うえ,作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**31	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
9 3.		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間	-				
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ³¹	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
79 &		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間					

※30:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※31:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う

本頁変更なし

表33-3つづき

所要チャ 所要チャン 機 能 適用モード ンネル・ 設定値 系統数 条 件 4. 主蒸気ライン隔離 モード1, 2 a. 主蒸気ライン隔離 A. 1 系統が動作 作動論理回路 および3 2系統 不能である場 ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 b. 手動起動 モード1, 2 A. 1 チャンネル および3 が動作不能で ある場合 ただし、全主 蒸気隔離弁が B. 条件Aの措置 閉じている場 を完了時間内 合を除く に達成できな い場合 4*30 A. 1チャンネル c. 格納容器圧力異常高 0.092MPa[gage]以下 モード1, 2 (高2) および3 (バイパスした) チャンネルを ただし、全主 除く 蒸気隔離弁が が動作不能で 閉じている場 ある場合 合を除く B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 モード1, 2 主蒸気ラ A.1チャンネル d. 主蒸気ライン圧力低 3.35MPa[gage]以上 イン毎に (バイパスした) および3 4^{*30} チャンネルを (P-11以上) 除く が動作不能で ただし、全主 ある場合 蒸気隔離弁が 閉じている場 B. 条件Aの措置 合を除く を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
		,				
A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**31	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
9 Q ₀		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長		
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間					
および B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**31	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長		
9 So. ""		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長		
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間					
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間					

※30: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※31:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う

表33-3つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高		モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	イン毎に 4* ³²	A. 1 チャンネル バインスルト ディンスルト 除 作不能 ある場合 B. 条件 A の 措置 を定達場 い場合

ネル・系統数を満足できない場合	確認事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当	
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。**3。		設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				

※32: 残り3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパス」たチャンネルを動作不能とけみたさない。

る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※33:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う

変更後 表33-3つづき 本頁変更なし 所要チャ 所要チャン ネル・系統数を満足できない場合の措置 確認事項 適用モード 機能 ンネル・ 設定値 系統数 条 件 要求される措置 完了時間 項目 頻度 担 当 主蒸気ラ A. 1 チャンネル 定期事業者 計装計画課長 e. 主蒸気ライン圧力 -0.87MPa以上 モード3 6 時間 設定値確認および機能 A.1 計装計画課長は, 当該チャ (P-11未満) (バイパスした) 減少率高 イン毎に の確認を行う。 検査時 ンネルを動作可能な状態に チャンネルを する。**33 ただし、全主 除く 蒸気隔離弁が が動作不能で 閉じている場 ある場合 合を除く B. 条件Aの措置 B.1 当直長は、モード3にする。 12時間 を完了時間内 および に達成できな B.2 当直長は、モード4にする。 36時間 い場合 ※32:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができ る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※33:残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行う ことができる。

表33-3つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
5. 主給水隔離					
a. 主給水隔離 作動論理回路		_	モード1, 2 および3	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
			たが原維弁によったが原維力により、主給主治がの場合が明治が明治が明まさりではいいます。 たい こうしゅう かい こうしゅう かい こうしゅう かい こうしゅう かい こうしゅう かい こうしゅう いっぱい くい こうしゅう いっぱい くい こうしゅう はい はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう はい こうしゅう はい いっぱい はい		B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 蒸気発生器水位類	建常高	狭域水位計の 75.5%以下	モお だ 隔 計 が 3	1 基あた り 4 ** ³⁴	A. 1 インスル トンスル トンスル トンストン インスネル トンスネル た 一
c. 非常用炉心冷却系	系作動	機能1.非常用炉心冷	却系作動を参照	[
温度低と原子炉	1 次冷却 材平均温 度低	289. 75℃以上	モル 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 *34	A. 1 チャンネル (バチャンスした) チャイスネルを 除かる場件 B. 条件Aの措置 を完定成で い場合
	原子炉 トリップ	表33-2原子炉保護系	計装を参照		

ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	確認事項					
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当			
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のパイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間						
および B.2 当直長は, モード4にする。	36時間						
A.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
する。** ³⁵		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間						
および B.2 当直長は, モード4にする。	36時間						
A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。** ³⁵	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
9 © . ¨		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長			
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間						
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間						

※34: 残り3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※35: 残り3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

				7	変更後					備
₹33−3つづき										本頁変更
tik Ar.		適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場	合の措置	確	認事項		
機能	設定値	週用モート	系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 主給水隔離							,			
a. 主給水隔離 作動論理回路	_	モード1, 2 および3 ただし, 主給 水隔離弁,主 給水制御弁お よび主給水バ	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計裝計画課長	
		イパス制御弁 が閉止または 隔離されてい る場合を除く		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 75.5%以下	モード1, 2 および3	1基あた り 4 ** 3 4	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。****	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		ただし,主給 水隔離弁,主 給水制御弁お よび主給水バ		除く が動作不能で ある場合	9 จ 。"		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
		イパス制御弁 が閉止または 隔離されてい る場合を除く		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心	冷却系作動を参照	Ž.							
d. 1次冷却材平均 1次冷却 温度低と原子炉 材平均温 トリップの一致 度低	289.75℃以上	モード1,2 および3	4 **3 4	A. 1チャンネル (バイパスした) チャンネルを	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する. ***	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		ただし, 主給 水制御弁およ び主給水バイ パス制御弁が		除くが動作不能である場合	9 Q.		動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
		閉止または隔離されている場合を除く		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
原子炉 トリップ	表33-2原子炉保護	系計装を参照								

変更前 表33-3つづき 所要チャ 所要チャン ネル・系統数を満足できない場合の措置 確認事項 機能 適用モード ンネル・ 設定値 系統数 条 件 要求される措置 完了時間 項目 頻 度 担 当 6. インターロック 定期事業者 計装計画課長 a. P-6 中間領域中性子束 モード1 2 A. 1 チャンネル 1 時間 設定値確認および機能 A.1 計装計画課長は、当該イン 9. 1×10^{-11} 以上が動作不 の確認を行う。 検査時 ターロックを運転状態に適 $1.1 \times 10^{-10} \,\mathrm{A}$ および2 能である場 合させる措置を講じる。 (P-6以上) B.1 当直長は、モード3にする。 12時間 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合 設定値確認および機能 定期事業者 計装計画課長 b. P-11 加圧器圧力 モード1,2 4 A. 1 チャンネル A.1 計装計画課長は, 当該イン 1 時間 13.73±0.03MPa[gage] および3 以上が動作不 の確認を行う。 検査時 ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。 (P-11以上) 能である場合 動作不能でないことを 1日に1回 当直長 B. 条件Aの措置 B.1 当直長は、モード3にする。 12時間 指示値により確認す を完了時間内 および る。 36時間 に達成できな B.2 当直長は、モード4にする。 い場合 ※36:表33-3のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは 出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発 信した場合を含む。)をいう。(以下,本条において同じ。)

					変更後					備考
表33-3 つづき										本頁変更なし
		∀ П~ 10	所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合	合の措置	硝	■認事項		
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
6. インターロック										
a. P-6	中間領域中性子東 9.1×10 ⁻¹¹ ~ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合*36	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間				
b. P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A.1 計装計画課長は,当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		(1 112/11)		B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	-動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長	
	という。(以下,本条にお	V. CHI Co								

表33-4 事故時監視計装

項目	機能	所要チャ	適用モード	所要チ
グ ト	17英 用户	ンネル数	旭/市で 1	条件
	1 次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1 チャンネル の計器が動作
1次冷却系計装**37	加圧器水位	2	220.2	不能である場合
	1 次冷却材温度(広域)(高温側)	3		B. 条件Aの措置
	1 次冷却材温度(広域)(低温側)	3		を完了時間内 に達成できな
化学体積制御系 計装** ³⁷	ほう酸タンク水位	2		い場合
	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2		C. 1 つの機能が 動作不能であ る場合
主蒸気および給水、	補助給水タンク水位	2		D. 条件Cの措置
主然	蒸気発生器水位(広域)	3		を完了時間内 に達成できな
	蒸気発生器水位(狭域)	蒸気発生 器毎に2		い場合
	補助給水流量	3		
燃料取替用水系 計装 ^{** 3 7}	燃料取替用水タンク水位	2		
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2		
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2		
で スピカ 幼家 児朋油	原子炉格納容器内圧力	2		
原子炉格納容器関連 計装 ^{** 37}	原子炉格納容器内温度	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (低レンジ)	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (高レンジ)	2		
原子炉補機冷却系計 裝 ^{*37}	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2		
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2		
非常用炉心冷却系計	高圧注入流量	2		
表	低圧注入流量	2		

ャンネル数を満足できない場合の)措置	確	■認事項	忍事項				
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当				
A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長				
B.1 計装計画課長は,当該計器 が故障状態であることが運 転員に明確に分かるような 措置を講じる。	····································	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長				
2.1 計装計画課長は、当該機能 の1チャンネルを動作可能 な状態にする。または代替 の監視手段を確保する。	10日							
D.1 当直長は, モード3にする。 および D.2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間							

※37:各計装が動作不能時は,第84条(表84-16)の運転上の制限も確認する。

					変更後					備考
長33-4 事故時監視	見計装									本頁変更なし
項目	機能	所要チャ	適用モード	所要チ	ャンネル数を満足できない場合の	の措置	確認事項			
快 日	70克 用台	ンネル数	適用です	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当	
	1 次冷却材圧力		モード1, 2 および3	A. 1 チャンネル の計器が動作	A.1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
次冷却系計装**37	加圧器水位	2	\$2 C. 3	不能である場合	する。		科ルアペース・ハンフルナ		小平日	
	1 次冷却材温度(広域)(高温側)	3			B.1 計装計画課長は、当該計器	速やかに	動作不能でないことを 指示値により確認		当直長	
	1 次冷却材温度(広域)(低温側)	3		B. 条件Aの措置 を完了時間内	が故障状態であることが運転員に明確に分かるような		る。			
L学体積制御系 +装 ^{**37}	ほう酸タンク水位	2		に達成できな い場合	料置を講じる。 措置を講じる。					
	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2								
- # 与 b b z 8/// b	補助給水タンク水位	2		D & // C D ## ##		1 OF# HH	_			
E蒸気および給水, 前助給水計装** ³⁷	蒸気発生器水位(広域)	3		D. 条件 C の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 Y 声見は、エード4にする	12時間				
	蒸気発生器水位(狭域)	蒸気発生 器毎に2			D.2 当直長は、モード4にする。	36時間				
	補助給水流量	3								
*************************************	燃料取替用水タンク水位	2								
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2								
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2								
	原子炉格納容器内圧力	2								
F子炉格納容器関連 大装** 37	原子炉格納容器内温度	2								
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (低レンジ)	2								
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ (高レンジ)	2								
₹子炉補機冷却系計 ₹ ^{*37}	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2								
御用空気系計装	制御用空気圧力	2								
	高圧注入流量	2								
上※3.7 交	低圧注入流量	2								

※37: 各計装が動作不能時は,第84条 (表84-16)の運転上の制限も確認する。

低圧注入流量

表33-5 非常用ディーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
1/24 1912		XEØ/11 € 1	系統数	条件
1. 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
l		モード5, 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
2. 6.6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2,3,4, 5,6および 照射済燃料移 動中	1 母線 あたり 3	A. 1 母線あたり 1 チャンネル が動な場合 B. 1 母線あたり 2 チャが動場 以上である場合
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3機能1. 非常	用炉心冷却系作	動を参照	

ネル・系統数を満足できない場合	か措置	確	確認事項						
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当					
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長					
B.1 当直長は,モード3にする。 および B.2 当直長は,モード5にする。	12時間 56時間								
A.1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに								
A.1 電気計画課長は, 当該チャン ネルを動作可能な状態にす る。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長					
		機能の確認を行う。	定期事業者	計装計画課長					
B.1 電気計画課長は,1日線あた り2チャンネルを動作可能 な状態にする。	2 時間		検査時						
C.1 当直長は,当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに								

変更後 備考

本頁変更なし

表33-5 非常用ディーゼル発電機起動計装

柃	後能	-11	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
125	X HC	設定値	適用でいい	系統数	条件
	ディーゼル発電機 理回路	_	モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
			モード5, 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
2. 6. 6kVi 検出	卡常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2,3,4, 5,6および 照射済燃料移 動中	1 母線 あたり 3	A. 1 1 4 か
3. 非常用	炉心冷却系作動	表33-3機能1. 非常月	用炉心冷却系作	動を参照	

ネル・系統数を満足できない場合	か措置	確認事項						
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当				
A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長				
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間							
および B.2 当直長は,モード5にする。	56時間							
A.1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに							
A.1 電気計画課長は, 当該チャン ネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長				
		機能の確認を行う。	定期事業者	計装計画課長				
B.1 電気計画課長は, 1 母線あた り 2 チャンネルを動作可能 な状態にする。	2時間		検査時					
C.1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに							

			所要チャ	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場	合の措置	:	確認事項		
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
. 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ビットでの照射済燃料		A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。		機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
				B. 2 系統が動作 不能である場 合	B.1 計装計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。	10日				
				C. モード1, 2, 3および4に 3および条件A またにはBの時間 内に達成で ない場合	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D. 使用済燃料ピットでの照射 ットでの照射 済燃料移動中 において,は 件Aまでを の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課 は、照射済燃料の移動を 止する。***	き 速やかに				
. 手動起動	_	モード1, 2,3,4 および使用済		A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は,当該チャンネルを動作可能な状態にする。		機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		燃料ピットで の照射済燃料 移動中		B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10日				
				C. モード1, 2, 3および4に おいて, 条件 Aまたた完了時間内に達成で きない場合	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D. 使用活然料ピ 用済で移動中 海然料の表別で 海然いまた においまた はおいまた は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動をロ 止する。**3*	き 速やかに				

≠00 C 内中州你应格与不同	1 44k → 1 V+				変更後					備考		
表33-6 中央制御室換気系隔	離計装		所要チャ	所要チャン	- ネル・系統数を満足できない場	合の措置		確認事項				
機能	設定値	適用モード	ンネル・ 系統数	条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当			
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2,3,4 および使用済 燃料ピット の照射済燃料 移動中		A. 1 系統が動作 不能である場 合	A.1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長			
				B. 2系統が動作 不能である場 合	B.1 計装計画課長は,当該系統 を動作可能な状態にする。	10日						
				C. モード1, 2, 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完成でも ない場合	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに						
				D. 使用済然料 ピ 用 済然 照動 中 に 水	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または原子燃料課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。**38	・速やかに				組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)		
2. 手動起動	_	モード1, 2, 3, 4 および使用済	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A.1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態に する。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
		燃料ピットで の照射済燃料 移動中		B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B.1 計装計画課長は,当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10日						
				C. モイン 2, 3 2, 3 2, 3 2, 4 2, 2 3, 3 2, 3 2, 4 4, 4 8, 5 7, 6 7, 7 8, 8 7, 8 7, 8 7, 8 7, 8 7, 8 7, 8	C.1 当直長は,中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに						
				D. 使用済燃料射 ットで が燃料射中に が燃料があり、 があれる。 から があれる。 から がいた。 から がいた。 はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	D.1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または原子燃料課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。**38	速やかに						
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3機能1. 非常	 常用炉心冷却系作	動を参照			1	1		I			
		げるものではない	١, ,									

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を
機 能	週用七一下	条件
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能で ある場合
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合
売てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁	モード1, 2, 3および	A. 機能の1つが動作不能で ある場合
加口タッイス・Miles イントリー ファイン ファイン ファイン アイス	4	B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能で ある場合
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合
蒸気発生器(広域)水位計 主蒸気圧力計	モード1, 2, 3および	A. 機能の1つが動作不能で ある場合
加圧器水位計	4	B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合
線源領域中性子束計	モード 2 (P-6未満),	A. 機能の1つが動作不能で
	3および4	ある場合 B. 条件Aの措置を完了時間
		内に達成できない場合
1 次冷却材圧力計(広域) 1 次冷却材温度計(広域)(低温側)	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能で
1 八日平四皿及司(四项)(四皿関)	およU・4	ある場合
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合

満足できない場合の措置**39	確認事項			
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担 当
A.1 計装計画課長は,当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
B. 1 当直長は,モード3にする。 および	12時間			RI WALL MARKET
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は,当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長および
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間			計装計画課長
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は, 当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
B.1 当直長は, モード5にする。	56時間			
A.1 計装計画課長は, 当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A.1 計装計画課長は,当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認す	1ヶ月に1回	当直長
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間	る。		
A.1 計装計画課長は, 当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード3にする。 および	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長
B.2 当直長は、モード5にする。	56時間	∞0		
A.1 計装計画課長は, 当該機能 を動作可能な状態にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B.1 当直長は,モード5にする。	56時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長

※39:機能毎に個別の条件が適用される。

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	 適用モード	機能を		
17X BE	旭/九七 [条件		
ほう酸ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能で ある場合		
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
	モード1, 2, 3および	A. 機能の1つが動作不能で ある場合		
面ロネタティイトMRREポート 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	4	B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合		
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合		
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
蒸気発生器(広域)水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1, 2, 3および	A. 機能の1つが動作不能である場合		
加生命外包計	4	B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
線源領域中性子束計	モード2	A. 機能の1つが動作不能で		
	(P-6未満),	ある場合		
	3および4	B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		
1 次冷却材圧力計(広域)	モード3	A. 機能の1つが動作不能で		
1 次冷却材温度計 (広域) (低温側)	および4	ある場合		
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合		

完了時間 30日 12時間	確 項 目 機能の確認を行う。	認事項 頻 度 定期事業者	担当
30日	2 -		,
	機能の確認を行う。	定期事業者	z
12時間		検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
36時間			
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長および
12時間			計装計画課長
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
56時間			
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		1ヶ月に1回	当直長
12時間	指 小 値 に よ り 惟 恥 り る。		
36時間			
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	動作不能でないことを 指示値により確認す	1ヶ月に1回	当直長
56時間	る。		
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		1ヶ月に1回	当直長
56時間	చ₀		
30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長
	30日 12時間 56時間 30日 56時間 30日 12時間 30日 12時間 30日 12時間 30日	30日 機能の確認を行う。	30日 機能の確認を行う。 定期事業者 検査時

※39:機能毎に個別の条件が適用される。

表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン 条 件
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	使用済燃料ピットでの照射 済燃料移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
	た終のし料場から、		B. 2系統が動作 不能である場合 たは 条件子で を完達成の時間内 によ場合
	使ッ済 た終のし料場 照所経済扱い 照所経済をは し後 に とり に とり に とり は かい に かい に かい に かい		A. 1 がある チャド不合 ンネ能で ある。 2 チャルーがある。 2 チャルーがある。 2 チャルーのである。 2 チャーのである。 2 チャーのでは、 2

ネル・系統数を満足できない場合	か措置	確	認事項	
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または安全技術課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。***	速やかに速やかに			
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状 態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または <u>安全技術</u> 課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す	速やかに			

※40:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装

機能	適用モード	所要チャ ンネル・	所要チャン
7茂	週用モート	系統数	条件
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射 済燃料移動中	2系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
	ただし、照射 後の後、 が関門を が が が を 取り を 取り は 除く。		B. 2 系統が動作 不合 不合 または 条たは 条た完成 を で で に 場 を に 場 に 場 を に 場 を に 場 で に で 場 で も で り で り で り で り で り で ら で ら に で よ に よ に よ に よ に よ に よ に よ に よ と に よ と し 、 と し と し と し と し と し と い と い と と い と い と
2. 燃料落下検知	使 対		A. 1 か

ネル・系統数を満足できない場合	か措置	硝	認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長	
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または原子燃料課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。***0	速やかに速やかに				組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
A.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	電気計画課長	
B.1 当直長は、アニュラス排気 ファン1台を運転状態とす る。 または B.2 当直長または <u>原子燃料</u> 課長 は、使用済燃料ピットでの 照射済燃料の移動を中止す る。** ⁴⁰	速やかに速やかに				

※40:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前		変更後			備考	
度は、表49-1で定める事項を運輸 2 1次冷却材中のよう素131濃度が 号を実施する。 (1) <u>安全技術</u> 課長は、モード1,2 回,1次冷却材中のよう素131濃	前項で定める運転上の制限を満足しているこ。 2および3(1次冷却材温度が260 ℃以上)に	とを確認するため,次 おいて, 1週間に1	度は,表49-1で定める事項を運動を 2 1次冷却材中のよう素131濃度が 号を実施する。 (1) 原子燃料課長は,モード1, 回,1次冷却材中のよう素131濃	医上の制限とする。 前項で定める運転上の制限を満足しているこ 2 および3(1次冷却材温度が260 ℃以上)に 度を確認する。	とを確認するため,次 こおいて, 1週間に1	組織整備に伴う変 (以下,本頁において同じ)
と <mark>判断した</mark> 場合,当直長に通知する 表49-1	る。通知をうけた当直長は,表49-2の措置を	講じる。	と判断した場合,当直長に通知する 表49-1	る。通知をうけた当直長は,表49-2の措置を	を講じる。	
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限		
1 次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下であるこ	_ <u> </u>	1 次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10 ⁴ Bq/cm ³ 以下である	こと	
表49- 2		_	表49-2			
条 件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. 1 次冷却材中のよう素131の濃度 が運転上の制限を満足していな い場合	A.1 当直長は、1次冷却材中のよう素131 濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間		A.1 当直長は、1次冷却材中のよう素131 濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にし、1次冷却材 温度を260℃未満にする。	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は,モード3にし,1次冷却材 温度を260℃未満にする。	12時間	

変更後 変更前 (中央制御室非常用循環系) (中央制御室非常用循環系) 第69条 モード1,2,3,4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非 第69条 モード1,2,3,4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非 常用循環系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。 常用循環系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各 号を実施する。 号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総 (1) 機械計画第一課長は, 定期事業者検査時に, 中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率(総 合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、 (2) 発電課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること、 および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ (3) 当直長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ 月に1回、2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを 月に1回、2台の中央制御室非常用給気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを 確認する。 確認する。 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場 3 当直長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場 合、表69-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動 合,表69-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動 を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置 を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置 を講じる。 を講じる。 表69-1 表69-1 項目 運転上の制限 中央制御室非常用循環系※1 2系統が動作可能であること

※1:中央制御室非常用循環系が動作不能時は,第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率(総合除去効率)
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上

項目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	2系統が動作可能であること

備考

組織整備に伴う変更

(以下,本頁におい

て同じ)

※1:中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第84条(表84-17)の運転上の制限も確認する。

表69-2

項目	よう素除去効率 (総合除去効率)
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上

	変更前		変更後		備考
69-3			表69-3		
条件	要求される措置	完了時間	条件要求される措置	完了時間	1
1. 中央制御室非常用循環系1系統 が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態 に復旧する。	30日	A. 中央制御室非常用循環系1系統 A. 1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態 が動作不能である場合 に復旧する。	30日	
3. 中央制御室非常用循環系のすべ ての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 中央制御室非常用循環系のすべ B. 1 当直長は、少なくとも1系統を動作可 ての系統が動作不能である場合 能な状態に復旧する。	10日	
C. モード1, 2, 3および4にお いて,条件AまたはBの措置を		12時間	C. モード1, 2, 3および4にお C. 1 当直長は, モード3にする。 いて, 条件AまたはBの措置を および	12時間	
完了時間内に達成できない場合	C.2 当直長は、モード5にする。	56時間	完了時間内に達成できない場合 C.2 当直長は,モード5にする。	56時間	
料移動中において,条件Aまた はBの措置を完了時間内に達成 できない場合	D.1 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する ^{※2} 。 多動することを妨げるものではない。	速やかに	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃 D. 1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は,使用済料移動中において,条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	速やかに	組織整備に伴う変

変更前	変更後	備考	
(燃料取扱建屋空気浄化系) 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において,燃料取扱建屋空気浄化系は,表71-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため,次の各号を実施する。 (1) 発電課長は,定期事業者検査時に,アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること,および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (2) 当直長は,使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において,1ヶ月に1回,2台のアニュラス排気ファンについて,ファンを起動し,動作可能であることを確認する。 3 当直長は,燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表71-2の措置を講じるとともに,安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は,安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は,同表の措置を講じる。	(燃料取扱建屋空気浄化系) 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、燃料取扱建屋空気浄化系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、定期事業者検査時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、2台のアニュラス排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)	
表71-1 項目 運転上の制限 燃料取扱建屋空気浄化系 2系統が動作可能であること*1 ※1:照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、安全技術課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	表71-1 項目 運転上の制限 燃料取扱建屋空気浄化系 2系統が動作可能であること*1 ※1:照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合,運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、原子燃料課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	(以下、本頁において同じ)	

	変更前			変更後		備考
表71-2			表71-2			
条 件	要求される措置 A.1 当直長は,当該系統を動作可能な状態	完了時間 10日	条 件	要求される措置 A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態	完了時間 10日	
が動作不能である場合	に復旧する。 および	10 ц	が動作不能である場合	れ、「当直及は、当成示机を動作可能な小態 に復旧する。 および	10 д	
	A.2 当直長は,残りの系統のファンを起動 し,動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1 回		A. 2 当直長は、残りの系統のファンを起動 し、動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1 回	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運 転状態にする。 および	—	B. 条件Aの措置を完了時間内に達 成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運 転状態にする。 および		
	B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。または	8時間に1回		B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。	****	
	B.2 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する** ² 。	速やかに		B.2 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する** ² 。	. — .	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する。	速やかに	C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は,使用済 燃料ピットでの照射済燃料の移動を中 止する。		

(外部雷源)

から受電できるよう切替を実施する。

外部電源*1は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。

(外部雷源)

第72条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、 外部電源※1は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。

変更後

- 2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間 において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確 立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器1次側において1相開放を検知した場合,故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源 から受電できるよう切替を実施する。
- 3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の 措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃 料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

(以下、本頁におい て同じ)

3 当直長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表72-2の 措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技 術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

変更前

第72条 モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、

(1) 当直長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間

立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。

において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確

変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源

2 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給す る設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1)3回線*2以上が動作可能であること*3
	(2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性
	を有していること ^{※4※5}

- ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給するこ とができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下,本条において同じ。)
- ※3: 送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。
- ※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」※4:独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」 をいう。
- ※5:1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成と┃※5:1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成と して、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給す る設備をいう。(以下、本条において同じ。)

表72-1

項目	運転上の制限
外部電源	(1)3回線*2以上が動作可能であること*3
	(2)(1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性
	を有していること ^{※4※5}

- 一※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給するこ とができる発電所外からの送電線の回線数とする。(以下、本条において同じ。)
- ※3:送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。
- をいう。
- して、別ルートでの連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなすことができる。

備考

	変更前			変更後		備考
72-2			表72-2			
条 件 すべての外部電源が他の回線に	要求される措置 2 A.1 当直長は、動作可能な外部電源につい	完了時間	条 件 A. すべての外部電源が他の回線に	要求される措置 A.1 当直長は、動作可能な外部電源につい 4月	完了時間	本頁変更なし
対し独立性を有していない場合		その後の1日に1回 30日		A.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。		
. 動作可能な外部電源が 2 回線で ある場合	B.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および			B.1 当直長は、動作可能な外部電源につい 4 B て、電圧が確立していることを確認する。		
	B.2 当直長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	30 日		B.2 当直長は,動作不能となっている外 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	30日	
ある場合 および すべての外部電源が他の回線に	C.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	* 1. *	ある場合 および すべての外部電源が他の回線に	C.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。		
. 動作可能な外部電源が1回線で ある場合	② D.1 当直長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および D.2 当直長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	その後の1日に1回 10日		D.1 当直長は、動作可能な外部電源につい て、電圧が確立していることを確認す る。 および D.2 当直長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。		

	変更前			変更後		備考
表72-2 (続き)			表72-2 (続き)			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
ある場合 および 非常用ディーゼル発電機 1 基が 動作不能である場合** ⁶	E.1 当直長は、動作不能となっている外 部電源1回線または非常用ディーゼル 発電機1基を復旧する。	12時間	ある場合 および 非常用ディーゼル発電機1基が 動作不能である場合** ⁶	E.1 当直長は、動作不能となっている外 部電源1回線または非常用ディーゼル 発電機1基を復旧する。	12時間	
ある場合	F.1 当直長は,動作不能となっている外 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	24時間	F. すべての外部電源が動作不能で ある場合	F.1 当直長は、動作不能となっている外 部電源の少なくとも1回線を動作可能 な状態に復旧する。	24時間	
G. モード1, 2, 3および4において,条件A, B, C, D, E		12時間 56時間	G. モード1, 2, 3および4において,条件A, B, C, D, E		12時間	
達成できない場合	6.2 当直及は、モートがにする。	2014月1	またはより相直を元」時間がに 達成できない場合	6.2 当直文は、七十八分にする。	90时4月1	
10/11/19/11	動を中止する ^{※7} 。	速やかに		H.1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は、照射済 燃料移動中の場合は、照射済燃料の移 動を中止する**7。 および	速やかに	組織整備に伴う変更
間内に達成できない場合	H.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。 および	速やかに	間内に達成できない場合	H.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および	速やかに	
	H.3 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに		H.3 当直長は、1 次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	
ル発電機には,非常用発電機 可能なものをいう。なお,非	 料ピットに燃料体を貯蔵している期間において 1 基を含めることができる。非常用発電機とは 常用発電機は複数の号炉で共用することができ 移動することを妨げるものではない。	,所要の電力供給が	ル発電機には,非常用発電機 可能なものをいう。なお,非	 料ピットに燃料体を貯蔵している期間において 1 基を含めることができる。非常用発電機とは、 常用発電機は複数の号炉で共用することができる。 移動することを妨げるものではない。	所要の電力供給が	

(ディーゼル発雷機 ーモード5.6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間ー)

- 第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において,非常用ディーゼル発電機は,表74-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月 に1回、非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。
- (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。
- (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。
- 3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表74-1

٠.	-	
	項目	運転上の制限
ı		(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること**2*3
ı		(2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタン
		クの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること**4

- ※1:非常用ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2:非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング,エアラン)を行う場合,運転上の制限を 適用しない。
- ※3:非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、 所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。
- |※4:非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制 限 値
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,375L以上

(ディーゼル発雷機 ーモード5.6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間ー)

- 第74条 モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、非常用ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を 実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1ヶ月に1回、非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。
- (a) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。
- (b) 燃料油サービスタンク貯油量を確認する。
- 3 当直長は、非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

表74-1

項目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機*1	(1) 非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること**2*3
	(2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタン
	クの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること**4

- ※1:非常用ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。
- ※2:非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング,エアラン)を行う場合,運転上の制限を 適用しない。
- ※3:非常用ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、 所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。
- ※4:非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。

表74-2

項目	制 限 値
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1,375L以上

変更前			変更後		備考
表74-3		表74-3			
条件要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	7
A. 非常用ディーゼル発電機 2 基お よび非常用発電機 1 基のうち, 2 基以上が動作不能*5である および	速やかに	A. 非常用ディーゼル発電機 2 基お よび非常用発電機 1 基のうち, 2 基以上が動作不能*5である	A.1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は, 照射済 燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および	速やかに	組織整備に伴う変更
場合 A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	場合	A.2 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに	
A.3 当直長は、非常用ディーゼル発電機2 基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		A.3 当直長は、非常用ディーゼル発電機 2 基および非常用発電機 1 基のうち、少なくとも 2 基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
※5:非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量(保有油量)が制いない場合を含む。※6:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	削限値を満足して	いない場合を含む。	料油サービスタンクの貯油量 (保有油量) が制 移動することを妨げるものではない。	限値を満足して	

(非常用直流電源 ーモード5.6および照射済燃料移動中一)

- 第77条 モード5,6および照射済燃料移動中において,非常用直流電源(蓄電池(非常用)および充 電器)は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。
- 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池 端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。
- 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77 - 2 の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表77-1

٠.	-	
	項目	運転上の制限
	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電
		池 (非常用) *1 および充電器*2) が動作可能であること

- ※1: 蓄電池(非常用)が動作不能時は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。
- ※2:充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみ | ※2:充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみ なす。(以下,本条において同じ。)

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池	A.1 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,照射済	速やかに
(非常用) または充電器が動作不	燃料の移動を中止する**3。	
能である場合	および	
	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに
	度が低下する操作をすべて中止する。	
	および	
	A.3 当直長は, 当該機器を動作可能な状態	速やかに
	に復旧する措置を開始する。	

※3:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(非常用直流電源 ーモード5.6および照射済燃料移動中一)

第77条 モード5, 6および照射済燃料移動中において,非常用直流電源(蓄電池(非常用)および充 電器)は、表77-1で定める事項を運転上の制限とする。

変更後

- 2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池 端子電圧が126.5V以上であることを確認する。
- 3 当直長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表77 2の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

表77-1

項目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電
	池(非常用) *1 および充電器*2) が動作可能であること

- ※1: 蓄電池(非常用)が動作不能時は、第84条(表84-15)の運転上の制限も確認する。
- なす。(以下,本条において同じ。)

表77-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池	A.1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は, 照射済	速やかに
(非常用) または充電器が動作不	燃料の移動を中止する**3。	
能である場合	および	
	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃	速やかに
	度が低下する操作をすべて中止する。	
	および	
	A.3 当直長は, 当該機器を動作可能な状態	速やかに
	に復旧する措置を開始する。	

※3:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(所内非常用母線 ーモード5.6および照射済燃料移動中一)

第79条 モード5, 6および照射済燃料移動中において,所内非常用母線は,表79-1に定める事項を 運転上の制限とする。

変更前

- 2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に 必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されてい ることを確認する。
- 3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79 2 の措置を講じるとともに、<u>安全技術</u>課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表79-1

項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電している
	こと*1
	(1) 非常用高圧母線
	(2) 非常用低圧母線
	(3) 非常用直流母線
	(4) 非常用計装用母線

※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表79-2

条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線,非常用 低圧母線,非常用直流母線また は非常用計装用母線のうち1つ	A.1 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,照射済 燃料の移動を中止する**2。 および	速やかに
以上が受電不能の場合	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	A.3 当直長は、当該母線を復旧する措置を 開始する。 および	速やかに
	A.4 当直長は、当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(所内非常用母線 ーモード5, 6および照射済燃料移動中一)

第79条 モード5, 6および照射済燃料移動中において, 所内非常用母線は, 表79-1に定める事項を 運転上の制限とする。

変更後

- 2 所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。
- (1) 当直長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、所要の設備の維持に 必要な非常用高圧母線、非常用低圧母線、非常用直流母線および非常用計装用母線が受電されてい ることを確認する。
- 3 当直長は、所内非常用母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表79 2の措置を講じるとともに、<u>原子燃料</u>課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

表79-1

2	
項目	運転上の制限
所内非常用母線	所要の設備の維持に必要な次の所内非常用母線が受電している
	こと**1
	(1) 非常用高圧母線
	(2) 非常用低圧母線
	(3) 非常用直流母線
	(4) 非常用計装用母線

※1: 所内非常用母線の電源の自動切替の間は、運転上の制限を適用しない。

表79-2

X13 Z		
条件	要求される措置	完了時間
A. 所要の非常用高圧母線,非常用 低圧母線,非常用直流母線また	A.1 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は,照射済 燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに
は非常用計装用母線のうち1つ	および	
以上が受電不能の場合	A.2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は, 当該母線を復旧する措置を 開始する。	速やかに
	および	
	A.4 当直長は、当該母線から電源が供給されている余熱除去系を動作不能とみなす。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施す る。

変更前

- (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。
- 3の措置を講じるとともに、安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位*1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

※1:照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

-	-	
	項目	制 限 値
	水 位	EL 31.7m以上
	水 温	65℃以下

表83-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限 値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水位を 制限値内に回復させるための措置を開 始する。 および	速やかに
	A.2 当直長または <u>安全技術</u> 課長は,使用済 燃料ピット内での照射済燃料の移動を 中止する** ² 。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限 値を満足していない場合	B.1 当直長は,使用済燃料ピットの水温を 制限値内に回復させるための措置を開 始する。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(使用済燃料ピットの水位および水温)

第83条 使用済燃料ピットは、表83-1で定める事項を運転上の制限とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施す

変更後

- (1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水位、水温を確認する。
- 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83 3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83 - 3の措置を講じるとともに、原子燃料課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、 原子燃料課長に通知する。通知をうけた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

表83-1

項目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位*1および水温が表83-2で定める制限値内にあること

※1:照射済燃料の移動を行っていない場合は、運転上の制限を適用しない。

表83-2

項目	制限値
水 位	EL 31.7m以上
水温	65℃以下

表83-3

₹83 = 3		
条件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限 値を満足していない場合	A.1 当直長は,使用済燃料ピットの水位を 制限値内に回復させるための措置を開 始する。	速やかに
	および A.2 当直長または <u>原子燃料</u> 課長は,使用済 燃料ピット内での照射済燃料の移動を 中止する** ² 。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限 値を満足していない場合	B.1 当直長は,使用済燃料ピットの水温を 制限値内に回復させるための措置を開 始する。	速やかに

※2:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

(重大事故等対処設備)

第84条 次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。

- (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備
- (2) 1次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備
- (3) 炉心注水をするための設備
- (4) 1次冷却系統の減圧をするための設備
- (5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備
- (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備
- (7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備
- (8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備
- (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備
- (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- (13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- (14) 電源設備
- (15) 計装設備
- (16) 中央制御室
- (17) 監視測定設備
- (18) 緊急時対策所
- (19) 通信連絡を行うために必要な設備
- (20) 中型ポンプ車
- (21) その他の設備
- 2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施せる
- (1) 各課長は、表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また、各課長(発電課長および 当直長を除く。)は、その結果を発電課長または当直長に通知する。
- 3 各課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。

表84-1

項目	運転上の制限
第1項で定める 重大事故等対処設備	(1)表84-2,表84-12*1,表84-16,表84-18および表84 -20に定める機能,系統数および所要数がそれぞれの適 用モードにおいて動作可能であること (2)表84-3から表84-15*2,表84-17,表84-19,表84- 21および表84-22については,各表内に定める*3

※1:84-12-3が該当

※2:表84-3から表84-15のうち、表84-12については84-12-1、84-12-2が該当

※3:可搬型設備の系統には、資機材等を含む

(重大事故等対処設備)

第84条 次の各号の重大事故等対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。

本頁変更なし

- (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備
- (2) 1 次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備
- (3) 炉心注水をするための設備
- (4) 1次冷却系統の減圧をするための設備
- (5) 原子炉格納容器スプレイをするための設備
- (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備
- (7) 2次冷却系からの除熱(注水)をするための設備
- (8) 2次冷却系からの除熱(蒸気放出)をするための設備
- (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備
- (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備
- (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備
- (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備
- (13) 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備
- (14) 電源設備
- (15) 計装設備
- (16) 中央制御室
- (17) 監視測定設備
- (18) 緊急時対策所
- (19) 通信連絡を行うために必要な設備
- (20) 中型ポンプ車
- (21) その他の設備
- 2 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施 する。
- (1) 各課長は,表84-2から表84-22に定める確認事項を実施する。また,各課長(発電課長および 当直長を除く。)は,その結果を発電課長または当直長に通知する。
- 3 各課長は,重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合,表84-2から表84-22の措置を講じるとともに,必要に応じ,関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。

表84-1

項目	運転上の制限
	(1)表84-2,表84-12**1,表84-16,表84-18および表84
第1項で定める	-20に定める機能,系統数および所要数がそれぞれの適
東工場で足める 重大事故等対処設備	用モードにおいて動作可能であること
里八争以守刈处议佣	(2)表84-3から表84-15**2,表84-17,表84-19,表84-
	21および表84-22については,各表内に定める ^{※3}

※1:84-12-3が該当

※2:表84-3から表84-15のうち、表84-12については84-12-1、84-12-2が該当

※3:可搬型設備の系統には、資機材等を含む

84-12-3 使用済燃料ピットの監視

04-12-3 使)	1) アルイロットの転代			
項目	機能	所要数	適用 モード	所要数
			- 1	条件
使用済燃料ピッ トの監視	使用済燃料ピット水位 (AM) **2	2個	使用済燃料 ピットに燃 料体を貯蔵 している期 間	
	使用済燃料ピット温度 (AM)	2個		
	使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む)	1個		
	使用済燃料ピット広域水位(AM)	2個	使用済燃料 ピットに燃 料体を貯蔵 している期間	
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2個		
	非常用ガスタービン発電機または空冷 式非常用発電装置	「84−1	5-1 非常	用ガスタービン発
※ 1 . 正面粉デ	した 何回の名件 お高田 さわて			

※1:所要数ごとに個別の条件が適用される。

※2:使用済燃料ピット広域水位 (AM) が動作可能であれば動作不能とはみなさない。

※3:移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※4:代替品の補充等

を満足できない場合の措置**1	確認事項			
措 置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度 (AM) の 機能の確認を行う。	定期事業者検査時	計装計画課長
および A.2 計装計画課長は,当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および A.3 当直長または <u>安全技術</u> 課長 は,使用済燃料ピット内での 照射済燃料の移動を中止す る**3。	速やかに速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃料ピット温度 (AM) が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
		使用済燃料ピット監視 カメラ (使用済燃料ピ ット監視カメラ冷却設 備含む) が動作不能で ないことを画像により 確認する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位(AM)の機能の確 認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
を確認する。 および A.2 放射線・化学管理課長または 計装計画課長は、当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および A.3 当直長または安全技術課長 は、使用済燃料ピット内での 照射済燃料の移動を中止す る**3。 A.4 放射線・化学管理課長また は計装計画課長は、代替措置**4を検討し、原子炉主任 技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位(AM)が動作可能 であることを外観点検 により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長
	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作 可能であることを確認 する。	3ヶ月に1回	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長

電機または空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。

				<u> </u>	变更後					備考
-12-3 使	用済燃料ピットの監視									
	DD 61-	所要数	適用	所要数	を満足できない場合の措置**1		確	認事項		
項目	機能	川安奴	モード	条件	措 置	完了時間	項目	頻度	担 当	
更用済燃料ピッ ⋄の監視	ク使用済燃料ピット水位 (AM) **2	2個	使用済燃料 ピットに燃 料体を貯蔵 している期 間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。 および	速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度(AM) の 機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
	使用済燃料ピット温度 (AM)	2個			A.2 計装計画課長は, 当該設備を 動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および A.3 当直長または <u>原子燃料</u> 課長 は, 使用済燃料ビット内での	速やかに	使用済燃料ピット水位 (AM) および使用済燃 料ピット温度 (AM) が 動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長	組織整備に伴う
	使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む)	1 個			照射済燃料の移動を中止す る*3。		使用済燃料ピット監視 カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ (使用済が料) ット監視カメラ冷却設 備含む)が動作不能でないことを画像により 確認する。	1ヶ月に1回	計裝計画課長	て同じ)
	使用済燃料ピット広域水位 (AM)	2個	使用済燃料 ピットに燃 料体を貯蔵 している期	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直長は,使用済燃料ピット 水位がEL 31.7m以上および 水温が65℃以下であること を確認する。	速やかに	使用済燃料ピット広域 水位 (AM) の機能の確 認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
			III]		および A.2 放射線・化学管理課長または 計装計画課長は,当該設備を 動作可能な状態に復旧する		使用済燃料ピット広域 水位 (AM) が動作可能 であることを外観点検 により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長	
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2個			措置を開始する。 および A.3 当直長または <u>原子燃料</u> 課長 は,使用済燃料ピット内での		可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長	
					照射済燃料の移動を中止する**3。 および A.4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は,代替措置**4を検討し,原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学 管理課長 および 計装計画課長	
	非常用ガスタービン発電機または空冷 式非常用発電装置	Г84—	15-1 非常	用ガスタービン発	電機または空冷式非常用発電装	置からの給電	において運転上の制限	見等を定める。		

84-13-2 海洋への拡散抑制

(1) 運転上の制限

(1) KINI : 101X	
項目	運転上の制限
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること

変更前

適用モード	設 備	所要数
モード1, 2, 3, 4, 5, 6お	放射性物質吸着剤	200 個
よび使用済燃料ピットに燃料体を	海水ピットシルトフェンス	2本
貯蔵している期間	取水ピットシルトフェンス	2本
	放水ピットシルトフェンス	12 本
	放水ピットテントシート	48 枚
	雨水排水口海洋シルトフェンス	2本
	小型船舶	1台

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻	度	担	当
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検に	3ヶ月	月に1回	放射線・	化学管
	より確認する。			理訓	果長
海水ピットシルトフェ				機械計	画第一
ンス				課	長
取水ピットシルトフェ				機械計	画第二
ンス				課	長
放水ピットシルトフェ				機械計	画第二
ンス				課	長
放水ピットテントシー				機械計	画第二
F				課	長
雨水排水口海洋シルト				土木建	築課長
フェンス					
小型船舶				放射線・	化学管
				理談	果長

84-13-2 海洋への拡散抑制

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること

変更後

備考

組織整備に伴う変更

適用モード	設 備	所要数
モード1, 2, 3, 4, 5, 6お	放射性物質吸着剤	200 個
よび使用済燃料ピットに燃料体を	海水ピットシルトフェンス	2本
貯蔵している期間	取水ピットシルトフェンス	2本
	放水ピットシルトフェンス	12 本
	放水ピットテントシート	48 枚
	雨水排水口海洋シルトフェンス	2本
	小型船舶	1台

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻	度	担	当
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検に	3ヶ月	に1回	放射線•	化学管
	より確認する。			理調	長
海水ピットシルトフェ				機械計	画第一
ンス				課	長
取水ピットシルトフェ				機械計	画第二
ンス				課	長
放水ピットシルトフェ				機械計	画第二
ンス				課	長
放水ピットテントシー				機械計	画第二
}				課	長
雨水排水口海洋シルト				土木建	築保守
フェンス				課	長
小型船舶				放射線•	化学管
				理調	長

		変更前			備考			
3) 要求	される措置			(3)要求	される措置			
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	適用	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し	A. 所要数を満足して いない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以 上および水温が65℃以下であることを確認す る。 および	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し	A. 所要数を満足して いない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以 上および水温が65℃以下であることを確認す る。 および	速やかに	
こいる期 引		A. 2 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築課長は,当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	ている期間		A. 2 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築 <u>保守</u> 課長は,当 該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始 する。 および	速やかに	組織整備に伴う変! (以下,本頁におりて同じ)
		A.3 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築課長は,代替措 置 ^{*1} 検討し,原子炉主任技術者の確認を得て実 施する措置を開始する。	速やかに			A.3 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築 <u>保守</u> 課長は,代 替措置 ^{*1} 検討し,原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。	速やかに	
モード1, 2,3およ バ4		A.1 当直長は、1台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1台が動作可能であることを確認する**2。および	4時間	モード1, 2,3およ び4	77 17 177 1 - 11 11 - 1	A.1 当直長は、1台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1台が動作可能であることを確認する**2。および	4 時間	
		A. 2 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機械計画第二課長または土木建築課長は,代替措置*1検討し,原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間			A. 2 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機械計画第二課長または土木建築 <u>保守</u> 課長は,代替措置*1検討し,原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	
		A.3 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築課長は,当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日			A.3 放射線・化学管理課長,機械計画第一課長,機 械計画第二課長または土木建築 <u>保守</u> 課長は,当 該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で	B.1 当直長は、モード3にする。 おとび	12時間		B. 条件 A の措置を完 了時間内に達成で	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	
		B.2 当直長は、モード5にする。	56時間		きない場合	B.2 当直長は、モード5にする。	56時間	
	品の補充等 年可能であること」の確	奮認は,対象設備の至近の記録等により行う。		※1:代替。 ※2:「動作		権認は,対象設備の至近の記録等により行う。		

備考	変更後											
	(3)要求される措置 つづき						3) 要求される措置 つづき					
本頁変更な	完了時間	要求される措置	条件		適用 モード	完了時間	れる措置	要求され	‡	条	適用 モード	
		A.1 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.2 当直長は、モード5 (1次冷却系非満水)またはモード6 (キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	数を満足してい場合		モード5 および6	速やかに速やかに	(1次冷却系非満水)また ティ低水位)の場合,1次	合は、水抜きを中止す および A.2 当直長は、モード5 (A. 所要数を清 いない場合	モード5 および6	

	変更前			変更後		備考
表84-22 その他の設備			表84-22 その他の設備			
84 -22-1 アクセスル ートの確	保		84-22-1 アクセスル・	ートの確保		
(1) 運転上の制限			(1) 運転上の制限			
項目	運転	上の制限	項目	運転上	:の制限	7
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用	可能であること	アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用	可能であること	
適用モード	設備	所要数	適用モード	設 備	所要数	=
モード1, 2, 3, 4, 5, 6: よび使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間		2 台	モード1, 2, 3, 4, よび使用済燃料ピットル 貯蔵している期間	5,6 お に燃料体を ホイールローダ	2台	
(2) 確認事項 項 目	確認事項	頻度担当	(2) 確認事項項目	確認事項	頻度担当	٦
ホイールローダ 所要数	が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 土木建築課長	ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 土木建築 <u>保守</u> 課長	組織整備に伴う変更
						_

		変更前				変更後		備考
(3)要求さ	れる措置			(3)要求				
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1, 2,3およ び4	A. 所要数を満足して いない場合	A.1 土木建築課長は、当該設備を動作可能な状態に 復旧する。 または A.2 土木建築課長は、代替措置*1を検討し、原子炉	10日	モード1, 2,3およ び4		A.1 土木建築保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 土木建築保守課長は、代替措置*1を検討し、原	10日	組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)
		主任技術者の確認を得て実施する。	101			子炉主任技術者の確認を得て実施する。		
	了時間内に達成で	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5, 6および 使用済燃	A. 所要数を満足して いない場合	A.1 土木建築課長は、当該設備を使用可能な状態に 復旧する措置を開始する。 および	速やかに	モード5, 6および 使用済燃	A. 所要数を満足して いない場合	A.1 土木建築保守課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
料ピット に燃料体 を貯蔵し		A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに	料ピットに燃料体を貯蔵し		A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および		
ている期 間		A.3 当直長は、モード5 (1次系冷却系非満水)またはモード6 (キャビティ低水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。および	速やかに	ている期間		A.3 当直長は、モード5 (1次系冷却系非満水)またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1 次系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに	
		A.4 土木建築課長は、代替措置 ^{※1} を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに			A.4 土木建築保守課長は、代替措置*1を検討し、原 子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開 始する。	速やかに	
※1:代替	 おおおります おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり お			※1:代権	替品の補充等			

変更前	変更後	備考
第5章 燃料管理	第5章 燃料管理	
(新燃料の運搬) 第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 燃料取扱棟クレーン、ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること (3) 変全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」とい。)。)を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (3) 連撥経影に標識を変けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (4) 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める艦を超えていないことおよび容器等の表面が放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないないないないととは、表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 (5) 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が常定が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 (6) 資本技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。 (4) 外観検査 (5) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納検査 (7) 表面密度検査 (7) 表面密度検査 (7) 表面密度検査	第93条 原子燃料限長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 原子燃料限長政会職を使用する。 2 原子燃料限長政会職を使用すること (2) 燃料取扱様クレーン、ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用溶燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること (3) 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という」。を管理区域外に運搬する場合は、連搬前に次の事項を確認する。 (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第一級で譲渡において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことを確認する場合は、表動前に容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する場合は、移動前に容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める医域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が正めいで第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 (4) 外報検査 (4) 界上検査 (5) 重量検査 (5) 重量検査 (6) 収納検査 (7) 表面密度検査 (7) 表面密度検査 (7) 表面密度検査	組織整備に伴う変更(以下、本頁において同じ)

	変更後	備考
(新燃料の貯蔵) 第94条 安全技術課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ビット (以下「貯蔵施設」という。) に貯蔵すること ただし、ウラン・ブルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ビットに貯蔵すること また、1ヶ月に1回 ⁶¹ 以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい値所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が監界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ビット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模測えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5) 新燃料を使用済燃料ビットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ビットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※1:毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。 (以下、本章において同じ。)	変更後 (新燃料の貯蔵) 第94条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵建または使用済燃料ビット (以下「貯蔵施設」という。) に貯蔵すること ただし、ウラン・ブルトロウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ビットに貯蔵すること また、1ヶ月に1回 ^{章1} 以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい値所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 燃料取板棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が陥界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ビットのの燃料が配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5) 新燃料を使用済燃料ビットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ビットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※1:毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回をいう。(以下、本章において同じ。)	備考組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
(燃料の検査) 第95条 <u>安全技術</u> 課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検 査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。 第1項の検査については、第8章に基づき実施する。 <u>安全技術</u> 課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した 燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。	変更後 (燃料の検査) 第95条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。 2 第1項の検査については、第8章に基づき実施する。 3 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 4 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。	備考 組織整備に伴う変見 (以下、本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
(燃料の取替等) 第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。 (a) 反応度停止余給 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度 (f) 減速材温度係数 (g) 出力運転時ほう素濃度 (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび下 ^N ΔH (j) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよび下。 (2) 取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。	(燃料の取替等) 第96条 原子燃料課長は,燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は,取替炉心の配置,燃料装荷のための安全措置,方法,体制を燃料装荷実施計画に定め,原子炉主任技術者の確認を得て,所長の承認を得る。 2 原子燃料課長は,取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し,原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計,核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値,設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため,次の各号を実施する。 (1) 第1項の燃料装荷実施計画を定める前に,燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて,以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い,その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には,妥当性を確認した計算コードを用いる。 (a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度 (d) 燃料棒最高燃焼度 (d) 燃料棒局高燃焼度 (f) 減速材温度係数 (g) 出力運転時ほう素濃度 (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび下 ^N ΔH (j) 制御棒クラスタ発出し時のワースおよび下 ^N ΔH (j) 制御棒クラスタ発出し時のワースおよび下 ^N ΔH (j) 制御棒クラスタ発出し時のワースおよび下 ^N ΔH (j) 制御棒クラスタ発出し時のワースおよび下 ^N ΔH	組織整備に伴う変更(以下,本頁において同じ)

- 4 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する ↓ 4 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する 場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任 技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心 の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。
- 5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り 出す場合は,次の事項を遵守する。
- (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと
- (2) 燃料取扱棟クレーン, 新燃料エレベータ, 使用済燃料ピットクレーン, 燃料移送装置, 燃料取替 クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- 場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任 技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心 の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。
- 5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り 出す場合は、次の事項を遵守する。
- (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと
- (2) 燃料取扱棟クレーン,新燃料エレベータ,使用済燃料ピットクレーン,燃料移送装置,燃料取替 クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること

変更前	変更後	備考
(使用済燃料の貯蔵) 597条 安全技術課長は、使用済燃料(以下、照射済燃料を含む)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること	後見後 第97条 原子燃料課長は、使用済燃料(以下、照射済燃料を含む)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料ビットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること(2) 使用済燃料ビットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること(3) 使用済燃料ビットクレーンを使用すること(4) 使用済燃料ビット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること。 第1年度全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ビットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること	備考組織整備に伴う変更

変更前	変更後	備考
(使用済燃料ピットの管理)	(使用済燃料ピットの管理)	
第97条の2 <u>安全技術</u> 課長は,使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は,吊荷の重量および吊上け		組織整備に伴う変更
上限高さを管理する。	上限高さを管理する。	1 1 2 2 2 2
2 各課長は,使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について,落下防止対策を行う。	2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。	
		1
		1
		1
		1
		1
		1

(使用済燃料の運搬)

第98条 <u>安全技術</u>課長は,使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は,キャスクピットにおいて,使用済燃料ピットクレーンを使用する。

変更前

- 2 <u>安全技術</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、 キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 <u>安全技術</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
- (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、<u>安全技術</u>課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 6 <u>安全技術</u>課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。
- 7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。
- 8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。
- 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 気密漏えい検査
- (3) 圧力測定検査
- (4) 線量当量率検査
- (5) 未臨界検査
- (6) 温度測定検査
- (7) 吊上檢查
- (8) 重量検査
- (9) 収納物検査
- (10) 表面密度検査
- 10 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(使用済燃料の運搬)

第98条 <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

変更後

- 2 <u>原子燃料</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、 キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 <u>原子燃料</u>課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
- (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、<u>原子燃料</u>課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 6 <u>原子燃料</u>課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。
- 7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。
- 8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。
- 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準 に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 気密漏えい検査
- (3) 圧力測定検査
- (4) 線量当量率検査
- (5) 未臨界檢查
- (6) 温度測定検査
- (7) 吊上檢查
- (8) 重量検査
- (9) 収納物検査
- (10) 表面密度検査
- 10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

(放射性固体廃棄物の管理)

第99条 各課長は,次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて,それぞれ定められた処理を施した うえで,当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号炉,2号炉および3号炉共用)で固型 化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (4) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または 設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発 生器保管庫に保管する。
- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

- イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。
- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) <u>安全技術</u>課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3 ヶ月に1回、確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。
- 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの 措置の実施状況を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること

ただし,放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって,法令に定める障害防止の措置を講じた場合は,この限りでない。

- (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (6) 車両を徐行させること
- (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること

(放射性固体廃棄物の管理)

第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した うえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。

変更後

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型 化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (4) 原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または 設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発 生器保管庫に保管する。
- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は,第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には,放射性廃棄物を示す標識を付け,かつ,表132-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

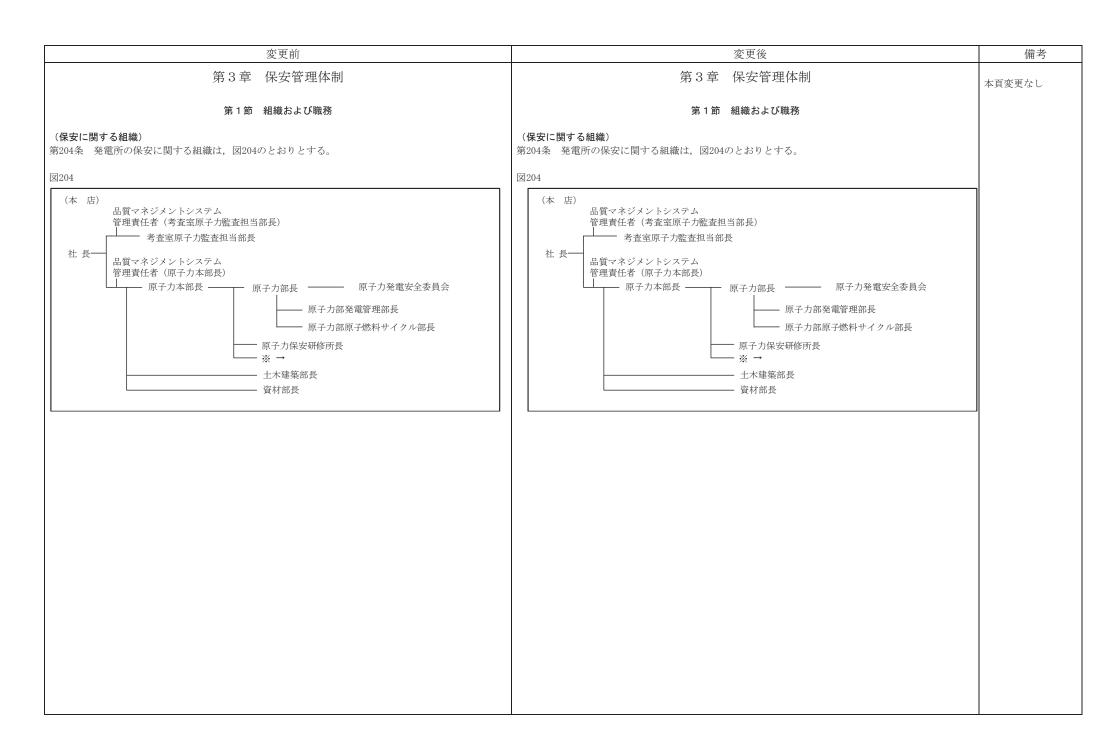
- (3) <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。
- 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの 措置の実施状況を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること

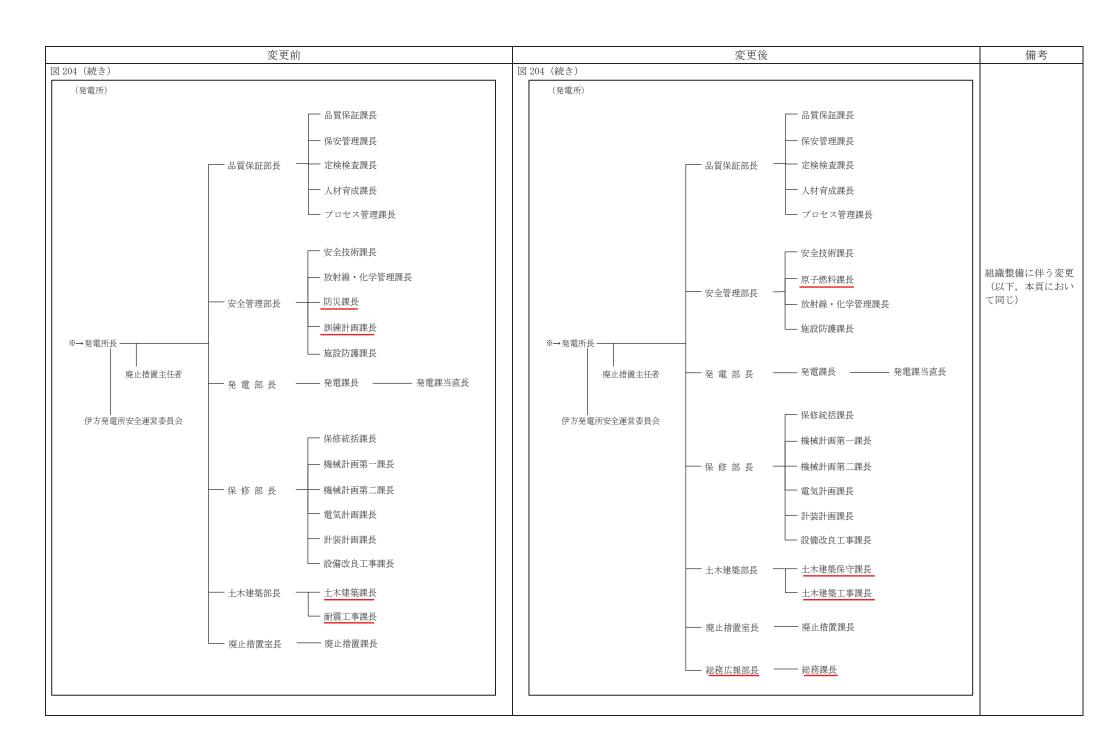
ただし,放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって,法令に定める障害防止の措置を講じた場合は,この限りでない。

- (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (6) 車両を徐行させること
- (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

	1-0	/ H L -
変更前	変更後	備考
6 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運動前に容器等の総盤当量率が法令に定める他を超えていないこと。および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域とから運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、次の事項を実施する。 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する記録を引き渡す。 (2) 発電所外の廃棄権設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物と関する場合は、所長の承認を得る。 10 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運動する場合は、所長の承認を得る。 10 放射線・化学管理課長は、運動所に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること (2) 法令に定める書類および勢品以外のものが収納されていないこと。 11 放射線・化学管理課長は、運動所に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※1:貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	6 放射線・化学管理課長は、第5項の選繫において、運動前に容器やの網量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運輸する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、次の事項を実施する。 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する指置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を関かる場合は、所長の承認を得る。 10 放射線・化学管理課長は、運動前に対象性関体廃棄物を運動する場合は、所長の承認を得る。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) 抗射線・化学管理課長は、運動前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および常器等の表面汚染密度が活合に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 ※1:貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	本頁変更なし





変更前 変更後 備考 (保安に関する職務) (保安に関する職務)

- 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメン トシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および 保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組み を統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規 定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取 組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質 マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意 識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括(内 部監査部門に限る) する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令 および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持 するための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務(原子燃料サイクル部長が実施 する業務を除く)を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する | 業務および廃止措置に関する業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 十木建築部長は、十木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 11 品質保証部長は,品質保証課長,保安管理課長,定検検査課長,人材育成課長およびプロセス管理 ┃11 品質保証部長は,品質保証課長,保安管理課長,定検検査課長,人材育成課長およびプロセス管理 課長の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修、 改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。
- 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護 課長の所管する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大 事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務(訓 練計画課長が実施する業務を除く),大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行 う体制の整備に関する業務 (訓練計画課長が実施する業務を除く),燃料の管理に関する業務ならび に非常時の措置に関する業務を行う。
- 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関す る業務を行う。
- 20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響 が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉 施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。

- 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメン トシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および 保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組み を統括する。
- 2 原子力本部長は、品質保証活動(内部監査業務を除く)の実施に係る品質マネジメントシステム管 理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規 定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取 組みを統括(内部監査部門を除く)する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質 マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意 識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括(内 部監査部門に限る) する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令 および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持 するための取組みを総括(内部監査部門を除く)する。
- 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務(原子燃料サイクル部長が実施 する業務を除く)を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する 業務および廃止措置に関する業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 十木建築部長は、十木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 課長の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修、 改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。
- 17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管 する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合(以下、「重大 事故等発生時」という。) における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務, 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および非常 時の措置に関する業務を行う。
- 19 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。
- 20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関す る業務を行う。

組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)

	変更前	
21	訓練計画課長は,重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関	Ī
	<u>する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する</u>	
	業務のうち,教育および訓練の管理に関する業務を行う。	

- 22 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 25 当直長は,原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお,本編において当直長は,特に定めの │24 当直長は,原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお,本編において当直長は,特に定めの 無い限り1号炉および2号炉の当直長をいう。
- 26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。
- 28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実 施する工程管理業務を除く)を行う。
- 29 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が 実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 32 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務(定 検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長お よび計装計画課長が実施する業務を除く)を行う。
- 33 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。
- 34 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実 施する工程管理業務を除く)を行う。
- 35 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務(定検検査課長が実施 する工程管理業務および土木建築課長が実施する業務を除く)を行う。
- 36 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関す る業務を総括する。
- 37 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。
- 38 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事*1に関する業務、火災発生時に おける原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等,重大事故等発生時における原子炉施設 の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、 保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 39 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業 務を実施する。
- 40 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。
- ※1:廃止措置工事とは,廃止措置計画に基づく,核燃料物質による汚染の除去工事,汚染状況の調査 | ※1:廃止措置工事とは,廃止措置計画に基づく,核燃料物質による汚染の除去工事,汚染状況の調査 およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下、本編にお いて同じ。)

変更後 備考

> 組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

- 21 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。
- 22 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 無い限り1号炉および2号炉の当直長をいう。
- 25 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長 および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。
- 26 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保 全のための活動を行う体制の整備に関する業務(総務課長が実施する業務を除く),内部溢水発生時 における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、また は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- 27 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実 施する工程管理業務を除く)を行う。
- 28 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が 実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 29 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 30 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長が実施する 工程管理業務を除く)を行う。
- 31 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務(定 検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長お よび計装計画課長が実施する業務を除く)を行う。
- 32 土木建築部長は,土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。
- 33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務(定検検査課長 が実施する工程管理業務を除く)を行う。
- 34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務(定検検査課長が実施 する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く)を行う。
- 35 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関す る業務を総括する。
- 36 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。
- 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。
- 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務 を行う。
- 39 各課長(当直長を含む。)は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事*1に関する業務、火災発生時に おける原子炉施設の保全のための活動等, 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等. 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設 の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置 保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 40 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業 務を実施する。
- 41 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に 従い業務を実施する。
- およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下,本編にお いて同じ。)

変更前	変更後	備考
(伊方発電所安全運営委員会) 第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項 に該当しない。 (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引離方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (i) 火災発生時の情極に関する事項 (i) 火災発生時の情極に関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (i) 外郷終末よび使用済燃料の貯蔵に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (b) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放力管理用計劃器の点検・校正に関する事項 (d) 放力管理目財とび適定事項に関する事項 (d) 加密監視区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (f) 除染に関する再項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (f) 除染に関する再項 (f) 除染に関する内規の制定および改正 (f) 空運の域に関する再項 (f) 整理区域内で使用した物品の制定および改正 (f) 2 連定域内で関する再項 (f) 整理区域内で見た関する事項 (f) 整理を提供に関する内規の制定および改正 (f) 2 連定域に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 準度能における運転操作に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 準度を終におり運転が決に関する事項 (f) 非常事能における運転操作に関する事項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する再項 (f) 非常事能における運転操作に関する事項 (f) 新な が は に関する事項 (f) 非常 な が は に関する事項 (f) 非常 な が は に関する事項 (f) 非常 な が な が は に関する事項 (f) 非常 な が な が な が は が な が な が な が な が な が な が	(伊方発電所安全運営委員会) 第207条 発電所に伊力発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 廃止措置管理に関する専項 (6) 当直の引継方法に関する専項 (6) 当直の引継方法に関する専項 (7) 警報発生時の措置に関する事項 (8) 定期が信事では関する事項 (9) 変視に関する事項 (9) 変視を時の措置に関する事項 (1) 定期的に実施するサーベイランスに関する専項 (1) た災発生時の体制の整備に関する専項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (3) 新燃料および使用済燃料の運輸に関する専項 (5) 新燃料および使用済燃料の運輸に関する専項 (6) 放射性医療薬物の保管および運搬に関する専項 (7) 放射性性液体廃薬物のの批管理に関する事項 (8) 放射性性液体廃薬物の及管部よび改正に関する事項 (9) 放射性管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視医域に関する事項 (e) 保金区域に関する事項 (f) 除疑に関する事項 (f) 除政に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (f) 除理区域内で使用した物品の規定および改正 (f) 除空理区域内で担した物品の制定および改正 (f) 除空理に関する内規の制定および改正 (f) 除空理に関する内規の制定および改正 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する再項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する再項 (9) 事故・故障の大平展開の実施状況に関する事項 (9) 事故・故障の大平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で変め下事項 (10) その他運営委員会で変め下事項 (10) その他運営委員会で変め下事項 (10) その他運営委員会に変めた事項 (11) 不可能などに関する事項 (10) その他運営委員会に変め下事項 (11) 不可能などに関する事項 (11) 不可能などに関する事項 (12) 不可能などに関する事項 (13) 所述を経済の対象が定式に関する事項 (14) 不可能などの対象が定式に関する事項 (15) を認め解析を対象が定式に関する事項 (16) を認め解析を関する事項 (17) またいに関する事項 (17) またいに関する事項 (18) を認めに関する事項 (18) を認めに関する事項 (18) を認めに関する事項 (19) 事故・故障の大理に関する事項 (19) 事故・故障の大理に関する事項 (19) 事故・故障の大理に関する事項 (10) を認めに関する事項 (11) を認めに関する事項 (12) を認めに関する事項 (13) を認めに関する事項 (14) を認めに関する事項 (15) を認めに関する事項 (16) を設定しているに関する事項 (17) またいに関する事項 (18) を認めに関する事項 (19) を認めに関するを認めに関する事項 (19) を認めに関する意見を認めませる。 (19) を認めに関	組織整備に伴うで変われています。 組織を開いてにいます。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで

	変更前		変更後	備考
ప .	情しない措置として,燃料移送管の仕切弁を閉止後,施錠す 燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は,廃止措置 よを操作することができる。	(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) を閉止後、施錠す 第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。 易合は、廃止措置 2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置 主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。		
				
表216 種 別	譲渡し先	表216 種 別	譲渡し先	
使用済燃料		使用済燃料		
新燃料	加工事業者	新燃料	加工事業者	

(火災発生時の体制の整備)

- 第217条 防災課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全 のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。
- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設 備の設置に関すること**2
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関するこ
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること
- (a) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室 に設置する**2。
- (b) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上(発電所合計数)を常駐させるととも に,この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
- (c) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備す る。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
- (d) 当直長(3号炉の当直長を含む)は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
- (e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終 了後,原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に 報告する。
- (f) 防災課長は, 前各号に定める初期消火活動のための体制について, 総合的な訓練および初期消 火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよ う必要な見直しを行う。
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は,第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに,評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うと ともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場 合は、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。
- ※1:消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまで | ※1:消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまで に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)
- ※2:一般回線の代替設備である専用回線,通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を 除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設備	数量
化学消防自動車**3	1台 **4**5
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上 ^{※5}

- ※3:400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。
- ※4:化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自 動車等をもって代用することができる。
- ※5:発電所合計数

(火災発生時の体制の整備)

第217条 保修統括課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。) における原子炉施設の 保全のための活動*1を行う体制の整備として、次の(3)および(5)を含む火災防護計画(総務課長が定 める計画に含まれる事項を除く)を定め、所長の承認を得る。

変更後

総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の (1), (2), (3), (4) および(6) を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設 備の設置に関すること**2
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関するこ
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
- (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること
- (a) 総務課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室 に設置する**2。
- (b) 総務課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上(発電所合計数)を常駐させるととも に,この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
- (c) 総務課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備す る。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
- (d) 当直長(3号炉の当直長を含む)は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
- (e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終 了後,原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに,その結果を所長および廃止措置主任者に
- (f) 総務課長は,前各号に定める初期消火活動のための体制について,総合的な訓練および初期消 火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよ う必要な見直しを行う。
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
- 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な 措置を講じ、保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は、第1項に定 める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場 合は、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。
- に行う活動を含む。(以下,本条において同じ。)
- ※2:一般回線の代替設備である専用回線,通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を 除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設備	数量
化学消防自動車**3	1台 **4**5
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上 ^{※5}

※3:400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4:化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自 動車等をもって代用することができる。

※5:発電所合計数

組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)

		1
変更前	変更後	備考
(人部溢水発生時等の体制の整備) 第217条の3 防災郷長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)または火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の系認を得る。安全技術課長および割嫌計画選長は、重大事故 ⁶¹ 等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリスムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 内部溢水発生時、火山影響等発生時、重大事故等発生時または大規模損壊発生時で、使用済燃料ビットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等(以下、「内部溢水発生時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資便材の配備における原子炉施設の保全のための活動を行うを到したといる資訓練(3) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長、安全技術課長者上で訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※1: 重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。(以下、本条において同じ)	(内部溢水発生時等の体制の整備) 第217条の3 保修統括課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内部溢水発生時」という。)または火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。安全技術課長は、重大事故*1等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)で、使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 (1) 内部溢水発生時、火山影響等発生時、重大事故等発生時または大規模損壊発生時で、使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等(以下、「内部溢水発生時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置	組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
	第5章 燃料管理	
第3早	(新燃料の運搬) 第293条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること 3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。 (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること 4 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器(以下、本条において「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと	組織整備に伴う変更 (以下, 本頁において同じ)
るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること	るとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること	

- 5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 6 放射線・化学管理課長は、<u>安全技術</u>課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 7 <u>安全技術</u>課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 線量当量率検査
- (3) 未臨界検査
- (4) 吊上検査
- (5) 重量検査
- (6) 収納物検査
- (7) 表面密度検査
- 8 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法

- 6 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 7 <u>原子燃料</u>課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 線量当量率検査
- (3) 未臨界検査
- (4) 吊上検査
- (5) 重量検査
- (6) 収納物検査
- (7) 表面密度検査
- 8 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

変更前	変更後	備考
(新燃料の貯蔵) 第294条 <u>安全技術</u> 課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設 備を使用すること (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること	変更後 (新燃料の貯蔵) 第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ビット(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ビットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4) 貯蔵施設においてが燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること (5) 使用済燃料ビット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること	備考組織整備に伴う変更

	变更前	3	变更後	備考
すること) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達し	トに貯蔵すること 然料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示 しない措置が講じられていることを確認すること を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に	すること (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達し	トに貯蔵すること 然料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示 しない措置が講じられていることを確認すること を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に	組織整備に伴う変
1 号炉および 2 号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉および2号炉 の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	
1 号炉	1 号炉, 3 号炉*1	1 号炉	1 号炉, 3 号炉*1	
2 号炉	2 号炉, 3 号炉*1	2号炉	2 号炉, 3 号炉*1	

(使用済燃料の運搬)

第298条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお いて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

変更前

- 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、 キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条にお いて「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
- (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す るとともに,必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値 を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度に ついて確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 6 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適 合するよう措置を講じる。
- 7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統 括する。
- 8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組 織の者を、検査責任者として指名する。
- 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準 に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 気密漏えい検査
- (3) 圧力測定検査
- (4) 線量当量率検査
- (5) 未臨界検査
- (6) 温度測定検査
- (7) 吊上検査
- (8) 重量検査
- (9) 収納物検査
- (10) 表面密度検査
- 10 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(使用済燃料の運搬)

第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお 組織整備に伴う変更 いて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

変更後

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、 キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。
- (1) 法令に適合する容器を使用すること
- (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
- (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器(以下、本条にお いて「輸送物」という。)を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
- (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限す るとともに,必要な箇所に見張人を配置すること
- (4) 車両を徐行させること
- (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な 監督を行わせること
- (6) 輸送物および車両の適当な簡所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値 を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度に ついて確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を 移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えてい ないことを確認する。
- 6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適 合するよう措置を講じる。
- 7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統 括する。
- 8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組 織の者を、検査責任者として指名する。
- 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準 に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
- (1) 外観検査
- (2) 気密漏えい検査
- (3) 圧力測定検査
- (4) 線量当量率検査
- (5) 未臨界檢查
- (6) 温度測定検査
- (7) 吊上檢查
- (8) 重量検査
- (9) 収納物検査
- (10) 表面密度検査
- 10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

(以下、本頁におい て同じ)

(放射性固体廃棄物の管理)

- 第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した うえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。
- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯 蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固 化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管 する。
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。
- 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの 措置の実施状況を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること

ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

- (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (6) 車両を徐行させること

(放射性固体廃棄物の管理)

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した うえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*1または保管する。

変更後

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯 蔵庫(以下「廃棄物庫」という。)に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム 缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置(1号および2号炉共用)またはセメント固 化装置(1号炉、2号炉および3号炉共用)で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管 する。
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

- ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける
- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる
- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

- (3) <u>原子燃料</u>課長は、使用済燃料ビットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意 事項を掲示する。
- 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの 措置の実施状況を確認する。
- (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること

ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

- (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
- (3) 法令に定める危険物と混載しないこと
- (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
- (6) 車両を徐行させること

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

***	本五(4)	/#: +r.
変更前	変更後	備考
(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること	(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を発動する場合は、答器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する場合は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 1(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。 9 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること 2) 法令に定める書職および物品以外のものが収納されていないこと 11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。 ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。※ 1: 貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
(中略)	(中略)	
	附 <u>則(令和年月日)</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,当社が定める日から施行する。	附則の追加

変更前	変更後	備考
添付2 火災,内部溢水,火山現象(降灰),	添付2 火災,內部溢水,火山現象(降灰),	本頁変更なし
自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準	
第17条,第17条の2,第17条の2の2,	(第17条, 第17条の2, 第17条の2の2,	
第17条の3および第17条の3の2関連	第17条の3および第17条の3の2関連	

変更前		変更後		備考
火災、内部溢水、火山現象(降灰),自然災害およ 本「実施基準」は、火災が発生した場合、原子炉施設内に 発生時、その他自然災害が発生した場合および発電所敷地が しうる体制を維持管理していくための実施内容について定め	こおける溢水が発生した場合、火山影響 内において有毒ガスを確認した場合に対	그래 그 나는 그는 맛있는 사람들이 가입하게 가입하다. 가입하다 그 나는 사람들이 살아 있는 것이 없는데 맛있다.	設内における溢水が発生した場合,火山 敷地内において有毒ガスを確認した場合(2.500
火 災 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のた 1.1 項から 1.6 項を含む火災防護計画を策定する。また、名 生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために、	よめの活動を行う体制の整備として, 次 外になるでは、大災防護計画に基づき, 大災	1 火 災 の 保修統括課長は、火災発生時における原子炉施設の の 1.3 項, 1.5 項および 1.6 項を含む(総務課長が定	保全のための活動を行う体制の整備とし める計画に含まれる事項を除く)火災防 のための活動のうち初期消火活動に係る 定する。	<u>機計画</u> (以下,本頁において同じ)
1.1 初期消火活動のための体制の整備 (1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、1 に設置する**1。 (2) 防災課長は、連絡責任者、運転員、 を行う要員として、11名以上(発電所合計数)を常駐生時の通報連絡体制を定める。 (3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表1に示すする。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、 (4) 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)は、有無を確認する。 (5) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度丁後、発電所内**2の火災発生の有無を確認するととも者に報告する。 (6) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価が必要な見直しを行う。 ※1:専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能たは修復後は遅滞なく復旧させる。 ※2:重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有表1	および消防要員からなる初期消火活させるとともに、この要員に対する火災 化学消防自動車および泡消火薬剤を配係 配備する。 第13条に定める巡視により、火災発生 5弱以上の地震が観測された場合、地震 に、その結果を所長および原子炉主任技 体制について、総合的な訓練および初其 価結果に基づき、より適切な体制となる 能となった場合を除く。ただし、点検復 有する構築物、系統および機器とする。	(1) 総務課長は、発電所から消防機関へ通報するなに設置する**1。 (2) 総務課長は、連絡責任者、運転員、を行う要員として、11名以上(発電所合計数)を生時の通報連絡体制を定める。 (3) 総務課長は、初期消火活動を行うため、表1にる。また、初期消火活動に必要なその他資機材を(4) 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)有無を確認する。 (5) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において了後、発電所内**2の火災発生の有無を確認する。者に報告する。 (6) 総務課長は、前各号に定める初期消火活動のな火活動の結果を1年に1回以上評価するとともにう必要な見直しを行う。 ※1:専用回線、通報設備が点検または故障により使たは修復後は遅滞なく復旧させる。 ※2:重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機	および消防要員からなる初期消亡常駐させるとともに、この要員に対する 示す化学消防自動車および泡消火薬剤を 定め、配備する。 は、第13条に定める巡視により、火災3 震度5弱以上の地震が観測された場合、 とともに、その結果を所長および原子炉主化 こめの体制について、総合的な訓練および こ、評価結果に基づき、より適切な体制と	火活動 火災発 配備す 発生の 地震終 任技術 初期消 なるよ 検後ま
設 備 化学消防自動車 ^{※3}	数量 1台 #4*5	表1 設備	数 量	
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上※5	化学消防自動車※3	1台 **4**5	
※3:400L毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力		泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1,500L以上 ^{※5}	
※4:化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※3 動車等をもって代用することができる。 ※5:発電所合計数			な能力を有すること。	ンプ自

変更前	変更後	備考
変更前 1.2 要員の配置 (1) 所長は、通常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 a. 火災予防活動に関する要員 所長は、各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。 b. 自衛消防組織 所長は、火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。 (a) 所長は、自衛消防組織に統括管理者を配置し、自衛消防組織の各班(消防班(消防連絡班、応急救護班で構成))には、責任者である班長を配置する。 (b) 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行う。また、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように多める。 (2) 所長は、大災の発生による災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、必要な要員を配置する。 1.3 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の教育訓練を、第130条は上で第131条に基づき定期的に実施する。。 市 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の教育訓練を、第130条はよび第131条に基づき定期的に実施する。また、消防要員に対して、以下の教育訓練を、第130条はよび立て、以下の教育訓練を支施する。また、消防要員に対して、以下の教育訓練を火災から防護することを確認する。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器の機能を火災から防護することを自的として、火災から防護する。とを持事訓練 (b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される重大事故等対処施設の機能を火災から防護するために火災の影響を織のそれぞれを考慮した教育訓練 (c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 ア 外部火災をよるばい煙発生時はよび有毒ガス発生時における外気取入ダンバの関止、機気空調系の停止または関回路循環運転による、建屋内へのばい煙および有毒が入の侵入を防止することに関する教育訓練 ウ 森林火災から防護するために必要な以下の教育訓練 カ語火災によるばい煙発生時はよび有毒がス発生時におけるダンバの関止、機気空調系の停止または関回路循環運転による、建居内へのばい煙および有毒が入る発と下側で、最気設備の隔離による、健居内へのばい煙がよび有蓋が入の侵入を防止することに関する教育訓練	変更後 1.2 要員の配置 (1) 所民は、適常時ならびに火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。 - 人災予防活動に関する要員 所民は、各種艦、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。 - 自衛消防組織 所長は、火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。 - (a) 所民は、自衛消防組織に統括管理者を配置し、自衛消防組織の各班(消防班(消防連絡班、消失班、消防自動車班(初期消火班を含む)で構成)および総務班(総務連絡班、避難誘導班、応急救護班で構成))には、責任者である班長を配置する。 (b) 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括し、自衛消防組織が行う活動に対し、指揮、指令を行う。また、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。 (2) 所長は、火災の発生による災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第 120 条に定める組織を整備し、必要な要員を配置する。 (1) 保修統括課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の教育訓練の実施 (1) 保修統括課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を、第 130 条および第 131 条に基づき定期的に実施する。また、総務課長は消防要員に対して、以下の教育訓練の実施 (1) 保修統括課長は、全所員に対して、以下の教育訓練で、第 130 条および第 131 条に基づき定期的に実施する。また、総務課長は消防要員に対して、以下の教育訓練の火災のを域能を大災のを対す、2とを確認を大災のもい護するよりに、火災のいら防護する。よた、総務課長は消防要員に対して、以下の教育訓練で、外の大災のそれぞれを考慮した教育訓練で、大災の早初感知および消火のそれぞれを考慮した教育訓練で、外部火災発生時の初期消火活動に関する教育訓練で、外部火災によるは、煙発生時および有率ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路循液運転による、建屋内へのぼい煙および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または閉回路積減運転による、建屋内へのぼい煙および有毒ガス発生時における外に、の間、機気影備の隔離による、健屋内へのばい煙および有毒ガス発生時におけるがより、機気影像の隔離による、健屋内へのばい煙および有毒ガス発生時におけるグンパの閉止、換気影像の隔離にあ、健医内へのばい煙および有毒ガス発生時におけるグンパの閉止、換剤防臓	
(d) 特重施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時におけるダンパの閉止,換気設備の隔離	(d) 特重施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時におけるダンパの閉止,換気設備の隔離	

変更前	変更後	備考
.4 資機材の配備 (1) 各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	1.4 資機材の配備 (1) 各課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。	
 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等 b. 原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 c. 重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策 d. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策 e. 火災予防活動(巡視点検)についての手順各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。 f. 火災予防活動(可燃物管理)についての手順原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物(資機材)の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理(持込みと保管)および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない 	1.5 手順書の整備 (1) 保修統括課長および総務課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a. 保修統括課長および総務課長は火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の施設管理、点検および火災情報の共有化等を火災防護計画へ定める。 b. 保修統括課長および総務課長は原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。 c. 保修統括課長および総務課長は重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を火災防護計画へ定める。 d. 保修統括課長および総務課長は可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に承軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策を火災防護計画へ定める。 e. 火災予防活動(巡視点検)についての手順各課長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。 f. 火災予防活動(回燃物管理)についての手順保修統括課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物(資機材)の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理(持込みと保管)および重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁において同じ)

前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施す 3.

h. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応手順

防災課長は、外気温度が3℃まで低下した場合またはそのおそれがある場合、屋外消火栓を 微開し通水する。

i. 延焼防止についての手順

防災課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との 離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生等の可燃物については、除草等の管理を実施し、延焼 防止を図る。

- j. 安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運用等
- k. 防火帯の維持・管理の手順 防災課長は、防火帯の維持・管理を実施する。
- 1. 施設管理, 点検についての手順

各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に 施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施す 3.

h. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応手順

総務課長は、外気温度が3℃まで低下した場合またはそのおそれがある場合、屋外消火栓を 微開し通水する。

i. 延焼防止についての手順

保修統括課長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生 との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生等の可燃物については、除草等の管理を実施し、 延焼防止を図る。

- j. 保修統括課長および総務課長は、安全施設および特重施設を外部火災から防護するための運 用等を火災防護計画へ定める。
- k. 防火帯の維持・管理の手順

保修統括課長は、防火帯の維持・管理を実施する。

1. 施設管理, 点検についての手順

各課長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に 施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。

変更前 恋更後 備考 m. 火災影響評価条件の変更の要否確認についての手順 m. 火災影響評価条件の変更の要否確認についての手順 (a) 保修統括課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評 | 組織整備に伴う変更 (a) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結 (以下、本頁におい 果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作 価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系 て同じ) 動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時 の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評価の 同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できることを確認するために、内部火災影響評 再評価を実施する。 価の再評価を実施する。 (b) 防災課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で (b) 保修統括課長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内 発生する火災が安全施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護 外で発生する火災が安全施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な 対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。 防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。 (2) 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整 (2) 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整 備として,以下の活動を火災防護計画に定める。 備として,以下の活動を火災防護計画に定める。 a. 消火活動の手順 a. 消火活動の手順 各課長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用い 各課長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用い た初期消火活動を実施する。 た初期消火活動を実施する。 b. 消火設備故障時の対応手順 b. 消火設備故障時の対応手順 当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または 当直長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室または および必 および必 要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。 c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対 c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対 応手順 (a) 当直長は、自動消火設備が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消 (a) 当直長は、自動消火設備が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消 火設備の動作状況の確認を実施する。 火設備の動作状況の確認を実施する。 (b) 当直長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、 (b) 当直長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、 プラント運転状況の確認等を実施する。 プラント運転状況の確認等を実施する。 d. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応手順 d. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応手順 (a) 当直長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場 (a) 当直長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場 合、消火器および消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認ならびに 合、消火器および消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認ならびに 必要な運転操作を実施する。 必要な運転操作を実施する。 (b) 当直長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラント (b) 当直長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラント を停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プ を停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プ ラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。 ラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。 e. 単一故障も想定した中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内における火災発生時の対 e. 単一故障も想定した中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内における火災発生時の対 応手順(中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に 応手順(中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に 係る対応を含む。) 係る対応を含む。) (a) 当直長は、中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内の高感度煙検出設備が作動し、火 (a) 当直長は、中央制御盤内および安全防護系シーケンス盤内の高感度煙検出設備が作動し、火 災の発生箇所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プ 災の発生箇所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プ ラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグ ラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生箇所が特定できない場合を想定し、サーモグ ラフィカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転 ラフィカメラ等,火災の発生箇所を特定できる装置を使用して消火活動を行い、プラント運転 状況の確認等を実施する。 状況の確認等を実施する。 (b) 当直長は、中央制御室火災時の煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙 (b) 当直長は、中央制御室火災時の煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙 を排気するための可搬型の排煙設備を準備し、起動する。 を排気するための可搬型の排煙設備を準備し、起動する。 f. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応手順 f. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応手順 当直長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。 当直長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。

g. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動の手順

合は、煙を排気できる可搬型の排煙装置を準備し、起動する。

当直長および防災課長は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場

g. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動の手順

合は、煙を排気できる可搬型の排煙装置を準備し、起動する。

当直長および総務課長は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場

変更前	変更後	備考
h. 外部火災によるばい煙発生時の対応手順 当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ の交換、外気取入ダンパの閉止および換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循 環運転とすることで建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 i. 外部火災による有毒ガス発生時の対応手順 当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調設 備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内への有毒ガスの侵入の 防止を実施する。 j. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認についての手順 各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確 認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	 h. 外部火災によるばい煙発生時の対応手順 当直長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタの交換、外気取入ダンパの閉止および換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。 i. 外部火災による有毒ガス発生時の対応手順 当直長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。 j. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認についての手順各課長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 	
1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1項から1.5項で定めた火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保 全のための活動を実施する。	1.6 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1項から1.5項で定めた火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保 全のための活動を実施する。	
 1.7 定期的な評価 (1) 各課長は、1.6 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、1.1 項から 1.5 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて火災防護計画の見直し等必要な措置を行う。 	 1.7 定期的な評価 (1) 各課長は、1.6 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長または総務課長に報告する。 (2) 保修統括課長および総務課長は、1.1 項から 1.5 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて火災防護計画の見直し等必要な措置を行う。 	組織整備に伴う変更 (以下, 本頁におい て同じ)
1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等 の措置について協議する。	1.8 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等 の措置について協議する。	-

Luker W. L.

2 内部溢水

防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

変更前

2.1 要員の配置

所長は、内部溢水の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。

2.2 教育訓練の実施

内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練について は、第130条および第131条に基づき実施する。

2.3 資機材の配備

各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を 配備する。

2.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の 整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
- a. 想定破損に係る減肉管理

機械計画第一課長および機械計画第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。

b. 運転時間管理に関する手順

<u>防災</u>課長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。

c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順

当直長は、中央制御室および において水密扉監視設備の警報監視により、水密 扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止され ていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順

各課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価 への影響確認を行う。

e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順

防災課長は、建屋内において水消火を行う場合、水消火による被水の影響を最小限にするため、防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。

f. 内部溢水発生時の措置に関する手順

当直長は、配管の想定破損による溢水が発生した場合、基準地震動による地震力により耐震 B, Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合およびその他の溢水が発生した場合の措置を 行う。

g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 防災課長は、水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え、回収手順等 をあらかじめ定める。 2 内部浴水

保修統括課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

変更後

組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)

備考

2.1 要員の配置

所長は、内部溢水の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備 え、第 120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配 置する。

2.2 教育訓練の実施

内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練について は、第130条および第131条に基づき実施する。

2.3 資機材の配備

各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を 配備する。

2.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の 整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
- a. 想定破損に係る減肉管理

機械計画第一課長および機械計画第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。

b. 運転時間管理に関する手順

保修統括課長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。

c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順

当直長は、中央制御室および において水密扉監視設備の警報監視により、水密 扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止され ていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。

d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順

各課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価 への影響確認を行う。

e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順

保修統括課長は、建屋内において水消火を行う場合、水消火による被水の影響を最小限にするため、防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。

f. 内部溢水発生時の措置に関する手順

当直長は、配管の想定破損による溢水が発生した場合、基準地震動による地震力により耐震 B, Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合およびその他の溢水が発生した場合の措置を 行う。

g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 保修統括課長は、水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え、回収手 順等をあらかじめ定める。

変更前	変更後	備考
h. 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に内部溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無 を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	h. 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に内部溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無 を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	
2.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1 項から 2.4 項で定めた計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全 のための活動を実施する。	2.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1 項から 2.4 項で定めた計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全 のための活動を実施する。	
2.6 定期的な評価 (1) 各課長は、2.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、2.1 項から 2.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	2.6 定期的な評価 (1) 各課長は、2.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は、2.1 項から 2.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	組織整備に伴う変す (以下、本頁におい で同じ)
2.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判 断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉 停止等の措置について協議する。	2.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判 断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉 停止等の措置について協議する。	
		-

備考

3 火山現象(降灰),降雪

<u>防災</u>課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

3.1 要員の配置

(1) 所長は、火山影響等発生時または降雪の発生により災害(原子力災害を含む。) が発生するお それがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全 のための活動を行うために必要な要員を配置する。また、休日・夜間に発生した場合に備え、第 12条に定める要員を確保する。

a. 要員の招集

所長は、気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合、社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また、休日・夜間においては、社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間、第12条に定める東大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。

3.2 教育訓練の実施

- (1) 火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。
- (2) 各課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。

3.3 資機材の配備

- (1) 各課長は、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な、屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備する
- (2) 各課長は、火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタ(500メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。

3.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
- a. 降下火砕物の除去または侵入防止

各課長は,降灰が確認された場合は,状況に応じて外気取入ダンパの閉止,換気空調設備の 停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで,建屋内への降下火砕物の侵入を 防止する。

また,各課長は,降灰が確認された場合は,換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて,平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。

3 火山現象(降灰),降雪

保修統括課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3.1項から3.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

変更後

3.1 要員の配置

(1) 所長は、火山影響等発生時または降雪の発生により災害(原子力災害を含む。) が発生するお それがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全 のための活動を行うために必要な要員を配置する。また、休日・夜間に発生した場合に備え、第 12条に定める要員を確保する。

a. 要員の招集

所長は、気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合、社内規定に定める対策組織の要員を招集して活動する。また、休日・夜間においては、社内規定に定める対策組織が構築されるまでの間、第12条に定める重大事故等対応を行う緊急時対応要員を活用する。

3.2 教育訓練の実施

- (1) 火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。
- (2) 各課長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的に実施する。

3.3 資機材の配備

- (1) 各課長は、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な、屋外における降下火砕物等の除去作業時に使用する道具および防護具等を配備す る。
- (2) 各課長は、火山影響等発生時の対応に必要な非常用ディーゼル発電機に取付ける火山灰フィルタ(500メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。

3.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、火山影響等発生時および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う ために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
 - a. 降下火砕物の除去または侵入防止

各課長は,降灰が確認された場合は、状況に応じて外気取入ダンパの閉止,換気空調設備の 停止または中央制御室空調系を閉回路循環運転とすることで,建屋内への降下火砕物の侵入を 防止する。

また、各課長は、降灰が確認された場合は、換気空調設備の外気取入口の平型フィルタについて、平型フィルタ差圧を確認するとともに、状況に応じて清掃や取替えを実施する。

b. 非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること

火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持し、原子炉の停止等の操 作を行えるよう、火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を

(a) 非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け

各課長は、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃が可能な火山灰フィルタの取付けを実 施する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域 (発電所敷地から半径 160km) 内の活火山 に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降 下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃

各課長は、非常用ディーゼル発電機が起動した場合において、火山灰フィルタの閉塞を防止 するため、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。

ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機が起動した場

c. タービン動補助給水ポンプによる炉心の冷却機能を維持するための対策に関すること

火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が 発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、タービン動補助給水 ボンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。

(a) タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直長は、タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実 施する。

ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪

d. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関するこ

火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪 失が発生した場合および補助給水機能喪失が発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除 去を維持継続するため、建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器 へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。

(a) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業

各課長は、中型ポンプ車および加圧ポンプ車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内 へ移動し、蒸気発生器へ注水するためのホース敷設等の準備作業を実施する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域 (発電所敷地から半径 160km) 内の活火山 に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降 下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

変更後 b. 非常用ディーゼル発電機の機能を維持するための対策に関すること

火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機の機能を維持し、原子炉の停止等の操|本頁変更なし 作を行えるよう、火山灰フィルタの取付けおよび火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を

(a) 非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け

各課長は、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃が可能な火山灰フィルタの取付けを実 施する。

ア 手順着手の判断基準

気集庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山 に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降 下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃

各課長は、非常用ディーゼル発電機が起動した場合において、火山灰フィルタの閉塞を防止 するため、火山灰フィルタエレメントの取替え・清掃を実施する。

ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機が起動した場

e. タービン動補助給水ポンプによる炉心の冷却機能を維持するための対策に関すること

火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が 発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除去を維持継続するため、タービン動補助給水 ポンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。

(a) タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水

当直長は、タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実 施する。

ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪 失が発生した場合

d. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による炉心の著しい損傷を防止するための対策に関するこ

火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪 失が発生した場合および補助給水機能喪失が発生した場合、停止した原子炉の炉心崩壊熱の除 去を維持継続するため、建屋内に配置した中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器 へ注水し2次冷却系からの除熱を実施する。

(a) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車の建屋内への移動および準備作業

各課長は、中型ポンプ車および加圧ポンプ車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内 へ移動し、蒸気発生器へ注水するためのホース敷設等の準備作業を実施する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山 に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降 下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 中型ポンプ重および加圧ポンプ重による蒸気発生器への注水

当直長は、火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生した場合は中型ポンプ車およ び加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水するための事前の系統構成を実施する。

当直長および発電所災害対策本部は、火山影響等発生時において、外部電源喪失および非 常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合は、 中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施す

ア 手順着手の判断基準

(ア) 事前の系統構成

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合

(イ) 蒸気発生器への注水

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機 能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合

e. 緊急時対策所 (EL. 32m) の居住性確保に関すること

各課長は、火山影響等発生時において、緊急時対策所(EL.32m)で必要な活動を行うため、緊 急時対策所 (EL. 32m) 入口扉の開放により居住性を確保する。緊急時対策所 (EL. 32m) 入口扉の 開放時には、降下火砕物の侵入を防止するため、緊急時対策所(EL.32m)入口扉(2箇所)に仮 設フィルタを設置する。ただし、休日・夜間等、緊急時対策所(EL. 32m)の滞在要員が10名以 下の場合は、緊急時対策所(EL 32m)の入口扉を閉止することにより居住性を確保する。

(a) 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、発電所敷地内で降灰を確認した場合

f. 通信連絡設備等に関すること

火山影響等発生時において、外部電源喪失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発 生した場合、通信連絡設備等の電源を確保するため、建屋内に配置した300kVA電源車から給電 する。

(a) 300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業

各課長は、300kVA 電源車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し、通信連絡 設備等へ給電するためのケーブル敷設等の準備作業を実施する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合, 気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域 (発電所敷地から半径 160km) 内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下 火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電

当直長および発電所災害対策本部は、300kVA電源車から通信連絡設備等への給電を実施する。 ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪 失が発生した場合

g. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の燃料 (軽油) 確保 および補給に関 すること

火山影響等発生時における中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の燃料 (軽油)を確保するため、ミニローリーに給油し、ミニローリーから補給を実施する。

(a) ミニローリーの建屋内への移動

各課長は、ミニローリー2台に軽油タンクから軽油を給油したのち、降下火砕物の影響を受 けないタービン建屋内へ移動する。

変更後 (b) 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器への注水

当直長は、火山影響等発生時において、外部電源喪失が発生した場合は中型ポンプ車およ 本頁変更なし び加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水するための事前の系統構成を実施する。

当直長および発電所災害対策本部は、火山影響等発生時において、外部電源喪失および非 常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合は、 中型ポンプ車および加圧ポンプ車により蒸気発生器へ注水し2次冷却系からの除熱を実施す

ア 手順着手の判断基準

(ア) 事前の系統構成

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生した場合

(イ) 蒸気発生器への注水

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機 能喪失が発生し、かつ補助給水機能喪失が発生した場合

e. 緊急時対策所 (EL. 32m) の居住性確保に関すること

各課長は、火山影響等発生時において、緊急時対策所 (EL.32m) で必要な活動を行うため、緊 急時対策所 (EL. 32m) 入口扉の開放により居住性を確保する。緊急時対策所 (EL. 32m) 入口扉の 開放時には、降下火砕物の侵入を防止するため、緊急時対策所(EL,32m)入口扉(2箇所)に仮 設フィルタを設置する。ただし、休日・夜間等、緊急時対策所 (EL. 32m) の滞在要員が 10 名以 下の場合は、緊急時対策所(EL. 32m)の入口扉を閉止することにより居住性を確保する。

(a) 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、発電所敷地内で降灰を確認した場合

f. 通信連絡設備等に関すること

火山影響等発生時において、外部電源専失および非常用ディーゼル発電機2基の機能喪失が発 生した場合、通信連絡設備等の電源を確保するため、建屋内に配置した 300kVA 電源車から給電

(a) 300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業

各課長は、300kVA 電源車を降下火砕物の影響を受けないタービン建屋内へ移動し、通信連絡 設備等へ給電するためのケーブル敷設等の準備作業を実施する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降下 火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) 300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電

当直長および発電所災害対策本部は、300kVA電源車から通信連絡設備等への給電を実施する。 ア 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機2基の機能喪 失が発生した場合

g. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の燃料 (軽油) 確保 および補給に関 すること

火山影響等発生時における中型ボンブ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の燃料 (軽油)を確保するため、ミニローリーに給油し、ミニローリーから補給を実施する。

(a) ミニローリーの建屋内への移動

各課長は、ミニローリー2台に軽油タンクから軽油を給油したのち、降下火砕物の影響を受 けないタービン建屋内へ移動する。

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) ミニローリーによる燃料 (軽油) 補給

発電所災害対策本部は、火山影響等発生時において、中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに300kVA電源車へ、ミニローリーから燃料(軽油)補給を実施する。

ア 手順着手の判断基準

中型ボンプ車および加圧ボンプ車ならびに 300kVA 電源車の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合

h. 2次系純水タンクの除灰に関すること

各課長は、火山影響等発生時において、2次系純水タンクの機能を維持するため、2次系純水 タンクの除灰を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合において、発電所敷地内で降灰を確認した場合

火山影響等発生時の主な作業

No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け*1	緊急時対応要員	6	1時間5分
b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメント の取替え・清掃*1	緊急時対応要員	6	2 時間
d. (a)	中型ボンブ車および加圧ボンブ車の建屋内への移動 および準備作業	緊急時対応要員	4	1 時間 30 分**
1 /11	中型ボンプ車および加圧ボンプ車による蒸気発生器	運転員 (現場)	2	45.00
d. (b) への注水	への往水	緊急時対応要員	3	45 分
f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2 時間**3
	300kVA 電源車による代替電源 (交流) からの給電	運転員 (現場)	2	2 時間
e 43	(補助給水機能健全時)	緊急時対応要員	4	Z #F(B)
f. (b)	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電	運転員 (現場)	2	7 de ma - 10
	(補助給水機能喪失時)	緊急時対応要員	4	1時間50分
g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1 時間 10 分

※1 非常用ディーゼル発電機2基での作業

※2 屋外作業は1時間10分

※3 屋外作業は30分

ア 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合、気象庁が発表 する噴火に関する火山観測報において地理的領域(発電所敷地から半径 160km)内の活火山 に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10 分以内に降灰予報が発表されない場合または降 下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

備考

変更後

(b) ミニローリーによる燃料 (軽油) 補給

発電所災害対策本部は、火山影響等発生時において、中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車へ、ミニローリーから燃料(軽油)補給を実施する。

ア 手順着手の判断基準

中型ポンプ車および加圧ポンプ車ならびに 300kVA 電源車の運転継続のために燃料補給が 必要と判断した場合

h. 2次系純水タンクの除灰に関すること

各課長は、火山影響等発生時において、2次系純水タンクの機能を維持するため、2次系純水 タンクの除灰を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報により愛媛県への多量の降灰が予想された場合, 気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域 (発電所敷地から半径 160km) 内の活火山に 20km 以上の噴煙が観測されたが噴火後 10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合において, 発電所敷地内で降灰を確認した場合

火山影響等発生時の主な作業

No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
b. (a)	非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付け*1	緊急時対応要員	6	1時間5分
b. (b)	非常用ディーゼル発電機の火山灰フィルタエレメント の取替え・清掃 ^{#1}	緊急時対応要員	6	2 時間
d. (a)	中型ボンプ車および加圧ボンブ車の建屋内への移動 および準備作業	緊急時対応要員	4	1時間30分率
d. (b)	中型ポンプ車および加圧ポンプ車による蒸気発生器	運転員 (現場)	2	45 分
	の注水	緊急時対応要員	3	43 //
f. (a)	300kVA 電源車の建屋内への移動および準備作業	緊急時対応要員	3	2 時間*3
300kVA 電源車に	300kVA 電源車による代替電源(交流)からの給電	運転員 (現場)	2	2時間
Е. (Б)	(補助給水機能健全時)	緊急時対応要員	4	2 107(10)
r. (n)	300kVA 電源車による代替電源 (交流) からの給電	運転員 (現場)	運転員 (現場) 2	
	(補助給水機能喪失時)	緊急時対応要員	4	1 時間 50 分
g. (a)	ミニローリーの建屋内への移動	緊急時対応要員	4	1時間10分

※1 非常用ディーゼル発電機2基での作業

※2 屋外作業は1時間10分

※3 屋外作業は30分

変更前	変更後	備考
 施設管理、点検 各課長は、降灰が確認された場合は、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため、設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 1. 降灰時の原子炉筋変の影響確認・各課長は、発電所敷地内に降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 3.5 原子炉施設の保全のための活動の実施を課とされた場合は、原子炉施設への影響を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 3.6 定期的な評価 (1) 各課長は、3.1 項から 3.4 項で定めた計画に基づき、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 (2) 防災課長は、3.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を請し、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、3.1 項から 3.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 3.7 原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉体上等の措置について協議する。 (1) 各課長は、火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準、火山影響等発生時におけ、水田デルデー・ゼル発電機への火山の回線に対し独立性を有しためか、第72 条に定める外部電源について、非常用ディーゼル発電機への火山の回線に対し独立性を有していない場合(外部電源の点検・保修等により、デベニのの細胞が他の回線に対し独立性を有していない場合、例の記述はいて、火油を増加し、サベニのの場に対し独立性を有していない場合、例の部でが成がしたの回線に対し独立性を有していない場合、第72 を記述しないましまが、第72 を表しまでは、またないましまが、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまでは、またないまたないまたないまたないまでは、またないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたない	1. 施設管理, 点検 各課長は, 降灰が確認された場合は、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け 続けないこと、降下火砕物の特別による腐食等が生じる状況を緩和するため、設計対象施設等 に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、 降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 3. 降灰時の原子炉施設への影響施設 各課長は、発電所敷地内に降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するととも に、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 3. 5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、3.1項から3.4項で定めた計画に基づき、火山影響等発生時または降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 3. 6 定期的な評価 (1) 各課長は、3.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うととも に、評価結果に基づき必要な措置を講じ、保修統活課長に報告する。 (2) 保修施活態課長は、3.1項から3.4項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行う とともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 3. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は、火山影響等発生時におよび降雪の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a. 火山影響等発生時において、非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し、かつ、第72条に定める外部電源について、すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において、火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。) 3. 8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山現象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	組織整備に伴う変更(以下、本頁において同じ)
		Œ

4 地 震

<u>防災</u>課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1 項から4.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

4.1 要員の配置

所長は、地震の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第 120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。

4.2 教育訓練の実施

地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第 130条および第131条に基づき実施する。

4.3 資機材の配備

各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備 する。

4.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
 - a. 波及的影響防止に関する手順
 - (a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。
 - (b) 各課長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設(耐震Sクラス施設),常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される 重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。)および特重施設(以下、「耐震重要施設等」という。)に対する下位クラス施設^{※1}の波及的影響(4つの観点^{※2}および溢水・火災の観点)を防止する。
 - ※1:耐震BクラスおよびCクラス施設に加え,常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重 大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外 の常設重大事故防止設備を含む。),可搬型重大事故等対処設備,ならびに常設重大事 故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処 施設を考慮する。
 - ※2:4つの観点とは、以下をいう。
 - ア 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響
 - イ 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響
 - ウ 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒および落下等による耐震重要施設等への 影響
 - エ 建屋外における下位クラス施設の損傷, 転倒および落下等による耐震重要施設への影響
 - b. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順

各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5 弱以上の地震が観測された場合、以下 の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(a) 各課長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。

他 震

保修統括課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

変更後

備考

4.1 要員の配置

所長は、地震の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。

4.2 教育訓練の実施

地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第 130条および第131条に基づき実施する。

4.3 資機材の配備

各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備 する。

4.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
 - a. 波及的影響防止に関する手順
 - (a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。
 - (b) 各課長は,機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における,耐震重要施設(耐震Sクラス施設),常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備を含む。)および特重施設(以下,「耐震重要施設等」という。)に対する下位クラス施設*1の波及的影響(4つの観点*2および溢水・火災の観点)を防止する。
 - ※1:耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重 大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(常設耐震重要重大事故防止設備以外 の常設重大事故防止設備を含む。)、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事 故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処 施設を考慮する。
 - ※2:4つの観点とは、以下をいう。
 - ア 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響
 - イ 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響
 - ウ 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒および落下等による耐震重要施設等への 影響
 - エ 建屋外における下位クラス施設の損傷, 転倒および落下等による耐震重要施設への影響
 - b. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順

各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下 の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。

(a) 各課長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。

変更前	変更後	備考
(b) 当直長は、使用済燃料ビットにおいて、水面の清浄度および異物混入がないこと等を確認 する。	(b) 当直長は、使用済燃料ビットにおいて、水面の清浄度および異物混入がないこと等を確認する。	
4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、4.1 項から 4.4 項で定めた計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、4.1 項から 4.4 項で定めた計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	
4.6 定期的な評価 (1) 各課長は、4.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うととも に、評価結果に基づき必要な措置を講じ、 <u>防災</u> 課長に報告する。 (2) <u>防災</u> 課長は、4.1 項から 4.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとと もに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	4.6 定期的な評価 (1) 各課長は、4.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は、4.1 項から 4.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい で同じ)
4.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	4.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	
4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 発電管理部長は、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 発電管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 発電管理部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	4.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 発電管理部長は、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見 を踏まえ基準地震動の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 発電管理部長は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 発電管理部長は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動 性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	

変更前	変更後	備考
津 波 防災課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 5.1 項から 5.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	5 津 波 保修統括課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次 の5.1 項から5.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画 に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の 整備を実施する。	組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)
5.1 要員の配置 所長は、津波の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第 120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。	5.1 要員の配置 所長は、津波の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第 120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。	
5.2 教育訓練の実施 津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第 130条および第131条に基づき実施する。	5.2 教育訓練の実施 津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第 130条および第 131 条に基づき実施する。	
5.3 資機材の配備 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備 する。	5.3 資機材の配備 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備 する。	
(1) 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は、発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は、海面監視カメラおよび耐震型海水ビット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b. 水密扉の閉止状態の管理当直長は、中央制御室および において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認を行う。また、各課長は、水密扇内原子炉施設への影響確認各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、大津波警報解除後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 防災課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は、津波評価条件を定期的に確認する。	(1) 各課長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は、発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を実施する。ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は、海面監視カメラおよび耐震型海水ビット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室および において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 c. 津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、大津波警報解除後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d. 津波評価条件の変更の要否確認 (a) 保修統括課長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。 (b) 保修統括課長は、逮済で価に係る評価条件を定期的に確認する。	

変更前	変更後	備考
5.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、5.1 項から 5.4 項で定めた計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	5.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、5.1 項から 5.4 項で定めた計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	
5.6 定期的な評価 (1) 各課長は、5.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、5.1 項から 5.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	5.6 定期的な評価 (1) 各課長は、5.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、 <u>保修統括</u> 課長に報告する。 (2) <u>保修統括</u> 課長は、5.1 項から 5.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい で同じ)
5.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止 等の措置について協議する。	5.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	
5.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準津波 の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	5.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の基準津波 の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。	ı
		8
		-

変更前

6 竜 巻

<u>防災</u>課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 6.1 項から 6.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

6.1 要員の配置

所長は、竜巻の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。

6.2 教育訓練の実施

竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については,第 130条および第131条に基づき実施する。

6.3 資機材の配備

各課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備 として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
 - a. 飛来物管理の手順

各課長は、飛来物となる可能性があるもののうち、資機材については飛来時の運動エネルギーまたは衝撃力が設定する設計飛来物である鋼製材より大きなもの、車両については飛来した場合の運動エネルギーが設定する設計飛来物である乗用車^{※1}よりも大きく、竜巻防護施設^{※2}を防護できない可能性があるものは、設置場所等に応じて固縛、固定または竜巻防護施設^{※2}から離隔対策を行い、飛来物とならない管理を実施する。

※1:設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材	乗用車
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き	長さ×幅×高さ
	$4.2 \times 0.3 \times 0.2$	4. 6×1. 6×1. 4
質量 (kg)	135	2,000

※2:「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2に該当する構築物、系統および機器

b. 竜巻の襲来が予想される場合および竜巻襲来後の対応

各課長は、竜巻防護施設を防護するための操作・確認および補修等が必要となる事項を定める。 海水ピットクレーンについては、運転停止および停留位置へ移動することを定める。

c. 代替設備の確保

各課長は、安全施設のうち竜巻防護施設を除く施設*3が損傷する場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。

※3:「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス3に該当する構築物、系統および機器

6 竜 巻

保修統括課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6.1 項から6.4 項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

変更後

備考

組織整備に伴う変更

6.1 要員の配置

所長は、竜巻の発生により災害(原子力災害を含む。)が発生するおそれがある場合または発生 した場合に備え、第 120 条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必 要な要員を配置する。

6.2 教育訓練の実施

竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第 130条および第131条に基づき実施する。

6.3 資機材の配備

各課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。

6.4 手順書の整備

- (1) 各課長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。
- a. 飛来物管理の手順

各課長は、飛来物となる可能性があるもののうち、資機材については飛来時の運動エネルギーまたは衝撃力が設定する設計飛来物である鋼製材より大きなもの、車両については飛来した場合の運動エネルギーが設定する設計飛来物である乗用車^{※1}よりも大きく、竜巻防護施設^{※2}を防護できない可能性があるものは、設置場所等に応じて固縛、固定または竜巻防護施設^{※2}から離隔対策を行い、飛来物とならない管理を実施する。

※1:設計飛来物の寸法等は、以下のとおり。

飛来物の種類	鋼製材	乗用車
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き	長さ×幅×高さ
	$4.2 \times 0.3 \times 0.2$	4. 6×1. 6×1. 4
質量 (kg)	135	2,000

※2:「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1,クラス2に該当する構築物,系統および機器

b. 竜巻の襲来が予想される場合および竜巻襲来後の対応

各課長は、竜巻防護施設を防護するための操作・確認および補修等が必要となる事項を定める。海水ピットクレーンについては、運転停止および停留位置へ移動することを定める。

c. 代替設備の確保

各課長は、安全施設のうち竜巻防護施設を除く施設*3が損傷する場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。

※3:「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス3に該当する構築物、系統および機器

変更前	変更後	備考
d. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	d. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を 確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。	
6.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、6.1 項から 6.4 項で定めた計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	6.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、6.1 項から 6.4 項で定めた計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。	
6.6 定期的な評価 (1) 各課長は、6.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うととも に、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、6.1 項から 6.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとと もに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 6.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	6.6 定期的な評価 (1) 各課長は、6.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長に報告する。 (2) 保修統括課長は、6.1 項から 6.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 6.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置	組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい で同じ)
6.1 原子炉施設の災害を未然に防止するための指面 各課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等 の措置について協議する。	6.7 原子炉施設の次音を未然にめ近するための相直 各課長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等 の措置について協議する。	
6.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評 価を行い、必要な事項を適切に反映する。	6.8 その他関連する活動 (1) 原子力部長は、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 発電管理部長は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評 価を行い、必要な事項を適切に反映する。	

変更前	変更後	備考
7 有審ガス 放射線・化学管理課長は、有審ガス発生時における運転員、 所 (EL. 32m) で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員(以下「運転員等」という。) の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を社内規定として策 定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有審ガス発生時における運転員等の防護 のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	7 有毒ガス 放射線・化学管理課長は、有毒ガス発生時における運転員、 所 (EL. 32m) で重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員(以下「運転員等」という。) の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を社内規定として策 定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護 のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	本頁変更なし
 7.1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に随行・立会する者(以下「立会人等」という。)ならびに有毒ガス発生時に備え、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下「終息活動」という。)を行う要員等を配置する。 7.2 教育訓練の実施 (1)有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。 	 7.1 要員の配置 所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有審ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に随行・立会する者(以下「立会人等」という。)ならびに有毒ガス発生時に備え、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置(以下「終息活動」という。)を行う要員等を配置する。 7.2 教育訓練の実施 (1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。 	
(2) 放射線・化学管理課長は、終息活動を行う要員に対して、終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。7.3 資機材の配備各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。	(2) 放射線・化学管理課長は、終息活動を行う要員に対して、終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。7.3 資機材の配備 各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。	
7.4 手順書の整備 (1) 各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)に対し、次の(b)項および(c)項により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内ならびに中央制御室等から半径10km 近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を軽減するための防液堤、中和槽等について、適切に運用管理を実施する。 b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (a) 各課長は、可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備、緊急時対策所(EL.32m)換気設備および、の換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。 (b) 各課長は、予期せぬ有毒ガス発生時に、防護具の着用および使用する防護具用ボンベの供給の対策を実施する。	 7.4 手順書の整備 (1) 各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 有毒ガス防護の確認に関する手順 (a) 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)に対し、次の(b)項および(c)項により,運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内ならびに中央制御室等から半径 10km 近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源または可動源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。 (c) 各課長は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。 (b) 有毒ガス発生時の防護に保る影響評価において、有毒ガスの影響を軽減するための防液堤、中和槽等について、適切に運用管理を実施する。 (c) 各課長は、可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備、緊急時対策所(EL.32m)換気設備が以近に終息活動等の対策を実施する。 (b) 各課長は、予期せぬ有毒ガス発生時に、防護具の着用および使用する防護具用ポンベの供給の対策を実施する。 	

変更前	変更後	備考
7.5 有審ガス発生時における運転員等の防護のための活動の実施 各課長は、7.1項から7.4項で定めた計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護の ための活動を実施する。	7.5 有審ガス発生時における運転員等の防護のための活動の実施 各課長は、7.1項から7.4項で定めた計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護の ための活動を実施する。	本頁変更なし
7.6 定期的な評価 (1) 各課長は、7.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。 (2) 放射線・化学管理課長は、7.1 項から 7.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	7.6 定期的な評価 (1) 各課長は、7.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。 (2) 放射線・化学管理課長は、7.1 項から 7.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。	
7.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停 止等の措置について協議する。	7.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断 した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停 止等の措置について協議する。	
		8
-		N.

変更前	変更後	備考
		本頁変更なし
添付3 重大事故等および大規模損壊対応 に係る実施基準	添付3 重大事故等および大規模損壊対応 に係る実施基準	
(第17条の5および第17条の6関連)	(第17条の5および第17条の6関連)	
	-	

変更前	変更後	備考
重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	
本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくはAPC等による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順等を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。	本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくはAPC等による原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を表-1から表-19に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順等を表-21から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。	
1 重大事故等対策	1 重大事故等対策	
1.1 重大事故等対策のための計画の策定 安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画(<u>訓練計画課長および</u> 発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の(3)を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	1.1 重大事故等対策のための計画の策定 安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
発産として東定し、原子炉主住技術者の機能を得し、所表の本語を行る。 発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (1)重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等原子炉主任技術者は、第9条に定める原子炉主任技術者の職務等の他、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等を遂行する。 a. 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる職位に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うことを任務とする。 b. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。)へ指示を行い、発電所災害対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。 c. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。 d. 発電所への非常招集ルート圏内(伊方町、八幡浜市等圏内)に原子炉主任技術者または代行者1名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合、原子炉主任技術者または代行者は、当直長からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。	発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (1)重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等 原子炉主任技術者は、第9条に定める原子炉主任技術者の職務等の他、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等を遂行する。 a. 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる職位に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安の監督を融実、かつ、最優先に行うことを任務とする。 b. 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。)へ指示を行い、発電所災害対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。 c. 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。 d. 発電所への非常招集ルート圏内(伊方町、八幡浜市等圏内)に原子炉主任技術者または代行者は、当直長からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、原子炉主任技術者または代行者は、当直長からの情報連絡(プラントの状況、対策の状況)を受け、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。	
(2) 体制の整備 安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を 行うために必要な要員(以下「発電所災害対策要員」という。)を配置し、以下に示す重大事故等 対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重 大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	(2) 体制の整備 安全技術課長および発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を 行うために必要な要員(以下「発電所災害対策要員」という。)を配置し、以下に示す重大事故等 対策を実施する実施組織ならびにその支援組織の役割分担および責任者などを定め、効果的な重 大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	

本頁変更なし

備考

- a. 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、非常体制を発令し、発電所災害対策要員の非常招集および通報連絡を行い、第120条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所災害対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、あらかじめ社内規定に定めた手順等によることなく、事故収束に必要な措置を講じる。
- b. 所長は、発電所災害対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、 その職務を代行する。

- c. 所長は、発電所災害対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、複数 号炉の同時被災時は指揮者を総括として指名する。
- d. 所長は、発電所災害対策本部に重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術 的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対応に専念できる環境を整える運営支援組 織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。

また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な 重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。

e. 所長は、自らが出張等により不在となる場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。

また、実施組織および支援組織の各班には責任者である班長(課長)を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長(課長または副長)を配置する。

- f. 所長は、重大事故等発生時、直ちに非常体制を発令するとともに発電管理部長へ報告する。
- g. 実施組織の班構成および必要な役割分担は以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施 する。
- (a) 運転班は,運転員の任務,事故拡大防止に必要な運転上の措置,発電施設の保安維持を行う。
- (b) 調査復旧班は,発電設備および建物,構造物の応急復旧計画の策定およびそれに基づく措置を行う。
- (c) 消防班は, 消火活動を実施する。
- h. 複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。
- (a) 発電所災害対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、発電所災害対策本部長の指示により指名した総括の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行うことで、 重大事故等対策を実行する。
- (b) 原子炉主任技術者は、保安監督を誠実かつ、最優先に行うこととし、プラント状況把握お よび事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上 必要な指示を的確に実施する。
- (c) 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し、 通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。
- i. 支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し、それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。

- a. 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、非常体制を発令し、発電所災害対策要員の非常招集および通報連絡を行い、第120条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所災害対策本部の体制を整え対処する。また、事故対処に必要な場合には、あらかじめ社内規定に定めた手順等によることなく、事故収束に必要な措置を講じる。
- b. 所長は、発電所災害対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針を決定する。

また,本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は, その職務を代行する。

- c. 所長は、発電所災害対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、複数 号炉の同時被災時は指揮者を総括として指名する。
- d. 所長は、発電所災害対策本部に重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術 的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対応に専念できる環境を整える運営支援組 織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。

また,各班の役割分担および責任者である班長を定め,指揮命令系統を明確にし,効果的な 重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。

e. 所長は、自らが出張等により不在となる場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。

また、実施組織および支援組織の各班には責任者である班長(課長)を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長(課長または副長)を配置する。

- f. 所長は、重大事故等発生時、直ちに非常体制を発令するとともに発電管理部長へ報告する。
- g. 実施組織の班構成および必要な役割分担は以下のとおりとし, 重大事故等対策を円滑に実施 する。
- (a) 運転班は,運転員の任務,事故拡大防止に必要な運転上の措置,発電施設の保安維持を行う。
- (b) 調査復旧班は、発電設備および建物、構造物の応急復旧計画の策定およびそれに基づく措置を行う。
- (c) 消防班は、消火活動を実施する。
- h. 複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。
- (a) 発電所災害対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、発電所災害対策本部長の指示により指名した総括の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行うことで、 重大事故等対策を実行する。
- (b) 原子炉主任技術者は、保安監督を誠実かつ、最優先に行うこととし、プラント状況把握お よび事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上 必要な指示を的確に実施する。
- (c) 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡を行う者を配置し、 通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。
- i. 支援組織は技術支援組織と運営支援組織で構成し、それぞれの技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。

平貝変更なし

変更前	変更後	備考
(a) 技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援および保安上の技術的支援を行うものとして運転班、調査復旧班および消防班で構成する。 ア 運転班のうち技術支援を行う班は、炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把 提および事故連展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい 値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性および悪態の評価並びに操作の優先順位 を踏まえた対応手順の適定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。 イ 調査復旧班のうち技術支援を行う班は、発電設備および建物、構築物の応急復旧計画立案 ならびに実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。 ウ 消防班のうち技術支援を行う班は、失災発生箇所の特定および実施組織へ優先すべき消 大活動の指示を行う。 (b) 運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班および総務班で構成し、必要な役割の 分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。 ア 情報連絡が重大事故等対策に専念できる環境を整える。 ア 情報連絡が直大事故等対策に専念できる環境を整える。 ア 情報連絡を行う。 対策令事の連絡を行う。 イ 報道班は、開係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。ウ 技術支援理は、発電所内外、(周辺海域を含む)の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要の関域はく管理および放射性物質による方強の除去を行う。 ウ 技術支援理は、発電所内外、(周辺海域を含む)の放射線・放射能の状況把握、発電所災害対策要がはく管理はよび放射性物質による方強の除去を行う。 ウ 技術支援理は、発電所以外の輸送調達、原子力災害医療の実施および食料等の調造手配を行う。 カ発面所内外の組織への通報および連絡を傷を用いて、広く情報提供を行う。 (a) 発電所内外の組織への通報および連絡を優を用いて、広く情報提供を行う。 (b) 原子が施設の対策を対策を対策するを使用することにより、発電所の情報連絡班にで全ペテメータ表示システム等を使用することにより、発電所の対応および関係機関への連絡を災害対策本額(松山、高松)との連絡を選出ない変を発電所反等対策を受けまするときなでき、かつ、発電所の対応にするをでき、かつ、発電所内の情報共有を行う。 (c) 災害対策率部 (松山、高松) との連絡を発生力が表した、第12条に規定する作業に必要な発能所炎害対策要員を発電所内に、有効性評価上考慮する作業に必要な発を施所炎害対策要員を発電所内に、有効性評価上考慮する作業に必要な発を確所では対応する。 1. 休日・我間において重大事故等が発生した場合に速かしがあらの問い合わせ対応に対象を発生時に対応する。 1. 休日・我間において近大事故等が必要しなどの情報提出をできる。からの問い合わせ対応に対応を行う原色時対応要員を発電所内に、有効性部の関係機関への連絡を災害対策を発生した場合に対心に対応するために、第12条に規定する連絡に関すると続いませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませばいませば	(a) 技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援および保安上の技術的支援を行うものとして運転班、調査復旧班および消防班で構成する。 ア 運転班のうち技術支援を行う班は、炉心損傷・至った場合において、プラント状態の把握および事故連展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性および悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた対応手順の適定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。 イ 調査復旧班のうち技術支援を行う班は、発電設備および建物、構築物の応急復旧計画立業ならびに実施組織へ実施すべき内容の指示を行う。ウ 消防班のうち技術支援を行う班は、火災発生箇所の特定および実施組織へ優先すべき消火活動の指示を行う。 (b) 運営支援組織は、情報連絡班、報道班、技術支援班および総務班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に事念できる環境を整える。ア 情報連絡症は、常電が裏書対策本部の運営、情報の収集、関係官庁および関係地方公共団体のの通報連絡ならびに各班へ災害対策本部(松山)および災害対策本部(高位)からの指令事項の連絡を行う。イ 報道班は、関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。イ 報道班は、関係地方公共団体等の対応および報道機関の対応を行う。 エ 総務肛は、選種誘導、複濃、警備対策、資機材の輸送調達、原子力災害医療の実施および食料等の調達手配を行う。 ま物策型は、後電所外の調査事配を行う。 「支援組織は、情報連絡に関して以下のとおり活動し、重大事故等対策を関係および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および流合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および重絡を実施できるように衡星電話設備および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備および電金を発電所の実施状況に係る情報は、発電所災害対策本部の情報連絡部にて一元的に集約管理し、発電所の実施状況に係る情報は、発電所災害対策本部の情報連絡を表にすることを報道発表、外部からの間い合わせ対応および両水線関への連絡を突にするとかに対策を使用することにより、発電所突害対策のよれた関係に必要な発電所災害対策の支援を発展所のによれた関係に必要な発電所災害対策の支援を発展所以に対策を受しました場合に速やかに対応するために、第 12 年に規定する運転員、原とは対応要しました場合に速やかに対応するために、第 12 年に規定する運転員、原、整合対応要員および機能具をは、運転中においては、発電所内に運転員 10 名、通報連絡および重大を被除の対応を行う緊急時対応要員 22 名ならびに	本頁変更なし

期間 (b) 安全技術課長は、高線量下の対応においても、社員および協力会社社員を含め緊急時対応 要員を確保する。 (c) 安全技術課長および発電課長は、病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある 新感染症等が発生し、第 12 条に規定する所定の運転員、緊急時対応要員および 「に欠員が生じた場合は、要員の補充を行うとともに、そのような事態に備え、要員の 体制に係る管理を行う。 安全技術課長および発電課長は、運転員、緊急時対応要員および 「の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる発電所災害対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。 (d) 重大事故等発生時においては、緊急時対応要員のうち連絡責任者等は緊急時対策所	備考
管理する。 (a) 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム およびSPDS表示端末、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原 子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊 急時対策所 (EL. 32m) (b) 実施組織が中央制御室、緊急時対策所 (EL. 32m) および現場との連携を図り作業内容およ び現場状況の情報共有を実施するための緊急時用携帯型通話設備等 (c) 照明の電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実 施するためのヘッドライト等の照明装置	みに燃料体を貯蔵している期間中においては、27名を確保する。 5期間および原子炉内に燃料体が1体以上ある も、社員および協力会社社員を含め緊急時対応 高い新型インフルエンザや同様に危険性のある の運転員、緊急時対応要員および ううとともに、そのような事態に備え、要員の な急時対応要員および の補いである。要員のうち連絡責任者等は緊急時対策所 mの集合場所に集まり、任務に応じた対応を行 う当直長と連携し、 から特重施設 参集要員を非常招集できるよう、定期的に通報 ない等の通信障害によって非常招集連絡がで 5弱以上の地震)の発生により出社可能な参集 助するための以下の施設および設備等について を確認するための安全パラメータ表示システム 連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原 請等(テレビ会議システムを含む。)を備えた緊 32m)および現場との連携を図り作業内容およ 作用携帯型通話設備等
(3) 教育訓練の実施 <u>訓練計画</u> 課長および発電課長は,発電所災害対策要員に対する教育および訓練について,以下 のとおり実施する。 a. 基本とする教育訓練(力量の維持向上のための教育訓練) (3) 教育訓練の実施 <u>安全技術</u> 課長および発電課長は,発電所災害対策 のとおり実施する。 a. 基本とする教育訓練(力量の維持向上のための教育訓練)	を要員に対する教育および訓練について、以下 組織整備に伴う変更 な育訓練)

の場合は、当直)体制を構築する。

備考 組織整備に伴う変更

変更前 変更後 (a) 訓練計画課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員 (a) 安全技術課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員 となる者を必要数確保するために、表-1から表-19に記載した対応手段および重大事故等発生 となる者を必要数確保するために、表-1から表-19に記載した対応手段および重大事故等発生 時におけるの対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定 時における
の対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定 め,下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し,適宜見直す。 め、下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し、適宜見直す。 ア 発電所災害対策要員に対し、各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態とな ア 発電所災害対策要員に対し、各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態とな った場合でも対応できるよう、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解 った場合でも対応できるよう、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解 向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。年1回の教育訓練では技能の習得が困難な教 向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。年1回の教育訓練では技能の習得が困難な教 育訓練項目については、年2回以上実施し、手順の習熟、力量の維持および向上を図る。 育訓練項目については、年2回以上実施し、手順の習熟、力量の維持および向上を図る。 イ 現場作業にあたっている発電所災害対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了で イ 現場作業にあたっている発電所災害対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了で きるよう、運転員(中央制御室および現場)と連携して一連の活動を行う教育訓練を年1回 きるよう、運転員(中央制御室および現場)と連携して一連の活動を行う教育訓練を年1回 以上実施する。 以上実施する。 ウ 発電所災害対策要員に対し、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の ウ 発電所災害対策要員に対し、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の 選択等、実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年1回以 選択等、実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年1回以 上実施する。 上実施する。 エ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段か エ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段か ら保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、原子炉施 ら保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、原子炉施 設および予備品について熟知させる。 設および予備品について熟知させる。 運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検お 運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検お よび運転に必要な操作を自ら行う。 よび運転に必要な操作を自ら行う。 発電所災害対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、 発電所災害対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、 部品交換の実習を自ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保 部品交換の実習を自ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保 守実施方法をまとめた手順書に基づき、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認およ 守実施方法をまとめた手順書に基づき、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認およ び試運転の立会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守 び試運転の立会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守 点検活動を自ら行う。 点検活動を自ら行う。 オ (a)ア項の教育訓練において, 重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するた オ (a)ア項の教育訓練において、重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するた めに、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、 めに、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、 夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想 夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想 定した教育訓練を実施する。 定した教育訓練を実施する。 カ 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう。 カ 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう。 普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を 普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を 行う... 行う。 (b) 各課長は、計画に基づき、教育訓練を実施する者を指名し、「基本とする教育訓練」(力量維持 (b) 各課長は、計画に基づき、教育訓練を実施する者を指名し、「基本とする教育訓練」(力量維持 向上のための教育訓練)を実施する。 向上のための教育訓練)を実施する。 (c) 各課長は、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (c) 各課長は、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。 (d) 安全技術課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者の中から、発電所災 (d) 安全技術課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者の中から、発電所災

実施する。

害対策要員として宿直当番(運転員または

(e) 各課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、社内規定に定める頻度で「基本

とする教育訓練」を実施し、役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、以下の措置を

の場合は、当直)体制を構築する。

害対策要員として宿直当番(運転員または

実施する。

(e) 各課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、社内規定に定める頻度で「基本

とする教育訓練」を実施し、役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、以下の措置を

変更前	変更後	備考
ア 教育訓練の計画に問題があると判断した場合、各課長は訓練計画課長に結果を報告する。 測練計画課長は、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 ただし、運転員または	ア 教育訓練の計画に問題があると判断した場合、各課長は安全技術課長に結果を報告する。 安全技術課長は、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。 ただし、運転員またに	組織整備に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前 変更後 備老 (イ) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 (イ) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 本頁変更なし 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以 下の1からVIの重要事故シーケンスについて、発電所災害対策要員のうち保修対応要員を 下のIからVIの重要事故シーケンスについて、発電所災害対策要員のうち保修対応要員を 対象に I から V を年 1 回以上実施する。また発電所災害対策要員のうち運転員および 対象に I から V を年1回以上実施する。また発電所災害対策要員のうち運転員および を対象にVIを年1回以上実施する。 を対象にVIを年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失 (RCP シール LOCA が発生する場合) I 全交流動力電源喪失 (RCP シール LOCA が発生する場合) Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) Ⅲ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損) Ⅲ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器渦温破損) IV 使用済燃料ピット水の小規模な喪失 IV 使用済燃料ビット水の小規模な喪失 V 全交流動力電源喪失(運転停止中) V 全交流動力電源喪失 (運転停止中) VI 崩壞熱除去機能喪失 VI 崩壊熱除去機能喪失 (ウ) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 (ウ) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以 現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以 下の1およびⅡの重要事故シーケンスについて,発電所災害対策要員で構成する班の中か 下の I および II の重要事故シーケンスについて、発電所災害対策要員で構成する班の中か ら任意の班※を対象に年1回以上実施する。 ら任意の班※を対象に年1回以上実施する。 I 全交流動力電源喪失 (RCP シール LOCA が発生する場合) I 全交流動力電源喪失 (RCP シール LOCA が発生する場合) Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) Ⅱ 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損) ※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように ※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように 配慮する。 配慮する。 (エ) 成立性の確認の評価方法 (エ) 成立性の確認の評価方法 I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段につい I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段につい て、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に て、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に 沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20 に記載した対応手段ごとの想定 沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20 に記載した対応手段ごとの想定 時間を比較し評価する。 時間を比較し評価する。 Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについ Ⅱ 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについ て、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直長と て、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることおよび当直長と の連携ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。 の連携ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。 Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な Ⅲ 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な 操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直長と 操作が完了すべき時間であるホールドポイントおよび当直長と 携ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。 携ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。 IV (ア)項および(ウ)項の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、 IV (ア)項および(ウ)項の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、 以下の条件により実施する。 以下の条件により実施する。 なお, (ウ)項の成立性確認は(IV)項, (V)項は適用しない。 なお、(ウ)項の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の (1) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の 確認については、分割して実施する。 確認については、分割して実施する。 (Ⅱ) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設 (II) 弁の開閉操作、水中ボンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設 の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進する の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進する おそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。 おそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。 (III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II) 項の模擬操作ではなく、モックアップを (Ⅲ) 訓練用のモックアップがある場合は、(Ⅱ) 項の模擬操作ではなく、モックアップを 使用した訓練を実施する。実施にあたっては、操作場所までの移動時間を考慮する。 使用した訓練を実施する。実施にあたっては、操作場所までの移動時間を考慮する。

変更前	変更後	備考
変更前 (IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。 (V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。 (b) 成立性の確認結果を踏まえた措置成立性の確認結果を踏まえた措置成立性の確認訓練の結果、発電所災害対策要員となる者が、役割に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。 ア 訓練計画課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、同じ役割の者を代わりに宿直当番体制に入れる。 イ 発電課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 ウ 各課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 ウ 各課長は、当該者について「基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。 正 訓練計画課長は、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし、運転員および「一」が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 こ 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練 訓練計画課長および発電課長は、重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合、重大事故等発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a、力量の維持向上のための教育訓練」および「b、成立性の確認訓練」を考慮した必要な教育訓練を実施する。 (4) アクセスルートの確保 a. 安全技術課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートとして、発電所内の道路および過路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施する。 (a) 屋外および屋内において、規定される電大事故等の対処に必要な可撤型重大事故等対処設備	変更後 (IV) 他の訓練の作業・操作符ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。 (V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。 (b) 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認訓練の結果、発電所災害対策要員となる者が、役割に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。 ア 安全技術課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに宿直当番体制に入れる。 イ 発電課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 ウ 各課長は、当該者について(基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。 エ 安全技術課長は、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし、運転員および が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 こ 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練安全技術課長および発電課長は、重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合、重大事故等発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a、力量の維持向上のための教育訓練」および「b、成立性の確認訓練」を考慮した必要な教育訓練を実施する。 (4) アクセスルートの確保 a、安全技術課長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートとして、発電所内の道路および帰内において、想定される電大事故等の対処に必要な可規型重大事故等対処設備	備考 組織整備に伴う変更 (以下、本頁において同じ)
の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路,または他の設備の被害状況を把握するための経路としてアクセスルートを設定する。アクセスルートは、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。),溢水および火災を想定しても、速やかに運搬、移動が可能なルートとするとともに、他の復旧可能なルートも確保する。 (b) 屋内および屋外アクセスルートは、想定される自然現象に対して地震、津波、洪水、風(台風),竜巻、凍結、降水、積雪、落雪、地滑り、火山現象(降灰)、生物学的事象、森林火災および高潮を、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災(石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響)、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を、また、重大事故等時の高線量下環境を考慮し確保する。	の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するための経路、または他の設備の被害状況を把握するための経路としてアクセスルートを設定する。アクセスルートは、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。複数ルートのうち少なくとも1ルートは、想定される自然現象、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)、溢水および火災を想定しても、速やかに運搬、移動が可能なルートとするとともに、他の復旧可能なルートも確保する。 (b) 屋内および屋外アクセスルートは、想定される自然現象に対して地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山現象(降灰)、生物学的事象、森林火災および高潮を、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、飛来物、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災(石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響)、有毒ガス、船舶の衝突および電磁的障害を、また、重大事故等時の高線量下環境を考慮し確保する。	

本頁変更なし

備考

- ア 想定される自然現象または原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち、洪水、地滑り、近隣工場等の火災(石油コンビナート施設の火災)およびダムの崩壊については、立地的要因により運用上考慮しない。
- イ 生物学的事象および電磁的障害については、直接の影響はないため考慮しない。
- (c) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については,設計基準事故対処設備の配置も含めて常 設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数 箇所に分散して保管する。
- (d) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管,使用し、それを運転できる発電所災害 対策要員を確保する。
- (e) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備、停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように可搬型照明の配備ならびに騒音場所を考慮した耳栓の配備を実施する。その他、現場との連絡手段の確保、室温等の作業環境の考慮および資機材の現場配備等を実施する。
- b. 屋外アクセスルートの確保

安全技術課長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。

- (a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの 状況確認,海水ビット等の取水箇所の状況確認,ホース敷設ルートの状況確認を行い,あわせ て重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。
- (b) 屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち、地震による影響(周辺構造物の倒壊または損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面の滑り)、台風および竜巻による影響(飛来物)、積雪および火山現象(降灰)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。
- (c) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。
- (d) 基準津波に対して、十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。
- (e) 想定される自然現象のうち凍結および森林火災、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち飛来物、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災)に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。
- (f) 周辺構造物の倒壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。
- (g) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する
- (h) 不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和策を 講じるか、ホイールローダ等の重機による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。

- ア 想定される自然現象または原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち、洪水、地滑り、近隣工場等の火災(石油コンピナート施設の火災)およびダムの崩壊については、立地的要因により運用上考慮しない。
- イ 生物学的事象および電磁的障害については、直接の影響はないため考慮しない。
- (c) 可操型重大事故等対処設備の保管場所については,設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数 箇所に分散して保管する。
- (d) 障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害 対策要員を確保する。
- (e) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタングからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備,停電時および夜間時に確実に運搬,移動ができるように可搬型照明の配備ならびに騒音場所を考慮した耳栓の配備を実施する。その他,現場との連絡手段の確保,室温等の作業環境の考慮および資機材の現場配備等を実施する。
- b. 屋外アクセスルートの確保

安全技術課長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。

- (a) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの 状況確認,海水ビット等の取水箇所の状況確認,ホース敷設ルートの状況確認を行い,あわせ て重油タンク,空冷式非常用発電装置,その他屋外設備の被害状況の把握を行う。
- (b) 屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち、地震による影響(周辺構造物の倒壊または損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面の滑り)、台風および竜巻による影響(飛来物)、積雪および火山現象(降灰)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する。
- (c) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して, 道路上への自然流下も考慮した上で, 通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確保する。
- (d) 基準津波に対して、十分余裕を見た高さにアクセスルートを確保する。
- (e) 想定される自然現象のうち凍結および森林火災、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち飛来物、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災)に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する。
- (f) 周辺構造物の倒壊による障害物については、ホイールローダ等の重機による撤去あるいは複数のアクセスルートによる迂回を行う。
- (g) 地震の影響による周辺斜面の崩壊や敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールローダ等の重機による崩壊箇所の仮復旧を行い、通行性を確保する。
- (h) 不等沈下や地下構造物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和策を 講じるか、ホイールローグ等の重機による段差箇所の仮復旧により、通行性を確保する。

	- 4	-	
亦	由	긁	÷

- (i) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物,積雪,火山現象(降灰)については、ホイールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪,火山現象(降灰)が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結,積雪を考慮し、道路については凍結防止剤を配備するとともに、車両についてはタイヤチェーンの配備またはオールシーズンタイヤもしくはスタッドレスタイヤを装着する。
- c. 屋内アクセスルートの確保

安全技術課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。

- (a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ発電所災害対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて代替格納容器スプレイポンプ、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。
- (b) 地震, 津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損な わせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対 して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。
- (c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を護じる。
- (d) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。
- (e) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセス ルートを選定し確保する。

(5) 復旧作業に係る事項

a. 予備品等の確保

各課長は,重大事故の発生および拡大の防止に必要な,重要安全施設の取替え可能な機器,部 品等の復旧作業を優先的に実施することとし,そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確 保する。

- (a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。
- (b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回 復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。
- (c) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。

なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策につい て継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。

また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ 等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保する。

b. 保管場所

各課長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による 浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管 する。

- (i) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、火山現象(降灰)については、ホ イールローダ等の重機による撤去を行う。想定を上回る積雪、火山現象(降灰)が発生した場 合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、道路
- ルシーズンタイヤもしくはスタッドレスタイヤを装着する。 c. 屋内アクセスルートの確保

安全技術課長は、屋内のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施する。

变更後

(a) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ発電所災害対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて代替格納容器スプレイポンプ、その他屋内設備の被害状況の把握を行う。

については凍結防止剤を配備するとともに、車両についてはタイヤチェーンの配備またはオー

- (b) 地震, 津波およびその他想定される自然現象による影響ならびに原子炉施設の安全性を損な わせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対 して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。
- (c) 重大事故等時に必要となる現場操作を実施する活動場所まで外部事象による影響を考慮しても移動可能なルートを選定する。また、屋内のアクセスルート上には、転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により、通行に支障をきたさない措置を講じる。
- (d) 機器からの溢水が発生した場合については、適切な防護具を着用することによりアクセスルートを通行する。
- (e) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセス ルートを選定し確保する。

(5) 復旧作業に係る事項

a. 予備品等の確保

各課長は,重大事故の発生および拡大の防止に必要な,重要安全施設の取替え可能な機器,部 品等の復旧作業を優先的に実施することとし,そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確 保する。

- (a) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。
- (b) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。
- (c) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。

なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策につい て継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。

また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのホイールローダ 等の重機、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定した資機材を確保す る。

b. 保管場所

各課長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、津波による 浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管 する。 本頁変更なし

備考

- c. アクセスルートの確保
- (4) 「アクセスルートの確保」と同じ。

(6) 支援等に係る事項

各課長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、 予備品および燃料等の手段を確保する。また各課長は、プラントメーカ、協力会社およびその他 の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじ め重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、発 電所災害対策本部体制が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカからは設備の設計根拠、機 器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策の提供、協力会社からは事故収束および復旧対策 活動に必要な支援に係る発電所災害対策要員の派遣ならびに燃料供給会社等からは燃料の供給お よび迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画 を策定する。

(7) 手順書の整備

各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を、表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」に基づき、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を定める。

- ・炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること
- ・原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること
- ・使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること
- ・原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること

各課長は、これらの手順を定めるにあたっては、以下の事項を考慮する。

- a. 発電課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測 器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉 施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手 の方法および判断基準を定める。
- b. 計装計画課長,電気計画課長および発電課長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を定める。

具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

- c. 発電課長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止のために、最優先すべき操作 等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を定める。
 - (a) 炉心損傷が避けられない状況においては、炉心へ注水するべきか、または原子炉格納容器へ 注水するべきか判断に迷い、対応が遅れることで原子炉格納容器の破損に至ることがないよ う、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準
- (b) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損防止のために、注水する淡水源が枯渇または 使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行える ようにする判断基準

c. アクセスルートの確保

(4) 「アクセスルートの確保」と同じ。

本頁変更なし

(6) 支援等に係る事項

各課長は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、 予備品および燃料等の手段を確保する。また各課長は、プラントメーカ、協力会社およびその他 の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじ め重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、発 電所災害対策本部体制が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカからは設備の設計根拠、機 器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策の提供、協力会社からは事故収束および復旧対策 活動に必要な支援に係る発電所災害対策要員の派遣ならびに燃料供給会社等からは燃料の供給お よび迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画 を策定する。

(7) 手順書の整備

各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項について、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ状況に応じて柔軟に対処するための内容を、表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」に基づき、使用主体に応じた内容および重大事故等対策に用いる特重施設に係る内容を定める。

- ・炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること
- ・原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること
- 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること
- 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること

各課長は、これらの手順を定めるにあたっては、以下の事項を考慮する。

- a. 発電課長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測 器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉 施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手 の方法および判断基準を定める。
- b. 計装計画課長, 電気計画課長および発電課長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を定める。

具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。

- c. 発電課長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止のために、最優先すべき操作 等を迷うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を定める。
- (a) 炉心損傷が避けられない状況においては、炉心へ注水するべきか、または原子炉格納容器へ 注水するべきか判断に迷い、対応が遅れることで原子炉格納容器の破損に至ることがないよ う、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準
- (b) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損防止のために、注水する淡水源が枯渇または 使用できない状況においては、設備への悪影響を懸念することなく、迷わず海水注入を行える ようにする判断基準

変更前	変更後	備考
変更前 (c) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可換型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準 (d) 炉心の着しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう。水素制御装置を速やかに起動する判断基準 (e) 炉心の著しい損傷および原子枠物容器の破損防止に必要な各機作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 (f) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準 (g) 重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対設備が期待できない場合、可模型重大事故等対型機構と対して開始し、常設重大事故等対設備が期待できない場合、可模型重大事故等対型機構といて、当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。 (a) 発電課長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。 (b) 安全技術課長は、重大事故等発生時の発電所災害対策本部の活動において、原子炉格納容器内自然対流冷却操作を によっなント操作に優先して実施することを社内規定に定める。 (c) 安全技術課長および発電課長は、原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2、大規模な自然災害または故意により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合には、「2、大規模な自然災害または故意により原子炉格納容器の圧力が高いなど、必要な場合における事項 しか過かに参析を搭載機関の対応性でといる。 (a) 運転員用の社内規定は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、具体的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内規定を定める。 (a) 運転員用の社内規定は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 李軽と対処する事項 複談の異常を検知する事項 理解時に使用 な 故障および設計基準事象に対処する事項 複談の異常を検知する事項 要と機器の多重故障等が発生した場合に対処する事項 デを出機師に定しる。 「事報を発生した場合に対処する事項 デを出機師とは用し ない場に対して発電所災害対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 (c) 運転員用の社内規定は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。 「事を発生時は、社内規定に基づきバラメータによる事象判別を行い、故障および設計基準事等に対めする事項に移行主る。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。」 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。」 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院と明確に定める。 「本院に行いている。「本院と明確に定める。 「本院に対している。「本院に対している。「本院と明確に定める。 「本院に対している。「本院に対している。「本院に使用している。「本院に使用している。「本院に対し、「本院に対し、、本院に対し、、本院に対し、「本院に対し、「本院に対し、、本院に対し、「本院に対し、、本院に対し、「本院に対し、、本院に対し、、本院	変更後 (c) 全交流動力電源喪失時等において、準備に長時間を要する可搬型設備を必要な時期に使用可能とするため、準備に要する時間を考慮した手順着手の判断基準 (d) 炉心の著しい損傷時において水素帰発を懸念し、水素制御装置の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素制御装置を速やかに起動する判断基準 (e) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損防止に必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準 (f) 重大事故等対策時においては、設計基準事故時に用いる操作の制限事項は適用しないようにする判断基準 (g) 重大事故等対策時において、特重施設の準備を並行して開始し、常設重大事故等対処設備が期待できない場合、可搬型重大事故等対処設備とも特重施設を優先する判断基準を主持の規定に定める。 (a) 美電課長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直長が躊躇せず指示できる判断基準を社内規定に定める。 (b) 安全技術課長および発電課長は、原子炉格納容器破損防止対策において、原子炉格納容器的自然対流や影響とおよび発電課長は、原子炉格納容器被損防止対策において、原子炉格納容器的自然対流や影響とおよび発電課長は、原子炉格納容器破損防止対策において、原子炉格納容器的自然対流や影響を対象を実施することを社内規定に定める。なお、重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織が連携し事故の適風状況に応じて、具体的な重大事故等対策を実施することを社内規定に変める。 e. 安全技術課長および発電課長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の適風状況に応じて、具体的な重大事故等対策を実施することを社内規定に変める。 (d) 運転員用の社内規定は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 ア 警報に対処する警報発信時の対応措置に使用 が応報と対象計基準事象に対処する事項機能を防止する事項機能の検許に使用 が心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故の対応措置に使用 が心と提出に使用 が心と接触の要なするなを能示が重大事故等対策権の強に実施するための必要事項を明確に定める。 (c) 運転員用の社内規定に季電所災害対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 ア 事故を生時は、社内規定に基づきパラメータによる事象判別を行い、故障および設計基準事象に対処する事項に移行する。 ア 事故を生時は、社内規定に基づきパラメータによる事象判別を行い、故障および設計基準事象に対処する事項に移行する。 ア 事故を生時は、社内規定に基づらパラメータによる事象判別を行い、故障および設計基準事象に対処する事項に移行する。	備考本頁変更なし

変更前	変更後	備考
変更前 ウ 社内規定に基づき、パラメータによる事象判別を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 エ 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対処する事象ベースの事項を優先する。 オ 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事象に対処する事項に戻り処置を行う。 カ 炉心の著しい損傷を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応操作を実施する。 第電課長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内規定に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 具体的な手順については、表一15「事故時の計装に関する手順等」参照 (a) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ適定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。 (b) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を定めること。 (c) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ適定すること。 (d) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。	変更後 ウ 社内規定に基づき、パラメータによる事象判別を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定めた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 エ 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対処する事象ベースの事項を優先する。 オ 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事象に対処する事項に戻り処置を行う。 カ 炉心の著しい損傷を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応操作を実施する。 ま. 発電課長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認する水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内規定に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 具体的な手順については、表ー15「事故時の計装に関する手順等」参照 (a) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定し、重要な監視パラメータと有効な監視パラメータに位置づけること。 (b) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法を定めること。 (c) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可憐型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。 (d) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関すること。	備考
また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内規定に定める。 安全技術課長は、発電所災害対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を定める。 各課長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を定める。	また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および事象進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内規定に定める。 g. 安全技術課長は、発電所災害対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を定める。 h. 各課長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故等を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持および事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を定める。	
(a) 防災課長および発電課長は、発電所沿岸に大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止確認を行い、海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の継続監視を行う手順を定める。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到遠するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合 (b) 防災課長および発電課長は、台風の接近が想定される場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を定める。 (c) 防災課長および発電課長は、自然災害のうち事前の予測が可能な事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を定める。	(a) 保修統括課長および発電課長は、発電所沿岸に大津波警報が発令された場合、原則として原子炉を停止し、冷却操作を開始する手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止確認を行い、海面監視カメラおよび耐震型海水ビット水位計による津波の継続監視を行う手順を定める。 ただし、以下の場合はその限りではない。 ア 大津波警報が誤報であった場合 イ 発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって、愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に、大津波警報が解除または見直された場合 (b) 保修統括課長および発電課長は、台風の接近が想定される場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を定める。 (c) 保修統括課長および発電課長は、自然災害のうち事前の予測が可能な事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を定める。	組織整備に伴う変! (以下,本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
i. 各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から持機作文化工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から連やかに切替えるために必要な手順等を定める。 j. 各課長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による後旧手段を整備する。整備にあっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。 k. 放射線・化学管理課長は、有輩ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、発電所災害対策本部要員および「の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。の吸気中の有毒ガス濃度を可能とより、運転員、発電所災害対策本部要員および「の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備、緊急時対策所(EL 32m)換気設備および「に終息活動等により、運転員、発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対处するために必要な指示を行う要員および「な対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。 1. 放射線・化学管理課長は、予期せぬ有毒ガス発生時に、運転員、発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員および「な対して配備した防護具を着用することならびに使用する防護具用ボンベを供給することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を定める。 n. 放射線・化学管理課長は、看輩ガス発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が通信部を保治と体制を定める。 n. 放射線・化学管理課長は、発電ガス発生を必要な要員に同知するための手順を定める。 n. 放射線・化学管理課長は、発電ガス発生を必要な要員に周知するための手順を定める。 o. 各課長は、重大事故等対策における「の居住性に関する手順を記りる。の居住性に関する手順でついて、表ー27 「の居住性に関する手順でのいて、表ー27 「の居住性に関する手順でかいて、表ー27 「の居住性に関する手順である。	i. 各課長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から弁操作又は工具等の使用により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から速やかに切替えるために必要な手順等を定める。 j. 各課長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備にあっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。 k. 放射線・化学管理課長は、有盡ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、発電所災害対策本部要員および の吸気中の有器ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を定める。 (a) 固定源に対し、「添付2 7.4 (1) a. 有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b) 項および (c) 項により、運転員、発電所災害対策本部要員および の吸気中の有器ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。 (b) 可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備、緊急時対策所(EL 32m) 換気設備がよいでに終息活動等により、運転員、発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対处するために必要な指示を行う要員および が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。 1. 放射線・化学管理課長は、予期せぬ有毒ガス発生時に、運転員、発電所災害対策本部要員のうちできるよう手順と体制を定める。 m. 放射線・化学管理課長は、有毒ガス発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガス発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガス発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が対象と作為できるより、有力不発生を必要な要員に周知するための手順を定める。 n. 放射線・化学管理課長は、発電所災害対策本部要員のうち常設と備と接続する屋外に設けられた可接型電大事故等対処と備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る。)の接続を行う地点で操作を行う要員の有毒ガス防護のため、有毒ガス発生時に「添付3 1.1(4)アクセスルートの確保」のa.(e)項で配備する薬品保護具を着用する手順を定める。 o. 各課長は、重大事故等対策における の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表ー27 の居住性に関する手順について、表の25 に対しな関する手順について、表の25 に必要な手順を定める。	
1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1 で定めた計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動 を適切に行う。	1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1で定めた計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動 を適切に行う。	
 1.3 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は、1.2項の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 	 1.3 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は、1.2項の活動の実施結果をとりまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長および発電課長は、1.1で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 	組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい で同じ)

備考

1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動

原子力部長は、重大事故等発生時における原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

- (1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するため に、以下に示す災害対策本部(松山、高松)の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制 を確立する。
- a. 発電管理部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力 本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部(松山)に非常体 制を発令する。
- b. 社長および原子力本部長は、非常体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センター に災害対策本部(松山、高松)を設置し、社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総 本部長としてその職務を行う。災害対策本部(松山、高松)の両本部は、一体となって災害対策 総本部を構成し、発電所での災害対策活動の支援を行う。なお、社長が不在の場合は副社長等が その職務を代行する。

また,原子力本部長は災害対策本部(松山)本部長としてその職務を行い、副社長等は災害対策本部(高松)本部長としてその職務を行う。

災害対策本部(松山,高松)は、事故状況の把握および事故拡大防止対策、事故拡大防止のための運転措置の支援、保安上の技術的支援、外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班、情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班、放射線被害状況の把握を行う技術支援班、自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに原子力災害医療の把握、食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。

- c. 災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合,災害対策本部(高松)本部長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な人員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。
- d. 災害対策本部(高松)本部長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。
- (2) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するため に、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部(松山、高松) が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切、かつ、効果的な対応を検討できる体制を確立 する。

体制を確立するにあたっては、以下の事項を考慮する。

- a. 重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧を支援する体制を整備する。整備にあたっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧に係る支援の実施を考慮する。
- b. 設備の補修を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。

1.4 重大事故等発生時の支援に関する活動

原子力部長は、重大事故等発生時における原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)から(3)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。

- (1) 原子力部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するため に、以下に示す災害対策本部(松山、高松)の役割分担および責任者などを社内規定に定め、体制 を確立する。
- a. 発電管理部長は、発電所における非常体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力 本部長に報告し、社長は本店に非常体制を発令し、原子力本部長は原子力本部(松山)に非常体 制を発令する。
- b. 社長および原子力本部長は、非常体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センター に災害対策本部(松山、高松)を設置し、社長は原子力災害対策活動を実施するため災害対策総 本部長としてその職務を行う。災害対策本部(松山、高松)の両本部は、一体となって災害対策 総本部を構成し、発電所での災害対策活動の支援を行う。なお、社長が不在の場合は副社長等が その職務を代行する。

また,原子力本部長は災害対策本部(松山)本部長としてその職務を行い,副社長等は災害対策本部(高松)本部長としてその職務を行う。

災害対策本部(松山,高松)は、事故状況の把握および事故拡大防止対策、事故拡大防止のための運転措置の支援、保安上の技術的支援、外部電源に関する支援および資機材の調達運搬を行う調査復旧班、情報の収集および災害状況把握を行う情報連絡班、放射線被害状況の把握を行う技術支援班、自治体およびプレス対応を行う報道班ならびに原子力災害医療の把握、食料および宿泊の手配調達を行う総務班から構成する。

- c. 災害対策総本部長が原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合,災害対策本部(高松)本部長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な人員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。
- d. 災害対策本部(高松)本部長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。
- (2) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員を配置するために、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて災害対策本部(松山、高松)が中心となって社内外の関係各所と連係し、適切、かつ、効果的な対応を検討できる体制を確立する。

体制を確立するにあたっては、以下の事項を考慮する。

- a. 重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する 場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧を支援する体制を整備する。整備にあ たっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている 部品を用いた復旧に係る支援の実施を考慮する。
- b. 設備の補修を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる協力活動体制を継続して構築する。

変更前	変更後	備考
(3) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備にあたっては、以下の事項を考慮する。 a. 発電管理部長は、他の原子力事業者より、支援に係る人員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる化。原子力緊急事態支援組織からは、抜ばく低減のために透隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。 b. 発電管理部長は、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、主要な設備の取替部品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対象を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 c. 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を維続的に発電所へ供給できる体制を確立する。 5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施発を集めりまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は、1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 を電管理部長は、1.4で定めた計画を見直す場合は、原子力部長の承認を得る。	(3) 発電管理部長は、重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材を配備する。 資機材の配備にあたっては、以下の事項を考慮する。 a. 発電管理部長は、他の原子力事業者より、支援に係る人員の派遣、資機材の貸与および環境放 射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力無急事態支援組織からは、被ば、低減のために 遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活 動に係る助言を受けられるように支援計画を策定する。 b. 発電管理部長は、発電所外に保有している重大事故等対処設備に同種の設備。主要な設備の取 替部品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対策を実 施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。 c. 発電管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な複機材として、 食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電 所へ供給できる体制を確立する。 1.5 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は、1.4で定めた計画に基づき、重大事故等発生時の支援に関する活動を適切に行う。 6 重大事故等発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は、1.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとと もに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は、1.4で定めた計画を関するよう必要な措置を行う。 発電管理部長は、1.4で定めた計画を見直す場合は、原子力部長の承認を得る。	本頁変更なし

変更前 変更後 備考 2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備とし 安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備とし 組織整備に伴う変更 て、次の2.1項および2.2項を含む計画(訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項 て、次の2.1項および2.2項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を社内規定 (以下、本頁におい を除く)を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 て同じ) 訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練 の管理に係る事項として、次の2.1項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を 社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 **発電課長は、大規模指導発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に** 発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に 係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項および2.2項を含む計画を社内規定として策定し、原 係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項および2.2項を含む計画を社内規定として策定し、原 子炉主任技術者の確認を得て, 所長の承認を得る。 子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最 安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最 も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 また、中央制御室の機能喪失、発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事 また、中央制御室の機能喪失、発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事 故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう, 体制の整備, 充実を図る。 故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう,体制の整備,充実を図る。 このため、大規模損壊発生時の体制は、重大事故等対処のための体制を基本とし、大規模損壊対応 このため、大規模指導発生時の体制は、重大事故等対処のための体制を基本とし、大規模損壊対応 のための体制を整備、拡充するために、必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育 のための体制を整備、拡充するために、必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育 および訓練を付加して対応する。 および訓練を付加して対応する。 (1) 体制の整備 (1) 体制の整備 安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行 安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行 うために必要な要員を配置するために、大規模損壊の発生により、発電所災害対策要員の損耗等に うために必要な要員を配置するために、大規模損壊の発生により、発電所災害対策要員の損耗等に よる非常時の体制が部分的に機能しない場合(中央制御室の機能喪失含む)でも流動性を持って柔 よる非常時の体制が部分的に機能しない場合(中央制御室の機能喪失含む)でも流動性を持って柔 軟に対応できる体制を整備する。また、休日・夜間においても、発電所構内に「添付3 1.1(2)体 軟に対応できる体制を整備する。また、休日・夜間においても、発電所構内に「添付3 1.1(2)体 制の整備」で示す、運転員、緊急時対応要員および に加え消防要員8名を確保 制の整備」で示す、運転員、緊急時対応要員および に加え消防要員8名を確保 し、大規模損壊発生時は連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。 し、大規模損壊発生時は連絡責任者が初動の指揮を執る体制を整備する。 さらに、最低限の発電所災害対策要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。ま さらに、最低限の発電所災害対策要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。ま た、事故対処に必要な場合には、社内規定に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措 た、事故対処に必要な場合には、社内規定に定めた手順に限定することなく、事故収束に必要な措 置を講じる。 置を講じる。 a. 対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 a. 対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況に 以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない状況に おいても、発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 おいても、発電所災害対策要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。 (a) 休日・夜間における発電所構内の常駐者である運転員、緊急時対応要員および (a) 休日・夜間における発電所構内の常駐者である運転員, 緊急時対応要員および ならびに消防要員は、地震、津波等の大規模な自然災害またはAPC等による大規 ならびに消防要員は、地震、津波等の大規模な自然災害またはAPC等による大規 模損壊が発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により 模損壊が発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、建物の損壊等により 発電所災害対策要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している発電所災 発電所災害対策要員が被災するような状況においても、発電所構内に勤務している発電所災 害対策要員を発電所災害対策本部での役務に割り当てる等の措置を講じる。 害対策要員を発電所災害対策本部での役務に割り当てる等の措置を講じる。 (b) ブルーム放出時およびフィルタベント開始前には、最低限必要な発電所災害対策要員は緊 (b) プルーム放出時およびフィルタベント開始前には、最低限必要な発電所災害対策要員は緊 急時対策所 (EL. 32m) にとどまり、プルーム通過後またはフィルタベントによる被ばくの影 急時対策所 (EL. 32m) にとどまり、プルーム通過後またはフィルタベントによる被ばくの影 響が低下すれば、活動を再開する。その他の発電所災害対策要員は、総合事務所が使用でき 響が低下すれば、活動を再開する。その他の発電所災害対策要員は、総合事務所が使用でき

変更前	変更後	備考
る場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内退避し、総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し、その後、交代要員として発電所へ再度非常招集する。また、 は、フィルタベント時およびプルーム放出時においても にとどまる。 (c) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、発電所災害対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防組織は消火活動を実施する。また、原子力防災管理者または連絡責任者が、事故対応を実施または継続するために大型放水砲による泡消火等の実施が必要と判断した場合は、発電所災害対策本部要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については、休日・夜間時には連絡責任者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。 b. 対応拠点 本部長を含む発電所災害対策要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所(EL.32m)とし、 が対応を行うにあたっての拠点は を基本とする。また、緊急時対策所(EL.32m)以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。	る場合には総合事務所内緊急時対策所に屋内退避し、総合事務所が使用できない場合は発電所外へ一時避難し、その後、交代要員として発電所へ再度非常招集する。また、 は、フィルタベント時およびブルーム放出時においても にとどまる。 (e) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、発電所災害対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、自衛消防組織は消火活動を実施する。また、原子力防災管理者または連絡責任者が、事故対応を実施または継続するために大型放水砲による泡消火等の実施が必要と判断した場合は、発電所災害対策本部要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については、休日・夜間時には連絡責任者の指揮命令系統の下で消火活動を行う。 b. 対応拠点 本部長を含む発電所災害対策要員等が対応を行うにあたっての拠点は、緊急時対策所(EL.32m)とし、 が対応を行うにあたっての拠点は を基本とする。また、緊急時対策所(EL.32m)以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。	
(2) 対応要員への教育訓練の実施 各課長は、「添付3 1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者、連絡責任者および当直長への個別の教育訓練を実施する。 さらに、発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。 a. 基本とする教育訓練(力量の維持向上のための教育訓練) 別練計画課長および発電課長は、発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者(以下(2)において「指揮者等」という。)、運転員、 繁急時対応要員および消防要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内規定に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (a) 訓練計画課長は、緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 ア 中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練 (b) 訓練計画課長および発電課長は、発電所災害対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を、年1回以上実施す	(2) 対応要員への教育訓練の実施 各課長は、「添付3 1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者、連絡責任者および当直長への個別の教育訓練を実施する。 さらに、発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。 a. 基本とする教育訓練(力量の維持向上のための教育訓練) 安全技術課長および発電課長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全技術課長および発電課長は、発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者(以下(2)において「指揮者等」という。)、運転員、 原島時対応要員および消防要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内規定に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。 (a) 安全技術課長は、緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。 ア 中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練 (b) 安全技術課長および発電課長は、発電所災害対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を、年1回以上実施す	組織整備に伴う変更 (以下、本頁におい て同じ)
る。 (c) 訓練計画課長および発電課長は、発電所災害対策要員に対して、表-21 から表-31 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、下記事項を考慮して要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。	る。 (c) <u>安全技術</u> 課長および発電課長は、発電所災害対策要員に対して、表-21 から表-31 に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、下記事項を考慮して要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。	

変更前	変更後	備考
ア APC等による大規模損壊発生時における要員の役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。 イ 特重施設の対応を迅速に実施するために、高熱量下および照明機能低下などの悪条件を想定し、必要な的護具等を使用した教育訓練を実施する。 ウ 特重施設の対応を迅速に実施するために、 について熟知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および運転に必要な操作を自らが行う。発電所実を対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、部品交換の実習を自ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、透視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認および終進動の支留を定め対なを迅速に実施するために、設備および事故時用の資機対等に関する情報ならびに比内規定が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通して準備する。 は、それらの情報および社内規定を用いて、教育訓練を行うととで、設備資機対の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報および社内規定の管理を実施する。 は、それらの情報および社内規定を用いて、教育訓練を行うことで、設備資機対の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報および社内規定の管理を実施する。 は、それらの情報といて出内規定を用いて、教育訓練を名して準備する。 は、それらの情報といて出内規定を用いて、教育訓練を名して準備する。 は、それらの情報といて出内規定の出来を関係といて、関係を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	ア APC等による大規模損壊発生時における要員の役割に応じた教育訓練項目を年1回以上 実施する。 イ 特重施設の対応を迅速に実施するために、高線量下および照明機能低下などの悪条件を想定し、必要な防護具等を使用した教育訓練を実施する。 ウ 特重施設の対応を迅速に実施するために、 について熱知しておく必要があるため、現場を含めた教育訓練を行う。また、通常特に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の定期点検および連転に必要な操作を自めが行う。 発電所災害対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、那品交換の実習を目ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認および試施版の主会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。 エ 特重施設の対応を迅速に実施するために、設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備する。 は、それらの情報および社内規定を用いて、教育訓練を行うととも、設備資機材の保管場所、保管状態を把握し、取扱いの習熟を図るとともに、情報および社内規定の管理を実施する。 (d) 安全技術課長は、指揮者等、運転員および「一、対して、以下の教育訓練を実施する。 ア 特重施設からの操作による原子炉施設の学動に関する知識の向上を図り、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、APC等による大規模損壊発生時における重大事故等の内容、基本的な対処方法等、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。 イ 要員の役割に応じて、APC等による大規模損壊が発生した場合に原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための迅速かつ円滑な対応ができるよう、APC等による大規模損壊が発生した場合に加速を実施する。 ク 等課長は、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を有している者の中から、発電所災害対策要員として宿直当番(運転員および一、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、現事のは応じた必要な力量を維持できていない場合は、現事の場面に問題があると判断した場合、各課長は、生物者に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電機長が、教育訓練の計画に問題にないと判合、各課長は、当該者について役割が応じため、変と対衡課の計画に問題はないと判断した場合、各課長は、当該者について役割が応じたのと変を介重ないないことを確認し、安全技術課長は、当該者について役割が応じた必要な介量を有していないことを確認し、安全技術課長は、実施する。安全技術課長に応じた必要の対象に応じため、安全技術課長にはまして必要がある、安全技術課長にに応じため、安全技術課長は、表報にないためにとない	組織整備に伴う変更(以下、本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。	教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。	
ただし、運転員および が役割に応じた必要な力量を維持できていない 場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する ことを確認するための訓練 (技術的能力の確認訓練)	ただし、運転員および が役割に応じた必要な力量を維持できていない 場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。 b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(技術的能力の確認訓練)	
b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する	b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足する	組織整備に伴う変更(以下、本頁において同じ)
項を社内規定に定め、満足することを評価する。 イ APC等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め、満足することを評価する。 (c) APC等時の成立性の確認訓練等の確認結果を踏まえた措置	項を社内規定に定め、満足することを評価する。 イ APC等時の事故シナリオの解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定 に定め、満足することを評価する。 (c) APC等時の成立性の確認訓練等の確認結果を踏まえた措置	
APC等時の成立性の確認訓練等の結果、運転員および に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。 ア 発電課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 イ 当該者について「基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。 ウ 運転員および が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。	APC等時の成立性の確認訓練等の結果、運転員および となる者が、役割に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。 ア 発電課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。 イ 当該者について「基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。 ヴ 運転員および が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。	

d. 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練

訓練計画課長および発電課長は、重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合、大規模損壊発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」、「b. 技術的能力の確認訓練」および「c. APC等時の成立性の確認訓練等」を考慮した必要な教育訓練を実施する。

(3) 設備および資機材の配備

各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備および管機材を配備するにあたっては、以下の事項を考慮する。

 お規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生時への対応に必要な設備の配備および 当該設備の防護の基本的な考え方

各課長は、可撥型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に 機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。

また、大規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生時の共通要因で、同時に複数の 可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。

- (a) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また、1セットの可搬型重大事故等対処設備は、基準津波を一定程度超える津波による影響を考慮して、敷地高さ EL.+10mより可能な限り標高の高い場所に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう位置的分散を図り複数箇所に保管する。
- (b) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、APC等による大規模損壊発生時に同時に機能喪失させないよう、原子炉建屋および原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備
- (c) 可擬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備へのアクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また、連やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。

から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保する。

b. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機 材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない d. 重大事故等対処施設の使用開始に伴う教育訓練

安全技術課長および発電課長は、重大事故等対処設備または特重設備を新たに設置または改造する場合、大規模損壊発生時における対処のための手順を確実に実施するよう当該設備の運転上の制限を適用開始する日までに「a. 力量の維持向上のための教育訓練」、「b. 技術的能力の確認訓練」および「c. APC等時の成立性の確認訓練等」を考慮した必要な教育訓練を実施する。

(3) 設備および資機材の配備

各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な設備および資機材を配備するにあたっては、以下の事項を考慮する。

a. 大規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生時への対応に必要な設備の配備および 当該設備の防護の基本的な考え方

各課長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考 え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に 機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。

また、大規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生時の共通要因で、同時に複数の 可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。

- (a) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また、1セットの可搬型重大事故等対処設備は、基準津波を一定程度超える津波による影響を考慮して、敷地高さ EL. +10mより可能な限り標高の高い場所に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう位置的分散を図り複数箇所に保管する。と
- (b) 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備および電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋または原子炉補助建屋の外から水または電力を供給する注水設備または電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、APC等による大規模損壊発生時に同時に機能喪失させないよう、原子炉建屋および原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から100mの離隔距離を確保したとで、複数箇所に分散して保管する。

また,当該可撤型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備 から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保する。

- (c) 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するととも に、常設設備へのアクセスルートを確保した複数の接続口を設ける。また、速やかに消火およ びガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。
- b. 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

各課長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機 材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない

変更前	変更後	備考
状況を想定し配備する。 また、APC等による大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は、原子炉建屋および原子炉補助建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (a) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (b) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および線量計等の必要な資機材を配備する。 (c) 地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突に対して、大規模な燃料火災の発生に備え必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および可搬型泡放水砲等を配備する。 (d) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (e) 大規模損壊の発生時において、外部支援が受けられないことを想定して、防護具、放射線管理用資機材および食料等の資機材を確保する。 (f) 大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所の内外との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な複数の通信手段を整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、緊急時用携帯型通話設備、無線通信装置(可搬型)、衛星電話(可搬型)、衛星電話とした通信連絡手段として、緊急時用携帯型通話設備、無線通信装置(可搬型)、衛星電話(可搬型)、衛星電話とい流行動専用の通信連絡設備として無線通信装置(可搬型)を配備するとともに、消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置(可搬型)を配備するとともに、消火活動専用の通信連絡設備	状況を想定し配備する。 また、APC等による大規模損壊発生時の対応に必要な資機材は、原子炉建屋および原子炉補助建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (a) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (b) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および線量計等の必要な資機材を配備する。 (c) 地震および津波の大規模な自然災害による変圧器火災または故意による大型航空機の衝突に対して、大規模な燃料火災の発生に備え必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材および可搬型泡放水砲等を配備する。 (d) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (e) 大規模損壊の発生時において、外部支援が受けられないことを想定して、防護具、放射線管理用資機材および食料等の資機材を確保する。 (f) 大規模損壊の発生時において、指揮者と現場間、発電所の内外との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な複数の通信手段を整備する。 また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、緊急時用携帯型通話設備、無線通信装置(可搬型)、衛星電話(可搬型)、衛星電話の備みよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに、消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置(可搬型)を配備するとともに、消火活動専用の通信連絡設備として無線通信装置(可搬型)を配備する。	本頁変更なし

変更前 変更後 備考 2.2 手順書の整備 2.2 手順書の整備 本頁変更なし 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事 各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事 項について、対応手順を整備する。 項について、対応手順を整備する。 ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること ・炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること(特重施設を用いた対策を含む。) ・炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること(特重施設を用いた対策を含む。) ・原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること(特重施設を用いた対策を含む。) ・原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること (特重施設を用いた対策を含む。) ・使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対 ・使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対 策に関すること 策に関すること

(1) 大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっての考慮事項

所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策

各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性 のある外部事象として、大規模な自然災害またはAPC等を想定し、以下を考慮する。

・放射性物質の放出を低減するための対策に関すること(特重施設を用いた対策を含む。)

・APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電

a. 大規模な自然災害

- (a) 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性
- (b) 確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地 震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスへの対応
- (c) 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象 に対する緩和措置
- (d) 各課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な積雪,風(台風)、火山現象(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内規定に定める。

b. APC等

(a) 各課長は、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が 発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多 様性のある対応ができるよう社内規定に定める。

c. 大規模指導発生時の対応

- (a) 各課長は、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境に放出されるような万一の 事態に至る可能性も想定し、発電所内において使える可能性のある設備、資機材および人員を 最大限に活用した的確かつ状況に応じた柔軟で多様性のある手段を社内規定に定める。
- (b) 各課長は、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常 設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって、炉心注水、電源確保、 放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。
- (c) 安全技術課長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる発電所災害対策要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止または緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。
- (d) 安全技術課長および発電課長は、中央制御室および緊急時対策所 (EL. 32m) が機能喪失する 過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握および原子炉建屋等へのAPC等による大規模

(1) 大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっての考慮事項

所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための対策

各課長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するにあたっては、大規模損壊を発生させる可能性 のある外部事象として、大規模な自然災害またはAPC等を想定し、以下を考慮する。

・放射性物質の放出を低減するための対策に関すること(特重施設を用いた対策を含む。)

・APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電

a. 大規模な自然災害

- (a) 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性
- (b) 確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震および津波特有の事象として発生する事故シーケンスへの対応
- (c) 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象 に対する緩和措置
- (d) 各課長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な積雪、風(台風)、火山現象(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内規定に定める。

b. APC等

- (a) 各課長は、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が 発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多 様性のある対応ができるよう社内規定に定める。
- c. 大規模損壊発生時の対応
- (a) 各課長は、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境に放出されるような万一の 事態に至る可能性も想定し、発電所内において使える可能性のある設備、資機材および人員を 最大限に活用した的確かつ状況に応じた柔軟で多様性のある手段を社内規定に定める。
- (b) 各課長は、同時に機能喪失することがないよう配備している可撥型重大事故等対処設備、常 設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって、炉心注水、電源確保、 放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。
- (c) 安全技術課長は、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる発電所災害対策要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損防止または緩和、ならびに放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。
- (d) 安全技術課長および発電課長は、中央制御室および緊急時対策所 (EL.32m) が機能喪失する 過酷な状態において、原子炉施設の状態の把握および原子炉建屋等へのAPC等による大規模

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 変更前 変更後 備考 損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および 損壊発生時の適切な判断を行うため、必要な情報が速やかに得られるように情報の種類および 本頁変更なし 入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、社内規定に定める。 入手方法を整理するとともに、判断基準を明確にし、社内規定に定める。 (e) 安全技術課長は、中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられ (e) 安全技術課長は、中央制御室での監視および制御機能に期待できる可能性も十分に考えられ ることから、 運転員が使用する手順も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 ることから、運転員が使用する手順も並行して活用した事故対応も考慮した構成とする。 (f) 安全技術課長および発電課長は、原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等 (f) 安全技術課長および発電課長は、原子炉格納容器の破損を防ぐために、最優先すべき操作等 を迷うことなく判断し実施できるよう、以下の判断基準をあらかじめ社内規定に定める。 を迷うことなく判断し実施できるよう、以下の判断基準をあらかじめ社内規定に定める。 ア 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順着手 ア 特重施設の使用における原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作の手順着手 の判断基準 の判断基準 イ 原子炉格納容器の破損を防止または破損緩和のためにフィルタベントを実施する必要があ イ 原子炉格納容器の破損を防止または破損緩和のためにフィルタベントを実施する必要があ る場合において、フィルタベントを用いる判断基準 る場合において、フィルタベントを用いる判断基準 (g) 安全技術課長および発電課長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展 (g) 安全技術課長および発電課長は、発電所内の実施組織とその支援組織が連携し、事故の進展 状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内規定に定める。 状況に応じて実効的に対応を実施するため、以下を社内規定に定める。 ア 安全技術課長は、発電所災害対策本部が使用する手順書に、体制、通報および発電所災害 ア 安全技術課長は、発電所災害対策本部が使用する手順書に、体制、通報および発電所災害 対策本部内の連携等について明確に定める。 対策本部内の連携等について明確に定める。 イ 発電課長は、運転員および が使用する手順書に、事故の進展状況に応 イ 発電課長は、運転員および が使用する手順書に、事故の進展状況に応 じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。 じて構成を明確化し、手順書相互間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。

- (2) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作
- a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー

安全技術課長は、原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合、ブラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう判断フローを定める。また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。

(a) 大規模損壊発生の判断および対応要否の判断基準

原子力防災管理者または連絡責任者,および当直長は、大規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生(又は発生が疑われる場合)の判断材料となる情報連携を行う。

原子力防災管理者,連絡責任者または当直長は,以下の適用開始条件に該当すると判断すれば, 大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始 する。

【適用開始条件】

- ア 大規模な自然災害またはAPC等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合 または疑われる場合
- (ア) プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合(中央制御室の機能喪失を含む。)
- (イ) 使用済燃料ピットが損壊し、漏えいが発生した場合
- (ウ) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊(建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等)がプラントに発生した場合
- イ 原子力防災管理者または連絡責任者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と 判断した場合**

- (2) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作
- a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー

安全技術課長は、原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合、プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう判断フローを定める。また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。

(a) 大規模損壊発生の判断および対応要否の判断基準

原子力防災管理者または連絡責任者、および当直長は、大規模な自然災害またはAPC等による大規模損壊発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、ブラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生(又は発生が疑われる場合)の判断材料となる情報連携を行う。

原子力防災管理者,連絡責任者または当直長は,以下の適用開始条件に該当すると判断すれば, 大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始 する。

【適用開始条件】

- ア 大規模な自然災害またはAPC等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合 または疑われる場合
- (ア) プラント監視機能または制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合(中央制御室の機能喪失を含む。)
- (イ) 使用済燃料ピットが損壊し、漏えいが発生した場合
- (ウ) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊(建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等)がプラントに発生した場合
- イ 原子力防災管理者または連絡責任者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と 判断した場合**

ウ 当直長が大規模指壊時に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合**

※:大規模損壊に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合とは、重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をいう。

変更前

(b) 緩和操作を選択するための判断フロー

原子力防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断した後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。なお、APC等による大規模損壊が発生した場合は、「d.APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。

緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により原子 炉停止状況などのプラント状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認および可搬型計 測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。

中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況 把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位 を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作 を速やかに選択できるように、緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を 定める。

大規模損壊発生時に,可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において,発電所災害対策本部長が特重施設による対応が有効と判断した場合は,発電所災害対策本部長の指揮のもと, が特重施設の個別機能を用いた対応を行う。

なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使 用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することに より判断する。

b. 優先順位に係る基本的な考え方

発電所災害対策本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的 可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとと もに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、発電所災害対策要員お よび残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。

大規模損壊発生時は、原子炉建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから、より 健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。

また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および発電所災害対策要員の一部が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料貯蔵槽水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」に関する緩和等の措置について、人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ、人命の救助ならびに発電所災害対策要員の安全を確保して行う。

さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定しホイールローダ、その他重機を用いて斜面崩壊による土砂、建屋等の損壊によるガレキの撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセスルートおよび操作場所に支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の

ウ 当直長が大規模掲據時に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合**

※:大規模損壊に対応した手順を活用した支援が必要と判断した場合とは、重大事故等発生時 に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合をい う。

変更後

本頁変更なし

備考

(b) 緩和操作を選択するための判断フロー

原子力防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断した後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。なお、APC等による大規模損壊が発生した場合は、「d.APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応を行うために必要な手順書」による対応を実施する。

緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により原子 炉停止状況などのプラント状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認および可搬型計 測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。

中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況 把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位 を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作 を速やかに選択できるように、緩和操作を選択するための判断フローに個別操作への移行基準を 定める。

大規模損壊発生時に,可搬型設備等による対応を行うための個別対応手段において,発電所災害対策本部長が特重施設による対応が有効と判断した場合は,発電所災害対策本部長の指揮のもと, が特重施設の個別機能を用いた対応を行う。

なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備または設計基準事故対処設備の使 用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することに より判断する。

b. 優先順位に係る基本的な考え方

発電所災害対策本部長は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的 可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとと もに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、発電所災害対策要員お よび残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。

大規模損壊発生時は、原子炉建屋等は何らかの損傷を受けている可能性が高いことから、より 健全性が高いと考えられる特重施設による対応を可搬型設備等による対応に優先して選択する。

また、設計基準事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および発電所災害対策要員の一部が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料貯蔵槽水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」に関する緩和等の措置について、人命救助が必要な場合は原子力災害へ対応しつつ、人命の救助ならびに発電所災害対策要員の安全を確保して行う。

さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定しホイールローダ、その他重機を用いて斜面崩壊による土砂、建屋等の損壊によるガレキの撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセスルートおよび操作場所に支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の

消火活動を優先的に実施する。

原子力防災管理者または連絡責任者は、非常招集した発電所災害対策要員から原子炉施設の被 災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握(火災発生の有無、建屋の損壊状 況、アクセスルート損傷)を行う。原子力防災管理者または連絡責任者が原子炉施設の被害状況 を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基 づく対応を開始する。

対応の優先順位については、把握した対応可能な人員数、使用可能な設備および施設の状態に 応じて選定する。

(a) 原子炉施設の状況把握が困難な場合

プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観から施設の 状況を把握するとともに、対応可能な発電所災害対策要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉 格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火 災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替電源による給電に より、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にプラ ントの状態把握に努める。

外観から原子炉格納容器に明らかな損傷が確認された場合で、かつ海水取水のためのアクセス ルートが確保されている場合は、放射性物質の拡散抑制または大規模な火災に対する消火活動の ため大型ポンプ車を優先して準備する。

外観から原子炉格納容器が健全であることや原子炉施設周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。

使用済燃料ビットへの対応については、外観から燃料取扱棟が健全であることや使用済燃料ビット周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による補給を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部でのスプレイを行う。

(b) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合

ブラント監視機能が健全である場合には、運転員、緊急時対応要員または発電所災害対策本部 要員により原子炉施設の状況を速やかに把握し、緩和操作を選択するための判断フローに基づい て「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、 環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に 判断し、必要な緩和措置を実施する。

なお、部分的にパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。

c. 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書

各課長は、大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手段を可搬型設備等による対応手段として整備する。

また、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中 央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントバラメータ を監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順およ び現場にて直接機器を作動させるための手順、特重施設を用いた手順等を定める。 消火活動を優先的に実施する。

原子力防災管理者または連絡責任者は、非常招集した発電所災害対策要員から原子炉施設の被 災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握(火災発生の有無、建屋の損壊状 況、アクセスルート損傷)を行う。原子力防災管理者または連絡責任者が原子炉施設の被害状況 を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基 づく対応を開始する。

対応の優先順位については、把握した対応可能な人員数、使用可能な設備および施設の状態に 応じて選定する。

(a) 原子炉施設の状況把握が困難な場合

ブラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観から施設の 状況を把握するとともに、対応可能な発電所災害対策要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉 格納容器または使用済燃料ビットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火 災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替電源による給電に より、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にブラ ントの状態把握に努める。

外観から原子炉格納容器に明らかな損傷が確認された場合で、かつ海水取水のためのアクセス ルートが確保されている場合は、放射性物質の拡散抑制または大規模な火災に対する消火活動の ため大型ポンプ車を優先して準備する。

外観から原子炉格納容器が健全であることや原子炉施設周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。

使用済燃料ビットへの対応については、外観から燃料取扱棟が健全であることや使用済燃料ビット周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、常設設備または可換型設備による補給を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部でのスプレイを行う。

(b) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合

プラント監視機能が健全である場合には、運転員、緊急時対応要員または発電所災害対策本部 要員により原子炉施設の状況を速やかに把握し、緩和操作を選択するための判断フローに基づい て「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、 環境への放射性物質の放出低減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に 判断し、必要な緩和措置を実施する。

なお、部分的にパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。

c. 大規模損壊発生時に可搬型設備等による対応を行うために必要な手順書

各課長は、大規模損壊発生時における可搬型設備等による対応の手順書を整備するにあたっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた設備等を活用した手段を可搬型設備等による対応手段として整備する。

また、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中 央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントバラメータ を監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順およ び現場にて直接機器を作動させるための手順、特重施設を用いた手順等を定める。 本頁変更なし

安全技術課長は、大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は、特重施設の使用可否 を発電所災害対策本部で把握するために が、一部の特重施設の被害状況を確 認することを社内規定に定める。

変更前

- (a) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書
- ア 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

安全技術課長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、 大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。

また、地震および津波のような大規模な自然災害によって発電所内の変圧器火災等の大規 模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能なように多様な消火手段を定める。 手順書については、以下の(1)項に該当する手順等を含むものとする。

大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、大型放水砲等を用いた冷消 火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて可搬型放水砲等による泡消火を 準備する。また、早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。

発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線通話装置 の回線と事故対応用の無線诵話装置の回線は同一であることから、発電所災害対策本部との 継続した連絡が可能である。

イ 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(b)項 から(f)項、(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段

- (ア) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却およ び減圧を行う。2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統のフィ ードアンドブリード (特重施設を用いた手段を含む) を行う。
- (イ) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合 は、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬 型設備による炉心注水により原子炉を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生して いない場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却を行う。
- (ウ) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱によ る原子炉冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。
- (エ) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、格納容器内自然対流冷却に中型ポン プ車を使用するため準備に時間がかかることから、使用を開始するまでの間に原子炉格 納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、多様な格納容器スプレイ手段から早期 に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器内の 圧力および温度を低下させる。
- ウ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等

各課長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の (c) 項から(j) 項および(m) 項から(o) 項に該当する手順等を含むものとして定める。

原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段

(ア) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却およ び減圧を行う。2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統のフィ ードアンドブリード (特重施設を用いた手段を含む)を行う。また、原子炉冷却材圧力 バウンダリを減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接 変更後

安全技術課長は、大規模な自然災害による大規模損壊が発生した場合は、特重施設の使用可否 が、一部の特重施設の被害状況を確

(a) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書

を発電所災害対策本部で把握するために

認することを社内規定に定める。

ア 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

安全技術課長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、 大型放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。

また、地震および津波のような大規模な自然災害によって発電所内の変圧器火災等の大規 模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能なように多様な消火手段を定める。 手順書については、以下の(1)項に該当する手順等を含むものとする。

大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、大型放水砲等を用いた泡消 火について速やかに準備するとともに、火災の状況に応じて可搬型放水砲等による泡消火を 準備する。また、早期に準備可能な消防自動車による延焼防止のための消火を実施する。

発電所災害対策本部要員による消火活動を行う場合でも、消防用に使用する無線通話装置 の回線と事故対応用の無線通話装置の回線は同一であることから、発電所災害対策本部との 継続した連絡が可能である。

イ 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

各課長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(b)項 から(f)項、(m)項から(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段

- (ア) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却およ び減圧を行う。2次治却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統のフィ ードアンドブリード (特重施設を用いた手段を含む)を行う。
- (イ) 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合 は、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬 型設備による炉心注水により原子炉を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生して いない場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却を行う。
- (ウ) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱によ る原子炉冷却および格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。
- (エ) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、格納容器内自然対流冷却に中型ポン プ車を使用するため準備に時間がかかることから、使用を開始するまでの間に原子炉格 納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、多様な格納容器スプレイ手段から早期 に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器内の 圧力および温度を低下させる。
- ウ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等

各課長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の (c) 項から(i) 項および(m) 項から(o) 項に該当する手順等を含むものとして定める。

原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段

(ア) 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却およ び減圧を行う。2次冷却系からの除熱機能が喪失している場合は、1次冷却系統のフィ ードアンドブリード (特重施設を用いた手段を含む)を行う。また、原子炉冷却材圧力 バウンダリを減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接 本百変更なし

備考

変更後

本頁変更なし

備考

加熱による原子炉格納容器破損を防止する。

- (イ) 炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合は、原子炉格納容器の破損 を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備(特重施 設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融 デブリを冷却する。
- (ウ) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。
- (エ) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却または多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。
- (オ) 溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器パウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備 (特重施設を含む) および可搬型設備により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備 (特重施設を含む) および可搬型設備により原子炉を冷却する。
- (カ) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。
- エ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するため の対策に関する手順等

各課長は、使用済燃料ビットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(k)項、(m)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

使用済燃料ビットの水位を確保するための対策および燃料体等の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観から燃料取扱棟が健全であること、周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による補給を優先して実施し、常設設備による補給ができない場合は、可搬型設備による補給、内部からのスプレイ等を実施する。また、補給操作を行っても使用済燃料ビットの水位維持ができない大量の漏えいが発生した場合、燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ビットに近づけない場合は、大型放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。

オ 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等

各課長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書については、以下の(k)項、(1)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

加熱による原子炉格納容器破損を防止する。

- (イ) 炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合は、原子炉格納容器の破損 を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備(特重施 設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融 デブリを治却する。
- (ウ) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、2次冷却系からの除熱による原子炉冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。
- (エ) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却または多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。
- (オ) 溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器パウンダリへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備 (特重施設を含む) および可搬型設備により、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却する。また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注水手段から早期に準備可能な常設設備 (特重施設を含む) および可搬型設備により原子炉を冷却する。
- (カ) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉 格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水 素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラス部に漏えいした場合にも、水 素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素 濃度監視を実施する。
- エ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するため の対策に関する手順等

各課長は、使用済燃料ビットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(k)項、(m)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

使用済燃料ビットの水位を確保するための対策および燃料体等の著しい損傷を緩和する ための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観から燃料取扱棟が健全である こと,周辺の線量率が正常であることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替水位 計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備が可能な常設設備による補給を優先して実施 し、常設設備による補給ができない場合は、可搬型設備による補給、内部からのスプレイ等 を実施する。また、補給操作を行っても使用済燃料ビットの水位維持ができない大量の漏え いが発生した場合、燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ビットに近 づけない場合は、大型放水砲により燃料体等の著しい損傷の進行を緩和する対策を実施する。

オ 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等

各課長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書については、以下の(k)項、(1)項および(o)項に該当する手順等を含むものとして定める。

変更前	変更後
放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備による格納容器スプレイを実施する。また、原子炉格納容器の破損状況等により、放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合または大型放水砲による放水が必要と判断した場合は、大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、使用済燃料ビットへの内部からのスプレイによる放射性物質の放出低減を優先して実施し、燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ビットに近づけない場合は、大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 (b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」	放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備(特重施設を含む)および可搬型設備による格納容器スプレイを実施する。また、原子炉格納容器の破損状況等により、放射性物質の異常な水準の放出の抑制が必要と判断されれば、特重施設による対応を実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合または大型放水砲による放水が必要と判断した場合は、大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は、使用済燃料ビットへの内部からのスプレイによる放射性物質の放出低減を優先して実施し、燃料取扱棟の損壊または現場線量率の上昇により使用済燃料ビットに近づけない場合は、大型放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。 (b) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に原子炉を冷却するための手順等」

(c) 「3. 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するため

の手順等」の手順を用いた手順等を定める。

を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順 等」の手順を用いた手順等を定める。

(f) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 の手順を用いた手順等を定める。

(g) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための 手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(h) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するた めの手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(i) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止 するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(j) 「10. 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防 止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(k) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ビットの冷却等のための手順等」 の手順を用いた手順等を定める。

(c) 「3. 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するため の手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(d) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉を冷却するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に原子炉 を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(e) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」

を冷却するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順 等」の手順を用いた手順等を定める。

(f) 「6. 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」 の手順を用いた手順等を定める。

(g) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための 手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(h) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するた めの手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(i) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止 するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(j) 「10. 水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防 止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。

(k) 「11. 使用済燃料ビットの冷却等のための手順等」

各課長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ビットの冷却等のための手順等」 の手順を用いた手順等を定める。

本頁変更なし

備考

変更前	変更後	備考
変叉和 (1) 112. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (m) 113. 重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (n) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表-14「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (o) 「2.1 可漿型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b)項から(n)項の手順に加えて、以下の手順等を定める。 (プレントライン系とサポート系の同時機能喪失を想定し、光てんポンプ(B,自己冷却式)と加圧器透がし弁開操作(窒素ボンベ、可酸型蓄電池)による1次冷却系統のフィードアンドプリードを実施する手順 (イ) 非常用ガスタービン発電機または空治式非常用発電装置からの電源供給にて炉心または原子炉格納容器への注水設備と変気を出器への造水設備を同時に使用する手順 イ原子炉格納容器への注水設備と蒸気変と器への造水設備を同時に使用する手順 イ原子炉格納容器への注水設備と変気を出器への造水が優別であり手順等 (ア) 通常の電源系統が使用できない場合に電素が必然上を使蔵させるための手順等 (ア) 通常の電源系統が使用できない場合で電源を供給する手順 (イ) アニュラス排気ファン起動不能時に窒素ボンベによるアニュラス排気ファン出入口弁を開とする手順 (イ) アニカス排気ファン起動不能時に窒素ボンベによるアニュラス排気ファン出入口弁を開とする手順 (イ) 使用流燃料に対している場合電を表示している場合で変な場合に中型ボンブ車に対像に近づけない場合に大型ボンブ車により補給が必要な場合に中型ボンブ車により取水する手順 エ その他の手順等 (ア) ドライエリアに海水が滞留している場合に中型ボンブ車により取水する手順 エ その他の手順等 (ア) ドライエリアに海水が滞留している場合に中型ボンブ車により取水する手順 (イ) 可憐型モニタ等により、野子炉施設局のでの放射線を監視する手順	(1) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表 - 12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (m) 「13. 重大事故等対策にて整備する表 - 13 「重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (m) 「14. 電源の確保に関する手順等」 各課長は、重大事故等対策にて整備する表 - 14 「電源の確保に関する手順等」の手順を用いた手順等を定める。 (n) 「2.1 可樂型設備等による対応手順等」 各課長は、東規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b) 項から(n) 項の手順に加えて、以下の手順等を定める。 (o) 「2.1 可樂型設備等による対応手順等」 各課長は、大規模損壊発生時に重大事故等対策で定めている(b) 項から(n) 項の手順に加えて、以下の手順等を定める。 ア 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を緩和するための手順等 (ア) フロントライン系とサポート系の同時機能喪失を想定し、充てんポンプ (B, 自己冷却式) と加圧器造がし弁開機作(資素ボンペ、可樂型蓄電池) による1 次冷却系統のフィードアンドプリードを実施する手順 (イ) 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの電源供給にて炉心または原子炉格納容器の改損機和および放射性物質の放出を低減させるための手順等 (ア) 通常の電源系統が使用できない場合に水素爆発抑制のために使用する設備 (イグナイタ、アニュラス排気ファン等) へ現場分電盤から直接ケーブルを敷設することで電源を供給する手順 (イ) アニュラス排気ファン起動不能時に変素ボンベによるアニュラス排気ファン出入口弁を開きする手順 ウ 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための手順等 (ア) 使用済燃料ビットから大量の漏えいが発生し、使用済燃料ビットが修に近づけない場合にシャッターを開放し、中型ボンブ車、加圧ボンブ車および小型放水砲により使用済燃料ビットの外から放水する手順 (イ) 使用済燃料ビットの外から放水する手順 エ その他の手順等 (ア) ドライエリアに海水が滞留している場合に中型ボンブ車により取水する手順 (イ) 可換型モニタ等により原子炉施設周辺での放射線を監視する手順 (イ) 可換型モニタ等により原子炉施設周辺での放射線を監視する手順	7期 ち

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

変更前	変更後	備考
(b) 特重施設における具体的な手順 ア 安全技術課長および発電課長は、表-21から表-31に定めるAPC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順について社内規定に定める。 イ 安全技術課長および発電課長は、本来の用途以外の用途として原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時に使用する影備を含めて、通常時に使用する系統から弁操作等により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から弁操作等により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時に使用する系統から連やかに切替えるために必要な手順等を社内規定に定める。 ウ 安全技術課長および警電書、連絡責任者または当直長が判断した場合に、以下の原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時に対処するための事項について社内規定に定める。 (ア) 原子力防災管理者、連絡責任者または当直長は、運転員およびに特重施設による対応を指示する。また、緊急時対応要員に、特重施設による対応と並行して、可擦型設備等による対応準備を指示する。 (イ) は、特重施設による対応の指示を受けた後は、その後、原子力防災管理者、連絡責任者または当直長から指示がなくとも手順着手の判断基準に基づき手順に従った対応を行い、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する。 (ウ) 特重施設を用いた大規模損壊時の対応中に設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備による対応が可能となり、特重施設による対応を実施する必要がないと原子力防災管理者が判断した場合は、原子力防災管理者の指揮のもと、通常のブラント停止操作または「c、大規模損壊発生時に可操型設備等による対応を行うために必要な手順書」で整備する大規模損壊略の手順を用いた対応に移行する。 (エ) 必要に応じて発電所災害対策本部と	(b) 特重施設における具体的な手順 ア 安全技術課長および発電課長は、表-21から表-31に定めるAPC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた対応に必要な措置の運用手順について社内規定に定める。 イ 安全技術課長および発電課長は、本来の用途以外の用途として原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時に使用する設備を含めて、通常時に使用する系統から弁操作等により速やかに切替えられるよう当該操作等を明確にし、通常時の使用する系統から并操作等により速やかに切替えられら必要な手順等を社内規定に定める。 ウ 安全技術課長および発電課長は、APC等による大規模損壊発生時または発生するおぞれがあると原子力防災管理者、連絡責任者または当直長が判断した場合に、以下の原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時に対如するための事項について社内規定に定める。 (ア) 原子力防災管理者、連絡責任者または当直長は、運転員およびに特重施設による対応を指示する。また、緊急時対応要員に、特重施設による対応と並行して、可機型設備等による対応準備を指示する。 (イ) は、特重施設による対応を関係を担いたが表でした。 手順に従った対応を行い、原子が格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する。 (ウ) 特重施設を用いた大規模損壊時の対応中に設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備による対応が可能となり、特重施設による対応を実施する必要がないと原子力防災管理者が判断した場合は、原子力防災管理者が判断した場合は、原子力防災管理者が判断した場合は、原子力防災管理者が判断した場合は、原子力防災管理者の指揮のもと、通常のブラント停止操作または「c、大規模損壊発生時に可換型設備等による対応を行うために必要な手順書」で整備する大規模損壊時の手順を用いた対応に移行する。 (エ) 必要に応じて発電所災害対策本部と	備考本頁変更なし
エ 安全技術課長および発電課長は、特重施設による対応の判断基準として確認される水位、 圧力等の計測可能なパラメータを整理し、社内規定に定めるとともに、以下の原子炉建屋等 へのAPC等による大規模損壊発生時に対処するための事項についても社内規定に定める。 (ア) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定すること。 (イ) パラメータが故障等により計測不能な場合における代替パラメータおよび代替確認 手段にて当該パラメータを推定する方法に関すること。	エ 安全技術課長および発電課長は、特重施設による対応の判断基準として確認される水位、 圧力等の計測可能なパラメータを整理し、社内規定に定めるとともに、以下の原子炉建屋等 へのAPC等による大規模損壊発生時に対処するための事項についても社内規定に定める。 (ア) 監視することが必要なパラメータをあらかじめ選定すること。 (イ) パラメータが故障等により計測不能な場合における代替パラメータおよび代替確認 手段にて当該パラメータを推定する方法に関すること。	

変更前	変更後	備考
(ウ) 特重施設による対応におけるバラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視 バラメータ等に関すること。 (エ) および発電所災害対策本部要員が監視すべきバラメータの適定。 状況の把握およびバラメーク挙動予測ならびに影響評価のための判断情報に関すること。 オ 安全技術課長および発電課長は、原子炉建屋等へのAPC等により想定される大規慎損壊を引き起こす前性があるかを考慮して、物重施設の機能の維持および事故の緩和対策をもらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内規定に定める。 (ア) 原子炉建屋等へのAPC等による大規慎損壊発生時または落生するおそれがあると原子が防災管理者、連絡責任者または当直長が判断した場合、原子炉の停止および冷却操作を行う手順を社内規定に定める。 カ 安全技術課長は、大規模損壊発生時のブラント全体のアクセスルートの確保および潜水流の把機による対応を行うとともに、並行して可嫌型設備等による対応準備も行うことを社内規定に定める。キ 安全技術課長は、大規模損壊発生時のブラント全体のアクセスルートを確保するとともに、障害物を除去可能なホイールローグ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する等、実効性のある選用管理を社内規定に定める。ウ 安全技術課長は、「の汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ(必要により物品等を含む)、防護具の着替え等を行うために、チェンジングエリア用資機材を配備し、選用する手順を社内規定に定める。 ウ 有番ガス対する防護指置してきまる。カの残余中の有電ガス強度を有塞ガス防護のための判断基準値以下とするため体制と手順を定める。ア 固定源に対し、「添付2 7.4 (1) a、有毒ガス防護の確認に関する手順」の(b)項および(c)項により、	(ウ) 特重施設による対応におけるバラメーク挙動予測、影響評価すべき項目および監視 バラメータ等に関すること。 (エ) および発電所災害対策本部要員が監視すべきパラメータの選定、 状况の把題およびパラメーク挙動予測ならびに影響評価のための判断情報に関すること。 オ 安全技術課長および発電課長は、原子炉建屋等へのAPC等の前兆事象を把握ができるか、原子炉建屋等へのAPC等により起定される大規模損壊を引き起こす可能性があるかを考慮して、特重施設の機能の維持および事故の終和対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を牡内規定に定める。 (ア) 原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時または発生するおぞれがあると原子力防災管理者、連絡責任者または当直長が判断した場合、原子炉の停止および冷却操作を行う手順を牡内規定に定める。 カ 安全技術課長は、原子炉建屋等へのAPC等による大規模損壊発生時は、特重施設による対応を行うとともに、並行して可搬型設備等による対応準備も行うことを牡内規定に定める。キ 安全技術課長は、大規模損壊発生時のブラント全体のアクセスルートの確保および被害が決定が提供して複数のアクセスルートを確保するともに、臓害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる発電所災害対策要員を確保する等、実効性のある運用管理を牡内規定に定める。ク 安全技術課長は、 (国) の汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ(必要により物品等を含む)、防護具の着替え等を行うために、チェンジングエリア用資機材を配備し、運用する手順を牡内規定に定める。 (c) 有電ガスに対する防護持置 放射線・化学管理課長は、APC等による大規模損壊発生時または発生するおみの身体サーベイ(必要に多な各種の操作を行うことができるようにする。ア 固定源に対し、「添付27・4(1)。有電ガス防護の確認に関する手順」の(b) 項および(c) 項により、	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
2.3 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1 および 2.2 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全の ための活動を適切に行う。	2.3 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1 および 2.2 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全の ための活動を適切に行う。	
 2.4 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動の定期的な評価 (1) 各課長は、2.3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、2.1および2.2で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。 	評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。 (2) 安全技術課長および発電課長は、2.1 および2.2 で定めた事項について1年に1回以上定期的に	組織整備に伴う変更 (以下,本頁におい て同じ)
 2.5 大規模損壞発生時の支援に関する活動原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。発電管理部長は、大規模損壞発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 (1)災害対策総本部体制の確立原子力災害発生時における災害対策本部(松山、高松)の設置による発電所への支援体制は、「添付31.4重大事故等発生時の支援に関する活動」で示す支援体制と同様とする。 (2)外部支援体制の確立原子力災害発生時における外部支援体制は、「添付31.1重大事故等対策のための計画の策定」および「添付31.4 重大事故等発生時の支援体制は、「添付31.1 重大事故等対策のための計画の策定」および「添付31.4 重大事故等発生時の支援体制は、「添付31.1 重大事故等対策のための計画の策定」および「添付31.4 重大事故等発生時の支援体制する活動」で示す支援体制と同様とする。 	を行う体制の整備として、次の(1)および(2)を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、原子力本部(松山)および本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。発電管理部長は、大規模損壊発生時の体制について、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。 (1)災害対策総本部体制の確立	
2.6 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は、2.5 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。	2.6 大規模損壊発生時の支援に関する活動の実施 発電管理部長は、2.5 で定めた計画に基づき、大規模損壊発生時の支援に関する活動を適切に行う。	
2.7 大規模損壊発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は、2.6 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は、2.5 で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は、2.5 で定めた計画を見直す場合は、原子力部長の承認を得る。	2.7 大規模損壊発生時の支援に関する活動の定期的な評価 発電管理部長は、2.6 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うととも に、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 また発電管理部長は、2.5 で定めた事項について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、 評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要な措置を行う。 発電管理部長は、2.5 で定めた計画を見直す場合は、原子力部長の承認を得る。	
2.8 秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報(以下「秘密情報」という。)に関連する業務においては、事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で、取扱者を限定し、適切に管理・保持する。なお、特重施設に関するその他の関連情報についても、その秘匿性に応じて、適切に管理する。	2.8 秘密情報の管理 特重施設に関する航空機等の特性等に係る情報(以下「秘密情報」という。) に関連する業務においては、事前に秘密情報の取扱管理責任者を定めた上で、取扱者を限定し、適切に管理・保持する。なお、特重施設に関するその他の関連情報についても、その秘匿性に応じて、適切に管理する。	